

(第一類 第五号)

衆第一回議院
大蔵委員会議

委員會議錄第十二號

一五九

同月四日	所得税の大幅減税等に関する請願（石田幸四郎君紹介）（第二〇三四号）
同月四日	同（斎藤節君紹介）（第二〇三九号）
同月四日	同（坂口力君紹介）（第二〇四〇号）
同月四日	同（新村勝雄君紹介）（第二〇四一号）
同月四日	同（田並胤明君紹介）（第二〇四二号）
同月四日	同（高沢寅男君紹介）（第二〇四三号）
同月四日	同（富塙三夫君紹介）（第二〇四四号）
同月四日	同（春田重昭君紹介）（第二〇四五号）
同月四日	同（東中光雄君紹介）（第二〇四六号）
同月四日	同（正森成一君紹介）（第二〇四七号）
同月四日	同（松本善明君紹介）（第二〇四八号）
同月四日	同外一件（矢追秀彦君紹介）（第二〇四九号）
同月四日	同外一件（山口鶴男君紹介）（第二〇五〇号）
同月四日	同外一件（山口鶴男君紹介）（第二〇五一号）
同月四日	同（山下八洲夫君紹介）（第二〇五二号）
申告納税制度改悪反対等に関する請願（上田阜三君紹介）（第二〇五三号）	申告納税制度改悪反対等に関する請願（上田阜三君紹介）（第二〇五四号）
同（浦井洋君紹介）（第二〇五五号）	同（新村勝雄君紹介）（第二〇五六号）
大額減税の実現、大型間接税導入反対等に関する請願（坂口力君紹介）（第二〇五九号）	同（正森成一君紹介）（第二〇五六号）
同（松本善明君紹介）（第二〇六〇号）	同（三浦久君紹介）（第二〇五七号）
公立高校用地確保のため筑波移転跡地払い下げ等に関する請願（有島重武君紹介）（第二〇六一号）	同（矢追秀彦君紹介）（第二〇五八号）
同（長田武士君紹介）（第二〇六二号）	大額減税の実現、大型間接税導入反対等に関する請願（坂口力君紹介）（第二〇五九号）
同外一件（工藤亮君紹介）（第二〇六三号）	同（高沢寅男君紹介）（第二〇六〇号）
同（斎藤節君紹介）（第二〇六四号）	同（松本善明君紹介）（第二〇六一号）
同（高沢寅男君紹介）（第二〇六五号）	同（中川嘉美君紹介）（第二〇六六号）

身体障害者使用自動車に対する地方道路税、揮発油税免除等に関する請願（上野建一君紹介）	（浜野剛君紹介）（第二〇六七号）
（不破哲三君紹介）（第二〇六八号）	（松本善明君紹介）（第二〇六九号）
申告納税制度の改悪反対等に関する請願（小沢和秋君紹介）（第二〇七〇号）	（近江巳記夫君紹介）（第二〇三六号）
（長田武士君紹介）（第二〇三七号）	（経塚幸夫君紹介）（第二〇三八号）
（斎藤節君紹介）（第二〇三九号）	（坂口力君紹介）（第二〇四〇号）
（新村勝雄君紹介）（第二〇四一号）	（新村勝雄君紹介）（第二〇四二号）
（田並胤明君紹介）（第二〇四四号）	（高沢寅男君紹介）（第二〇四三号）
（高沢寅男君紹介）（第二〇四三号）	（富塙三夫君紹介）（第二〇四四号）
（春田重昭君紹介）（第二〇四五号）	（春田重昭君紹介）（第二〇四五号）
（東中光雄君紹介）（第二〇四六号）	（東中光雄君紹介）（第二〇四六号）
（正森成一君紹介）（第二〇四七号）	（正森成一君紹介）（第二〇四八号）
（佐藤敬治君紹介）（第二〇四九号）	（佐藤敬治君紹介）（第二〇五〇号）
（新村勝雄君紹介）（第二〇五一号）	（新村勝雄君紹介）（第二〇五二号）
（伊藤茂君紹介）（第二〇五三号）	（伊藤茂君紹介）（第二〇五四号）
（堀昌雄君紹介）（第二〇五五号）	（堀昌雄君紹介）（第二〇五六号）
（山中末治君紹介）（第二〇五九号）	（山中末治君紹介）（第二〇五九号）
申告納税制度改悪反対等に関する請願（井上一成君紹介）（第二〇三〇号）	申告納税制度改悪反対等に関する請願（井上一成君紹介）（第二〇三〇号）
同外一件（伊藤茂君紹介）（第二〇五三号）	同外一件（伊藤茂君紹介）（第二〇五三号）
（野口幸一君紹介）（第二〇五三号）	（野口幸一君紹介）（第二〇五三号）
（村山富市君紹介）（第二〇五三号）	（村山富市君紹介）（第二〇五三号）
（和田貞夫君紹介）（第二〇五四号）	（和田貞夫君紹介）（第二〇五四号）
（三浦久君紹介）（第二〇五七号）	（三浦久君紹介）（第二〇五七号）
（矢追秀彦君紹介）（第二〇五八号）	（矢追秀彦君紹介）（第二〇五八号）
（高沢寅男君紹介）（第二〇五九号）	（高沢寅男君紹介）（第二〇五九号）
（松本善明君紹介）（第二〇六〇号）	（松本善明君紹介）（第二〇六〇号）
は本委員会に付託された。	は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案（内閣提出第五〇号）
特許特別会計法案（内閣提出第五一號）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）
昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第五三号）

昭和五十九年度は、ちょうどこの見直しの時期に当たり、また、同年度の厳しい財政事情にもかんがみまして、各種手数料等の金額について全般的な見直しを行い、これらの事務に係る所要の経費に見合った改定を行うことにより費用負担の適正化を図ることとするとともに、昭和五十六年度をもつてその歳出とすることとしております。

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案及び特許特別会計法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案につきまして御説明申し上げます。
各種行政事務に係る手数料等、すなわち、特許料、登録料、試験手数料、書類の交付手数料等につきましては、これまで三年ごとに見直しを行いつつ、これら手数料等の改定を行ってきておりま

す。
近年における特許等工業所有権の出願件数の著しい増大、その内容の高度化・複雑化等に対処するため、コンピュータ化を中心とする総合的施策を講ずることにより、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、これを一般会計と区分して経理することが適当と認め、この法律案を提案することいたしました次第であります。
以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、特許等工業所有権に関する事務に係る経理を行うことを目的とし、通常産業大臣が管理することとしております。
第二に、この特別会計は、郵政事業特別会計から特許印紙に係る受入金その他の収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費その他の諸費

その他、この特別会計の予算及び決算の作成及び提出に關し必要な事項を初め、一般会計からの繰り入れ、剩余金の繰り入れ、借入金の借り入れ等必要な事項を定めることとともに、この特別会計の設置に伴い必要な経過規定を設け、関係法律の諸規定の整備を行うこととしておりま
す。

願いしました理由でござりますけれども、これも御存じのよう、我が國の特許の処理が大変おくられておりまして、諸外国等と比べますと、このままでいきますといふるの問題が生じてくるということが一番大きな背景になつております。現在でも、特許等を出願いたしまして、一年三カ月くらいの処理にかかるておりますし、このまま推移いたしますと、十年後くらいには七年くらいかかるのじゃないかというような予想も立てられるような状況であるわけでございます。

技術も使った処理方式がとられる必要があるとうのは、時代に対応する今日の問題であろうといふうな気がいたします。ただ、会計、財政面からいいますと、臨調の答申その他いろいろな意味でさらに努力をされなければならない面があるわけでありまして、そういう面についての努力と並行して行われないと、さまざま指摘をされている問題点が依然として残つていくということにもなりかねない。そういう面をきちんとしなければならないと思います。

について、若干時間はかかるだらうけれども極力努力をしていきたいとかいうふうな見解が出されていますが、全体としてそういう努力が今日どう進められているのか。大蔵省の庁内でも、あるいは財政審も含めまして、どういう努力がなされているのか。

それから、私は思いますが、そういう中の一つとして、特別会計にはさまざまの額とさまざまの内容がある。しかし、その共通のルールといいますか、あるいはできれば共通法といいますか、そ

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください
ますようお願い申し上げます。

○ 瓦委員長 これより両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

けの

一つとして挙げられるのではないかと考えるわ
でございます。

もある。メリット、デメリット、両面あると思うんですね。今日の時代ですから、やはりこういう特別会計をつくるに当たっては、さまざま指摘さ

○平澤政府委員 御存じのように、特別会計につきましては財政法第十三条に「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする」という規定が第

で、臨調等の答申もござりますように、特別会計の新設は極力抑制ということをございますので、別途機械類の信用保険特会を廢止して、数として差し引きゼロということでお願いしたいということです。

○伊藤(茂)委員 というふうな趣旨が文書でも出ておりますが、今平澤さんが言ったような趣旨に立って、特許料等の改定により増徴を図るとともに、一般会計と区分して経理することとする。ちょっとこれの文章も。「増徴」というのはおかしい。增收か負担をお願いするかわからないけれども、徵兵の「徵」が書いてありますから注意してください。

れている論点も含めて、デメリットがないように計画、運用の考え方が立てられる必要があるといふふうに思います。今までの論議の経過を含めて、そういう視点をどうお持ちになつてこの特別会計の創設を提案なさつてあるのか。

兼ね合わせまして、臨調答申などで問題がさまざま指摘をされました後、指摘をされた問題についての改善の努力、どうしたらいいのかというごとにについてさまざまの研究なども行われていてるようであります。昨年二月に当委員会で議論をしましたときにも答弁をいただきまして、財政制度審議会の中に小委員会をつくつて抜本的な勉強をしようということで開始をしておりますということ

一項にございまして、それから第一項に、その特別会計は三つの場合がある、特定の事業を行なう場合、特定の資金を保有する場合、それからあとと経理を区分して行う必要がある場合、このように三つに分けておるわけでございます。

最後の御質問からお答えすることになると思いますが、このように財政法上は、特別会計につきまして共通的に規定しておりますのは、この十三条ということでござります。しかし、今申し上げましたように、三つの場合に特別会計の設置を認めているわけですが、現在三十八あるわけでござりますけれども、特別会計の中身を一つ一つ見ますと極めて多様な中身になっておりまして、これ

○平澤政府委員 今回、特許特別会計の創設をお

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和五十九年四月六日

けでございます。そういう意味で、個別に特別会計法をお願いしておのの設置しているというのが現実の姿ではないかというふうに思うわけでござります。

そこで、その前の御質問へのお答えになるわけでござりますけれども、御指摘のように臨調の答申で、この特別会計につきましてはできるだけ整理合理化していくべきであるという答申が出されでござります。若干詳しくなります

が、指摘を受けておりますのは、特別会計の設置の抑制と見直しの推進を積極的にやるべきであるということが一つございます。この特別会計の新設につきましては、昭和四十二年に四十五という数の特別会計がございましたが、その後設置を抑制いたしまして、現在、先ほど申し上げましたように三十八という数字になつてゐるわけでござります。特に五十年度以降は四十二特会を三十八と

いうことで、四つ廃止しているということでござります。そういう意味で、新設については極力抑制しておりますし、今回も先ほど申し上げましたように、機械類信用保険特会をかわりに廃止するということでこの方針を貫いているということであります。

それから、二番目に臨調で言つておりますの

は、この特別会計の運営について改善していくべきであるということでござります。先ほど委員からこの点特に御指摘がございましたように、これらこの点特に御指摘がございましたように、これにつきましても各般の努力を予算編成等の過程においてきておいでございます。御存じおいでございますが、これで一つのいい方向のモデルとして運用さ

れるべきであらうという気持ちで申し上げたわけ

であります。

具体的な特別会計がつくられて、今後どうなつていくのかということに関連をした御質問を幾つと/oroでございますが、これにつきましてもいろいろの措置をとつてきているわけでございます。

それから、三番目に臨調答申で言つております

のは、特別会計の会計経理の明確化をすべきではないかということでございます。特に損益計算書の作成を義務づけてはどうかということがござりますが、これらの点につきましては財政審の公企業会計小委員会で、特別会計を含めて公企業の方全般について現在調査、審議を行つていろいろ策をとつていただきたい、このように考えておりま

す。

○伊藤(茂)委員 私が申し上げたのは、臨調答申で指摘をされたそういう建前論、論点以外に、またそれ以上に、この数年間当委員会あるいは私どもの審議としては、この特会制度についてはさまざまの苦々しい思い出があるわけでありまして、補助貨幣積立金と減税財源の問題も大分ごまかされたという思いで、私どもいたわけであります。それから、財政再建上のことにいたしましても、特に昨年度、税外収入が非常に大きな額が見積もられまして、その中でこの特別会計の幾つかにも手がつけられたというような経過があつたわけであります。数年前にはそれらのことはよく説明もされないし、我々もよくわからない、そういう中でさまざまの法案の審議なり議論なりせざるを得なかつたということがあるわけであります。

○若杉政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、工業所有権制度、特許制度といふものが非常に公共性の高いものであり、これは、この特会法第一条で言つてあるよう、そういう発展、産業施策の重要な一環であり、また公共の利益というふうな側面、こういう面も大事であるところに、あるいはそれを利用する人というところに限定された受益者負担というもののより、こうしては、高度技術国家を目指す我が国の立場と

利害という立場が出ております。それから、

今回の特会制度をつくる経過の中では、臨調に出

した通産省の資料などなどの中では、やはり受益者負担という原則が貫かれています。受益者負担と

は、公共の利益とのバランスが特に崩れるという

ことはないと思っております。

もちろん、この会計は事業会計じゃございません、区分経理特会でございまして、収益を一切目利益というふうな側面、こういう面も大事であるところを考えておりますが、どうお考えですか。

○若杉政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、工業所有権制度、特許制

度といふものが非常に公共性の高いものであり、

これは、この特会法との関係でござりますけ

ども、まず基本的な工業所有権制度のフレーム

ワーク、つまり出願審査あるいは権利の付与、権

利の期間あるいは権利の内容、そういう基本的な

工業所有権制度のフレームワークは、御承知のと

おり、一切、まず変わっておりません。今後も基

本的には変わらないものと思ひます。

ただ、特別会計制度を導入することによって、

料金体系の問題とか、あるいは、事業性を重視す

る余り、そういうある種の公共的な立場とのアン

バランスが出てくるのではないか、こういう御懸念

でございまして、そういう状態が今日まであつ

て、これからどうなるのだろうか、これからのことですから、と思うわけであります。

私は、これから社会の変化を考えると、幾

つかさまざまな要因を考えなければならぬとい

うことではなかつたと思います。激しいテンポで高

技術化社会といふものに移行していく、そういう

中で、一面では極めて激しい開発競争、企業間、

国際間競争を含めた激しい技術開発競争が展開さ

れているというわけであります。そういう面が

ら見れば、さまざまの開発技術申請件数もふえる

ことも十分勘案いたしまして、そしてなおかつ世

界各国も通観しますと、先進国系統のかなりの国

におきまして、やはり特別会計制度の導入ととい

うのを既にかなり前から実施しているという現実も

ございます。さような意味合いで、我々として

は、公共の利益とのバランスが特に崩れるという

ことはないと思っています。

もちろん、この会計は事業会計じゃございません、区分経理特会でございませんし、まだ、先

ほど冒頭申しましたように、いろいろな特許制度

にかかる一般サービスというのがござります。

資料館の特許情報サービスとかいろいろなサービ

スについても、今後とも一切変更するものはございませんので、特に今後特会制度を導入したか

らといって、その基本フレームワークが変わるも

のではないと我々は確信しておるわけでございま

す。

も相當高いと言われるわけであります。仲介業者から見ますと、やはり今日の技術開発の状態を最もして、非常に高度な技術内容とベースが必要となるわけでありまして、開発には膨大な人員と膨大なエネルギーが投入されている。したがって、さまざまの工業特許に関する内容にいたしましても、非常にコストの高いものになつてくるといふふうな側面もあるのではないか。そういうことを考えますと、非常に多い出願数との将来というものをどう考えたらいいのかといふ問題意識もあるよう気がいたします。

それともう一つは、五割、五割と上げていくわけでありますけれども、やはり世界から見て特許料金が安いということも一つの要素になつて、世界の二分の一ないし三分の一であるというふうに言われておりますが、安いことも一つ、異常な数の理由にもなつていたのではないだろうか。私は、これから社会の将来を考えますと、さあさまでこのコストがありますから、コストに見合う負担をもつて進んでいかなければならぬ日本の国でありますから、何でもほかの国より安いからほかの国並みがいいという問題でもないだろうというふうに思うわけでありますが、五割、五割と上げていくその見通しと、そういう視点、どうお考をなつておりますか。

○若杉政府委員 現在、世界の四割を占めています日本の非常に多い特許、実用新案の申請、換言すれば特許活動というものが今後どうなるだらうかという、非常に難しい先生の御質問でいらっしゃいます。確かに二つの面があるのでござります。どいことは、やはり先生御承知のように、日本の技術というのは改良技術が今非常に多く、いわけでございまして、基本的なベースの技術開発が非常におくれているということでございまます。近年、これについては日本の朝野を擧げる努力もありまして、企業が基礎技術開発というのをやはり非常に重視しております。一つの研究開発

投資が五十億、百億というようなものも、さらと申せませんけれども、かなり頻繁に見られるようになつてしまひました。大型の基礎技術開発といふものが非常に進んできているわけでございまして、そういう意味では逐次アメリカ型に接近していくという面がございます。

そういうような意味とか、あるいは率直に言いまして非常に特許出願が多いのは、企業の競争。この競争に二色ありますて、実は新商品、新製品のライフサイクルが非常に短くて、同じようなデオーテープが幾つも出てくる。そういう商品間の競争もありますが、もう一つはもうちょっと悪い競争でありますて、ある社が特許出願をこれだけやるとおれの社はもつとあやそうというような競争も実はございまして、そういう競争に支えられている面がかなりございますが、これは逐次落ちついてくるものと思われます。こういう意味のまだな競争は逐次減つてくるのじやないか。そういう二点は、やや出願件数が落ちつく見通しの一つの根拠になります。

それから同時に、今度はもう一つ違う方のフックターを申しますと、今私ども地方へ行きましても、中小企業のすそ野まで技術開発をやりたい、そうして自分の企業の優位性を確保したいという意欲が非常に感じられるわけでございます。現在中小企業の出願動向というのは安定しておりますて、それほどあえていないのですが、今後ある程度ふえていく可能性を含していると私は思います。そういうようなプラスの要因もあります。

両方相まちますとどういう見通しになるのか。ただ御承知のように私ども通産省の長い経験でも、日本の十年先、二十年先を占うときに、アメリカの十年先、二十年先がやはり相当参考になるのか。ケースが非常に多いのでございます。そういうものも勘案しますと、今後ある程度伸び続けるけれども、一定の段階に行けば收れんのではないか、無制限にどんどん伸びていくというようなことにはならないのではないか、かように判断しております。

次に、料金の値上げと出願件数の関係がどうなるのだろうかということです。これは率直に結論を言いますと、五割とか倍、三年にわたっての倍程度では有意な変化は及ぼさないというのが、我々の得た結論でございます。

それは二つの理由からでございます。いずれも過去の経験でございますが、日本でも過去にインフレ率が高かった時代もありますし、三年ごとにいうまとめて値上げをしているケースが一般でございますので、上げ幅が大きくなるわけでございます。過去でも一回に一〇〇%、ひどい場合は三〇〇%という値上げもありました。通常やはり五割ぐらいの値上げをずっとしてきたわけでございますが、そういうときの経験。それから、今度アメリカにおきまして一挙に出願料を四倍にいたしました。一昨年やりましたが、その経験。アメリカもかなり心配したのでございますが、結局出願件数は落ちなかつたというような経験。それからもう一つ、今度の値上げでいろんな企業の方とお話をいたしました、そのときの企業サイドの反応。こういうものを総合勘案いたしますと、はつきり言いまして五割程度では出願件数に有意な変化はないだろう、出願抑制的な効果はほとんど少ないだろうというのだが、我々の得た結論でございます。

○伊藤(茂)委員 そこで、こういう面がさらに配慮されていいのではないかと思います。長官もおっしゃいましたが、これらの技術開発、さまざまな研究あるいは特許申請というものを考えますと、一面では大企業の、しかも大規模な資本力を投下した研究開発の中から生まれてくる分野、ある意味ではこれがメーンという性格を持つだらうと思います。

私の地元の神奈川県なんかでも、先端産業部門が圧倒的に多いところですから、エレクトロセンターとかあるいは研究所的なものとかいう部門が非常に拡充をされている姿をいつも見ておりまます。そういうところへ伺いましたが、名前は工場であるが、そういう部門では半分以上が博士号とかいうような、アメリカのベル研究所に近いみた

いな報告が出てくる。そういうところで先端技術を開発して特許申請をする、国際的にも出願をするというふうな面が大きなウェートを占めるであります。その辺のきめ細かいといいますか、弱いも言われたように、中小企業の技術開発意欲あるいは新しい機械を入れる設備投資意欲が非常に強い。根強いというよりも、そういうものがなければ仕事がもらえないという構造にあるわけですから、大変苦労してやっている方が多いわけあります。日本の産業構造から見てもそうなんですが、いろいろな困難がありながらも、そういう中あるいは中堅企業が先端を行く技術開発をして伸びていく。ソニーだつて本田だつて、全部戦後派ですからね。そういうものがあつて、言うならば法人の圧倒的な層は中小企業ですから、そういうものが単なる下請でじめられて苦しいだけじゃなくて、活力ある多数派としてこれからは産業構造の中でもウエートを占めていく。そういう活力ある多数派としての中小企業あるいは中堅企業が開発の努力をしていく。私のおつき合いした中で聞いてみましても、何かアイデアを発揮しても、自分のところでやる能力がなかなかないので、大手のところに持つていて、こういうアイデアがありますが実際に使えないでしょうかという相談を行つたとか、日々そういう話を伺うわけであります。そういう層を大事にしなければならないと思うわけあります。

そういう面を考えてみると、それに対するさまざまの配慮というのが産業政策上も当然あって、特許制度の対応があつてもいいんじゃないだろうか。何か国によって違うと思います。今長官がおつしやつた、アメリカのようにながつても心配なかつたという例もあるでしようしそれから、いう特別配慮という面での国例もあるようであります。その辺のきめ細かいといいますか、弱い

ものを助けるというだけじゃなくて、産業政策として活力ある多数派としての、そういう意欲のある中小、中堅企業を育てていくとという視点からの行政配慮があるべきであろうというふうに僕は思っています。それは料金だけじゃなくて情報提供の方、そういう情報提供のシステムの中でも、そういう小規模だが強い意欲を持つてやろうとするものに対するサービスができるだけ十分やつていいという配慮が必要だらうと思いませんが、どうお考えでしよう。

○若杉政府委員 先生御指摘のとおり、中小企業の技術開発意欲は非常に強いわけでございます。それから同時に、中小企業の特許、実用新案の開發の関係と大企業の関係とは、ある種の際立った特徴があります。一口に言いますと、中小企業の特許あるいは実用新案の申請は、採算といいますか企業化といいますかに近いものの比率が非常に高いわけでございます。

これはいろいろな例から言われるわけでございまして、例えば自動車というものを一つ例にとりますと、自動車には何千という特許と実用新案があるわけでございます。日産の自動車もトヨタの自動車もあると、一体両方がどうなっているかというと、クロスしているわけです。クロスしてお互いに認め合っているわけですね。そうすると、日産、トヨタが、具体的な会社の名前を申して申しわけないのですが、ある程度の発明なり実用新案を、自動車のちょっととしたものでしても、実は相手を押さえられる力はないのです。というのは、相手のものをもらっていますから。そういうふうなことが大企業のケースに割と多いんです、これは例外ももちろんありますけれども。ところが中小企業の場合は、俗に言えば割と簡単なものが多いんです。簡単だから重要なことではないというふうではないのですが、ゲージとか、ちょっとした測定器具とか、ちょっとした設備、こういうものは、そこを押さえますと、極端に言えばある期間相当独立性が保てるというようなケースも、中小企業の方はどうらかというと多いです。

そういうこと、もう一つは、中小企業の発明も多いわけでございます。つまり、実用化が割と早くライフサイクルが短いというようなことが、比較的小な中小企業の発明に多い傾向があります。そこで中小企業の場合は、非常に早く審査をしてくれという要望が大企業以上に強いというのが一つの特徴でございます。

それから、今度は中小企業の発明特許活動の一つの弱点を申しますと、大企業の場合は何千何万と企業によつて出しておられますから、立派な特許部で、大きい会社は三百人も特許部員がおるわけでございまして、そしてコンピューターを駆使し、整理し、データを集め、いろんな特許分析、技術情報分析をやつておられるわけでございます。それが主たる特許部の仕事になるわけでござります。ところが、中小企業の場合は、はつきり言つて年に一件とか二件の出願、しかも特許部員なんて一人もない、おやじさんがやつておられるというわけでございまして、そういう情報とか分析能力というのは逆に言えば極めて低いわけでござります。そこが弱点でございまして、端的に言いますと、申請しても特許登録になる率は大企業に比べて非常に悪いわけでございます。それはそういうことの反映でござります。

したがいまして、今中小企業に一番望まれていることは一点ございまして、一つはやはり審査を早くやること、それから第二は、特許管理、特許情報管理。入手能力が非常にウイークでござりますから、それを何とか補つてあげたいという、この二点が中小企業サイドからは非常に必要なことでござります。

そこで、我々としてはこの両方ということで今度のコンピューターシステムをやるわけでありまして、特に審査の迅速的確は当然中小企業も大企業も一律に行われるわけでございますけれども、力を入れたいと思います。そのためにコンピューター化あるいは要所要所に共同で利用するような

オンラインというものを将来持つていかなければいけませんし、そもそも特許情報の利用の仕方、どこでどういうふうに利用したらいいか、今極端には電話一本で利用できるようなシステムになっておるわけでございます。そういうことをやら知らない。
それからさらに一步進めますと、ちょっと専門的になりますけれども、特許マップというものをつくって、自分の専門のゲージならゲージ分野におきまして、世界のあるいは国内の競争者の開発状況、特許取得状況というのをツリー、枝、木みたいにつくりまして、自分のねらう方向、そういうものも精査する。特許マップというのが大企業ではもう常識化しつつあるわけでございますが、そういうものもそんなに難しいわけじゃございません。そういうことの指導とかそういう面について、今度の予算でも新たにかなりの額を計上いたしまして徹底してやっていきたい、かようと思つてゐるわけでございます。
○伊藤茂委員 その部面をぜひ十分配慮してやつていただきたいと思います。これからの中長期の日本の技術開発時代がどうなつていきますか、私も予測はできませんが、一面では多額のエネルギーとコストを導入して大規模にやっていく、先端技術を開発していくという側面は当然あります。同時に、戦後の日本のさまざまの技術あるいは企業の歴史を見ましても、中小、中堅のところからやはり先を見越した新たな開発を持ち、それが内外に大きく成長していくという面も実はあるわけでありまして、いろいろなそういう活力があつて日本の経済、産業が発展していくといふうことであろう。まあ弱肉強食的様相にはならないよう配慮をしていくことが、弱きを助けるというと違った意味で重要な日本の産業の一視点ではないだろうかと思うわけでありますて、そういう配慮をぜひ持つてやっていただきたいと思います。
次に、このペーパーレスシステムに関係をして、審査官あるいは必要な事務職員を含めた人

員の見通しの問題であります。この進行の中で測るのですが、ふえるのですか、今と同じラインでいくのですかということになるわけでありますが、調べてみますと、昭和四十六年から五十一年まで純増三百四十五ですか、それから五十六年まで純増三百四十五ですか、それから五百六年まで純増二千九十三、アメリカの場合に八年から八五年、四年間、さつき長官も言われましたさまざまな新しい努力の中で八百七十五人増員をするというようなことがあります。今、審査官の数が八百人ぐらいですか、今後の見通しとして、それをどうお考えになるのか。また、労使交渉の中ではもつとやさざるを得ないだろう、ふえるだろうというふうな展望も言われているようになりますが、その辺をどういうふうにお考えになつておられるかということと、それから、こういう気がするわけでありますね。この間、関税法の審議のときにも私参加できなかつたので思つたのですが、今までのオフィスオートメーションや何かの浸透の中で、事務的な労働がなくなる。帳簿、伝票のたぐいが消えていく。それではなくて、もう一段階進んだ変化が出てくるんじゃないだろうか。例えば関税局でも研究をこれから始められるようですが、税関業務、それから商社、倉庫、さらには貿易の主要各国と結んだ統一コードをつくつてコンピューター処理をしていくとか。例えば専門家の消え去る時代になつていくとよくなっていますと、税関の専門官、専門屋さんですね、品物をぱっと見てこの税率をいかにどうする、要するに事務的な伝票や帳簿がなくなる時代から専門家の消え去る時代になつていくと、その後の展望を含めまして、どういうふうに考えて対応されるのか、特にその人員の関係の問題とか審査官の関係をどうお考えですか。

○若杉政府委員　過去にも実は審査期間が五年以上に伸びまして、非常に大問題になつたケースがありました、約十年以上前でございますが、そのときの対応は実は二点あります、一つは審査官

の大幅増員を図りました。一つは制度面の改正を図りました。この二点で、まあ特に制度面の改正というものは二度と使えないものでございますが、この二点で乗り切ってきたわけでござります。ところが、最近は審査官の増員がとまってしまったむしろ若干の減員である、制度改正は二度と使えないということで、また能力と申請件数とのギャップが出てくる、これがもう拡大する一方である、こういう事態になつたわけでござります。そこで、コンピューター化という問題を考えます

いろいろ研究しておざいます。

いろいろ研究してございます。
しかし、特許庁の性質といたしまして、やはり権利を設定し付与する。あるいは判断するという中心的業務をそういうものでかえるには限界がございますので、冒頭からくどくど申しましたけれども、コンピューター化によってできるだけマンパワーの節約を図る、それからさらに外へも、俗に言えば民間活力ということになりますが、民間活力の活用によってできるだけそれも人手の問題をやることをやりました上で、どうしても必要な人間は必ず確保していくなければならぬというふうに考えております。

から過去のような大幅な定員増というのは難しいことでも、実は重大なファクターとしてコンピュータ化推進の要素になっております。したがいまして、我々の気持ちとしてはできるだけ人手をふやさないで処理していくというのが、コンピュータ化の一つの基本方針でございます。

ただ、さはざりながら、コンピューターは万能ではございませんで、申請のふえぐあいにもよりますけれども、コンピュータ化の効果だけ全部を処理するのは、いろいろな条件、将来の予想される状態にもよりますけれども、常識的に考えますと、やはりそれだけではなかなか乗り切れるものではないという感じでございます。したがいまして、我々はある程度のマンパワーといいます

私はいろいろ伺いましたが、条件の問題が絡み合ってまいりますね。何か今、標準が審査官一人三百件とか伺いますけれども、そこに労働者になるわけありますけれども、そこに労働者の問題が絡み合ってまいりますね。何か今、標準が審査官一人三百件とか伺いますけれども、私はいろいろ伺いましたが、条件の問題が結構厳しい条件の仕事のようですね。何か毎年お一人ぐらいずつ死者がいたとか、新聞でも見たことがございましたけれども、こういう面を考えますと、高技術化、ME導入と労働条件ですね、今これは全体社会的な問題になつておりますし、電機労連の調査なんかでも、ME導入によつて九〇%ぐらいの人が精神的苦痛を訴えているというような調査もございまして、それらについての労働組合レベルでの世界会議も開かれている。御承知のとおりであります。

これは特許庁だけじゃなくて行政全体としても、あるいは社会的なコントロールも含めてやらなければならぬ時代に今入つていてるといふうに思いますが、そういう中でいろんな新しい問題もできてくるであろうといふうに思いましたけれども、何か新しい社会的なコントロールが必要である、そのためのガイドラインをどうするのかといふ議論に入つておりますが、このペーパーレンジシステムと労働条件、当然この導入については事前に労働組合といろんな議論をして、協

今検討をしております。ガイドラインをつくる、あるいは将来は場合によつては、基準法のかつての研究をしていくつもりです。しかし、我々は、ある程度もう現実問題になりますので、もちろんそういうものの規範化も含め、各方面的研究というのも同時に参考にいたします。されども、我々自身の問題として受けとめなければならないと思います。

したがいまして、我々自身も研究会、委員会などを組織いたしまして、もちろん当初数年間は試行錯誤というか、テスト段階でございますので、そう大幅なもののが行われるわけじゃございません。たがつて時間的余裕がまだありますので、その点はかなり労働者側の意見も入れましていろいろな研究をしていきたいというふうに思つています。もちろん我々は、職員の健康を守るということ何よりも最優先の課題だということをよく認識しております。したがつて、職員の健康を破壊していくすべての物事を強行する気は全くございませんで、それと両立するようには、必ず心配のないようになります。したがつて万全を期してまいりたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 これから先を考えますと、特許庁のペーパーレスシステムに限らず、さまざま

長官たもう一つだけ伺いたいのですが、今後の

長官にもう一つだけ伺いたいのですが、今後の
収支バランスの問題です。

ペーバース計画、建物を含めて大体二千億、
それから五割、五割の値上げの問題というふうな
大枠があるわけであります。また調査室につくつ
ていただきました資料によりまして、人員増の
みで対応した場合、それから同じバフォーマンス
をペーバース化して達成をする場合、昭和七十七
年からコスト的にはバランスをする、庁舎の建設費
を入れると七十六年から逆転とか出ております
が、それらとの関連で言いますと、さっき長官も
言われました若干のマンパワーの増強も考慮しな
いわけにいかない。そうなりますと、バランスを
するのは七十六年以降ということになるのじやな
いだろうか。そうすると、相当の先という期間にな
るわけですね。そうすると、約十年間でこのペー
バースシステムは完成をするという御計画、
その間の特別会計としての収支ですね、どうお考
えになるのか。

あるいはさまざまなる変動要因もあるであります
よう。一般会計との関連、それからそれに関係い
たしますと、臨調答申でも、さまざまの借り入れ
をするということについての、特別会計の内容に
ついての指摘もございますが、それらを含めまし
よ。

力し合いながら了解のものとに採用していくこと、必要であると思いますが、そういう労働条件や労使の立場、どうお考えですか。

○若杉政府委員 ベーバーレンシステムが完成する段階、我々のビジョンが大体完成する段階になりますと、かなりの業務が映像によって行われるというようなことを予想しております。したがいまして、それに伴いまして目の衛生上どういう問題が出てくるだろうか、そしてその疲労というのが、はっきり言えば肉体、特に精神的疲労というのにリンクageしてくるのではないかということが一つの問題点として出てくるかと思います。この点は、先生御指摘のように、今広く世界の研究課題になつておりまして、労働省でも当然今検討をしております。ガイドラインをつくる、あるいは将来は場合によつては、基準法なのか私よくわかりませんけれども、そういうものの規則というものを考へるというような研究をしていらっしゃると思います。しかし、我々は、ある程度もう現実問題になりますので、もちろんそういう各方面の研究といふものも同時に参考にいたしますけれども、我々自身の問題として受けとめなければならないと思います。

したがいまして、我々自身も研究会、委員会を組織いたしまして、もちろん当初数年間は試行錯誤といふか、テスト段階でござりますので、そう大幅なもののが行われるわけじやございません。したがつて時間的余裕がまだありますので、その点はかなり労働者側の意見を入れましていろいろな研究をしていきたいというふうに思つています。もちろん我々は、職員の健康を守るということ何よりも最優先の課題だということをよく認識しております。したがつて、職員の健康を破壊してすべての物事を強行する気は全くございませんで、それと両立するよう、必ず心配のないよう、また組合の諸君ともよく話し合つて万全を期してまいりたいと思つております。

の、今予測できない問題も起こってくるであろう。仕事のそもそもその労働のあり方が変わつてくるわけでありまして、産業革命前後から含めて、仕事の基本は職場でもヒューマンリレーションがベースにあって、人間と人間とがどうお互に頗る働き合つて協力していくのかという時代から、今おしゃったようにディスプレーの画面を見ながら仕事をしている。いろいろな意味で人間的なひざみまで含めた問題、特許厅だけの問題ではなくございませんけれども、先端部門の特許の承認、審査、開発ですね、そういうシステムのことを見てやつておられるわけですから、希望としてはそういう部面でも先端的な御努力を労使協調してやられるようにお願いしたいと私は思いました。

長官にもう一つだけ伺いたいのですが、今後の収支バランスの問題です。

ペーパーレス計画、建物を含めて大体二千億、それから五割、五割の値上げの問題というふうな大枠があるわけであります。また調査室につくっていただきました資料によりまして、人員増のため対応した場合、それから同じバランスをペーパーレス化して達成をする場合、昭和七十年からコスト的にはバランスをする、庁舎の建設を入れると七十六年から逆転とか出ておりますが、それらとの関連で言いますと、さつき長官も言われました若干のマンパワーの増強も考慮しなければいけない。そうなりますと、バランスをするのは七十六年以降ということになるのじゃないだろうか。そうすると、相当の先という期間になるわけですね。そうすると、約十年間でこのペーパーレスシステムは完成をするという御計画、その間の特別会計としての収支ですね、どうお考えになるのか。

四

て収支バランスの中長期の展望というのをどういう角度で安定してとらえられるのか。場合によつては、今の五割、五割以上の値上げが予想されるのか。受益者の方が不満があれば、結局は合理化と人員の方に、働く方々の方にしわ寄せがいくと、いうことになつても困りますし、その辺を含めて、収支バランスの中長期展望をどのようにお考えですか。

○新政府編成 挑戦を申して上に進む

題について十分な推計といいますか、調査といいますか、予測というものを立てまして、つまりこの収支バランスの問題がこの特会のある種の生命線でございますから、念には念を入れていろいろな角度から検討いたしまして、我々といたしましては、まず収入予測についてはある程度かた目に立てておるつもりでございます。これは事態がどうなるか、十年先ですか必ずしも一〇〇%わかりませんが、予見される範囲では全部かた目に立てるつもりでございます。

それから、支出面につきましては、一応現段階

で予測されるインフレ率、これもインフレ率の予測までできるかとおっしゃるとあれですけれども、予測されるインフレ率も全部織り込み、もちろん人件費の問題もいろいろの角度から織り込んでおります。そういうことで、歳出面におきまでもかなりの振れについて予測しております。それからもう一つはコンピューターのコストでございますが、約一千二百五十億円程度予測しております。このコンピューターの問題については、もちろんレンタル費が相当なウェートを占めるわけで、レンタル費の動向についてもある程度予測しておりますが、実は過去の経験からいいえますと、レンタル費はかなり急速に予想よりも下がつてくるのが一つの常識にはなっております。いろいろいろいろな意味で我々としては、超健全といいますか、健全ということですべてはじめてるつもりでございます。

赤字といいますか、不足するということは、この十年間、万ないといふ強い確信を持って我々は臨んでおるわけでございます。そういう意味で、予定された以上の値上げをすることはまずないだろうということと、それから収支差額が出ることは絶対にないだらうという確信を持っております。したがいまして、そういう面で広い意味の労働側に御迷惑をかけることはないと確信をいたしております。

○伊藤(茂)委員 この間サンケイ新聞を見ておりましたら、ソニーの井深さんがこの問題で文章を書いておられまして、現長官はそういう意味での有能なお役人の典型であると高い賛辞を送られておりました。財界人からそう言われておることですから手抜かりはないと思いますが、そういうことをきちんと計画を持つてやっていただきたいと思います。

あと関連して二つ伺いたいのですが、一つは、ニュースを見ておりましたら、発明協会と日本特許情報センターの再編一元化の問題が出ておりまして、恐らくはこの特許特別会計、ペーパーレス化と関連をしていることだらうと思います。六十年三月に統合ということで、両団体の会長が合意となっているようですが、話し合いが足踏みしているのか、進んでいるのか、報道がなされております。また、その内容によつては発明協会の特許情報事業部門を切り離して特許情報センターや統合される。そうすると、今までの運営、財源、それからそこに働いている方々の問題、いろいろな問題が出てまいるということになると思うのであります。関係者も一面では不安な状態だらうと思いますが、監督官庁としてはこれらについてどういうふうに対応されますか。

○若林政府委員 この問題の具体的な進め方あるいは諸条件の整備の仕方というのは、先生御承認のように両団体が主たるに決めるものということになります。そういう前提のもとに、特許局としての基本的な考え方を御説明させていただきたいと思ひます。

御承知のように、まさに先生おっしゃっておるわけでございまして、現在特許情報の提供体制は、基本的に発明協会と日本特許情報センター、二つに分かれておるわけでございます。発明協会の方は御承知のように社団法人でございまして、八十年の歴史があるわけでございます。特許情報センターというものは財團法人でございまして、正確ではありませんが、これは十数年の経緯がございます。発明協会の方は官庁と共同でござりますけれども、いずれも特許庁の監督下にございます。

そこで、特許情報が二つに分かれているといいましても、おおむねは整理されておりまして、発明協会の方は、俗に言えば紙といいますか「特許公報」あるいはその複写というもの。しかし、それもいろいろな整理の仕方がありますて、加工したりして提供しておるというのが発明協会の情報事業活動の一つの主なポイントになっております。

特許情報センターの方は、これも非常な特徴がありまして、一定のものをデータインプットいたしまして、オンラインでサービスをしておるということでございます。つまり高度に加工したものを使い大型コンピューターを使って、通信回線を使ったオンラインという形で提供いたしておるわけでございます。現在の両方の規模というのはそう大きくありません。私も正確じゃありませんけれども、両方合わせて百億程度ということだと思います。

ところで、この情報につきましては、先ほど来ある程度お話ししたかと思いますが、企業が非常に求めているわけでございまして、特許情報についての企業の利用価値といいますか、利用ニーズというものが急速な高まりを見せているわけでございます。これが、我々の今度の計画を出願人サイドが強烈にサポートしていただいている大きな背景の一つでございます。豊富な情報を低廉で迅速で景の提供してくれというものは企業の大きな、切なる

それに対応して的確に対応するため、序として
はコンピューター化、データ化をやりまして、デ
ータを民間に開放する、情報を提供するという任
務が残っているわけでございますが、そのチャネ
ルの問題が問題になつてくるわけでございます。
そうしますと、どうしても一元化してほしいとい
う序の方の要請が出てくるわけでございまして、
常識的に言いますと、オンラインサービス、データ
サービスでございますから、従来の縦縛からいえ
ば特許情報センターの方に流れしていくわけでござ
いますが、そうすると、今度は発明協会の方の情
報提供というのは非常にデクラインしてきます。
そこにまた両団体としての盛衰という問題が出て
きます。それから、企業サイドの需要に対しで迅
速的確、高度加工して提供していくためには、一
元化というものが最も効率的で能率がいいわけで
ございます。

そういうような要請から、しかもこれが一元化
して再編成しても非常に成長性のある、はつきり
言えば、これをビジネスと考えれば物すごい成長
力のあるビジネスでございます。現に今特許情報
センターは、この数年の不景気にもかかわらず、
オンラインサービスというものは売り上げが三割ず
つ毎年伸びているわけでございまして、非常な成
長力があります。したがいまして、基本的な立場
としては今のようなことで、しかも従業員の諸君
の不安があることは私はよくわかりますけれど
も、非常な成長性のあるビジネスなものですから
ら、はつきり言えば首切りだとか労働条件の悪化
というの、一般論としては私どもは考えられな
い。もちろんそういう具体的な問題は両団体が主
体的に決めるわけでございますけれども、我々と
しては第三者として、そういう見通しもありまし
て、ここはひとつ一元化して強力なものをつくる
からどうかという指導をいたしておるところで
ございまして、具体的には両団体の方が進めると
思います。

す。全体の総額が三百七十七億四千九百万、これは戦闘機三台分ですね。文化庁もだらしがないものだということをつくづく思いましたが、文化の予算は予算全体の〇・〇七%、予算全体が一メートルの高さとすれば〇・七ミリというようなことになるわけあります。まさに虫眼鏡で見ないとわからぬとなるわけです。フランスの場合には予算の〇・五%、イギリスの場合には〇・二%。憲法二十五条にも、さっきも言わされましたが、「健康で文化的な最低限度の生活」と書いてあります。しかし、健保の改悪の計画もございまして、今までには不健康で非文化的、非文化的ではない、無文化的という予算の状態ではないだろうか。

文化予算が年間国民一人当たりどうかというのを比べてみると、これは昨年度の数字のようになりますが、フランスが国民一人当たり千九百五十円、イギリスが千二十円、我が日本国はたった〇・一%、ずっと数年それが続きまして、それからこの数年間〇・〇九、〇・〇八、〇・〇七と減らす一方というふうな状態になつていてあります。

私は、一面では文化庁もだらしがないと思います。たつたの戦闘機三台分。こんなものでは日本の文化を代表する役所としてはしようがないのです、まあきょうは会計課長さんだけのようですが、結構だけも——いや、結構じゃないのだが、やはりこう文化の方に力を入れるようなことを、新進気鋭の早稲田マンの大臣がやられるべきであると私は思つてあります。文化庁が日本の文化を愛する心を持ち、責任感を持つなら、やはり防衛省が防衛予算をむしり取る以上の果敢な闘いを大蔵省と展開するというぐらいに

ならないかぬだらうと思うのです。

心ある大蔵委員はみんな応援しますから、やるべきじゃないだらうかと思うわけあります。

今のままで映画の何とかじゃないが、虎ノ門の一角に、「ここに文化庁ありき」という何か柱が立つような運命じゃないだらうかと、実は非常に心

配をしながら思うといつわであります。文化庁の方はいろいろ頑張って一応大蔵省にささやかな要求はしているのだと思いますが、堀之内さん、フランスよりもイギリスよりも日本は経済大

国です、予算規模も大きいし、借金も大きいけれども、何といっても経済的に大きな国ですね。

しかも平和憲法、文化の国にならなければならぬというふうなわけでありますね。どうですか、こ

ういう数字を並べますと、フランスとイギリスと日本と比べて、どの国が一番いいと思いますか。

何か改めて本を読んでみたら、亡くなつた大平さ

翁のプロジェクトでも、文化問題について近い将来に予

算の〇・五%ぐらいは占めるべきであろうとい

うふうなことを、亡くなられた大平翁も言つてい

るといつわであります。大臣がいらっしゃらないから、政務次官、大蔵省と文化についてどうお考えですか。

○堀之内政府委員 本当に伊藤委員の言われること

とはよく理解できるわけでございますが、歐米諸

国、特にヨーロッパと日本という中においての文

化の比較というのはなかなか簡単にはできないわ

けでございますが、非常に社会資本の深いヨーロ

ッパの状態と、社会資本の浅い日本でございます

ので、今後大いに努力をいたしまして、伊藤委員

も、「大方の人たちのそういうもののへの入場につ

いての非課税ということを考えます場合には、や

はりときどきの見直しが必要であろうと思ってお

ります。」というふうな話であります。要するに非

常に高級な、非常にぜいたくなといふ部面は別に

して、大体入場税非課税という方向がいいのでは

ないだらうかというふうな趣旨のお話が、当時の

家、こうしたことでこれから努力をしなければな

らぬ、かように私ども今理解をいたしております。

○伊藤(茂)委員 そういうことです。私は、恐

らく大蔵省のお役人に困まれている政務次官だから、必要性はあるが、何しろ財政危機でござい

ます。この点でこれから努力をしなければならないことはえらくきちんとなさっているわけでもあります。しかし、その音楽議員連盟でも、今

規模というよりも、財政全体の中における比率のあり方の問題、そして財政構造の問題として、赤字が錢がないかというよりも、構造の問題として

わないと困ると思いますが、免税点については「物価及び貨幣価値の動向を考慮し、適時、額の引上げを配慮すべきである。」これは五十年ですから、あれから満九年たつてあるわけであります。

そういう視点も含めまして入場税の問題を実は

考えてみました。調べてみましたら、今までの我

が大蔵委員会は非常に前向きの議論をしていました

ですね。この前の入場税の改定が昭和五十年の国

会であります。当委員会で御議論がございました

て、我が党からも廣瀬さん、高沢さんなどがこの問題を取り上げております。そのとき答弁に立た

れましたのは森美秀政務次官。私は改めて敬意を

払つたわけであります。我が党の委員から、や

はり文化というものに対してもつと優遇措置がと

られなければならない。大平さんも、教育と同じ

お年寄りであります。去年の秋の

政府税調答申でも、数年に一度は見直さなくちゃ

ならぬというわけであります。数年の数倍ぐら

いにならないと見直さないといふふうな経過。こ

れは税額でも申し上げましたように、片一方では

随時見直すというふうな表現がされているわけ

であります。これをやらなかつたら、一つのシス

テム、ルールとして実質上の増税になるわけです

から、ぜひとも改善を図られるべきではないだろ

うか。

また、調べてみましたら、おととい集まつた安

川加寿子さんらの主張を見ましたら、本年度の収

入予定は五十九年度予算で九十億、昨年八十

億、これは十億ふえる。舞台芸術関係で四十億。

それ対して民間芸術などの活動費補助というの

は、昨年十億、ことし九億ですか。言うならば、

四十億取つておいて十億くれるといふふうな話になつてゐる。劇団の方とかオーケストラとかいろ

いろ聞きましても、本当に貧しい生活ですね、僕

もびっくりするぐらい。そういう中で芸術活動をなさつてゐる方も多い。大商業資本の場合は別に

して、そういう部面があるわけであります。

私は、音楽議員連盟という超党派の団体の一員

でありまして、今会長は櫻内さん、その前は前尾

さんでございました。いろいろとささやかな活動をいたしているわけあります。音楽議員連盟の団体の一つであるけれども、よその人からは国会音痴クラブじゃないかというようにささやかれているぐらいあります。しかし、その音楽議員連盟でも、今

まで総会のたびに入場税の撤廃を目指す、あるうなうな決議もしていわけあります。いすれにいたしましても、五十年の審議のとき弁があり、しかも附帯決議もあり、それから八年、九年たって、上げる方はどかどか上げるけれども、本来下げるべきものは下がらない。国会でいう場で約束したことが守れないということは問題だらうと思いますし、それから、おとといの集会でも、ピアノの安川さんが言われておりましたが、この歴史は物品税と同じですね。北文事変、日華事変、そのときの戦費を賄うために、とにかく細かいものでも税金を取るんだというような経過で出てきた。関係者からしたら、これは非常にやむにやまらない気持ちがあるだらうと思うわけあります。昭和五十年の森政務次官の経過を今述べます。

○堀之内 政府委員 先ほどの文化庁の予算等についてもいろいろ御質疑がありましたが、私は、やはり文化全体というのは文部省がいろいろ考えるべき問題で、予算の内容等について大幅な、四兆円以上の文部省予算があることですから、その中でどこに重点を持つていくかということは文部省の所管だなど改めて感じております。例えば私学補助金を一遍にふやした時代もございました。そういうことも含めて今後文部省の中で十二分に検討し、また、大事な文化の発展ということは日本全国の将来の上にもやはり極めて大事なことでござりますので、今後文部省ともよく相談していきたいと思います。

ただいま御指摘の入場税等につきましては、よく御指摘のとおりでございまして、昭和五十年改定以来そのまま据え置きということはやはり一考しなければならぬ。非常に財政が厳しいとはいながら、今後の文化発展を図るという立場からいは、両方から検討していかなければならぬと思思いますので、委員の御趣旨に沿って、今後の検討計画

題として勉強させていただきたいと思います。
○伊藤(茂)委員 堀之内さん、やはりこういう問題は、僕は思うのですね、財政が厳しいことはよくわかるし、この日本財政の状態をどうするのか、これから財政法審議の中でも、今まで以上に本当に真剣な論議を我々もこの場でやらなければならぬと思います。やはり国民に対する責任感にふさわしい議論をしなければならぬというふうに思つておりますが、予算というものは厳しいばかりが能じやないので、やはり厳しい中にも何か温かみがあるとかあるいはほのかな明るさを感じさせるとか、いろいろものがあつて国民の信頼があるのだろうという気がするのですね。政務次官の気持ちはわかりましたが、やはりこれらの議論をきちんと政府税調の話題にもしていただき。国会が終わつたら報告なさるのでしょうか、八年、九年たつ、間もなく十年にならうとしている、余り放置はしておけないというふうな議論があつたことを政府税調にも報告をして、政府税調の話題にもきちんととしていただき、また我々も、政府税調の皆さんは当然ですが、自民党税調の皆さんにも大いに要望して実現を図つていただきたいというふうに考えておりますが、税調の扱いを前向きに検討していくたくどいことを重ねてお答えいただきたいと思います。

の方が私学助成費をえらいしょつちやつて県の予算を組むのに四苦八苦しているという状態であります。シーリングを押しつけて、その枠内で何とかしろという非情な、情け容赦のないやり方じやなくて、やはり文化の薫り高き大蔵省、大蔵委員会と言われるぐらいのことを少しはやつた方がいいのじやないかというふうに思います。

もう一つ、文化のことで、これは具体論までには至らぬと思いますが、文化庁や政務次官のお気持ちを伺つておきたいと思うのです。ちょうど文化の話になりましたから、一つだけなのですが、私はこう思つているのですね。我が日本民族はすばらしい文化の伝統を持ってきたと思うのですね。さまざまの西洋文化その他が、我が日本は国際性が強いですから必要であります。やはり日本人の文化をどう発展をさせるのかという角度をこれからもつともっと重要視しなければならぬということではないのだろうか。

たまたま私の友人に芸大の先生がおりまして、この間、「歌を忘れた日本人」という本を出しました。書いてあることは、日本人本来の、そして御先祖様から歌い継がれてきた日本人的文化を日本ほど粗末にする国はないということであります。例えば民謡があります。宮崎県も民謡の宝庫の方ですし、私の生まれの「おしん」のあるさとの山形もそうでございますけれども、例えば仕事歌とか童歌とか祭り歌とかこういうものは、まさに民衆の生活から生まれた物語であり、歌詞であり、メロディーですね。生活様式がどんどん変わりますし、お年寄りが亡くなるとどんどん消えていく、急激に消えていくということですね。私は、こういうものをやはり早く貴重な文化的遺産として整備をする、小規模でいいから国立の資料館ぐらいつくる、そういうものをやつたらどうだらうか。そういうものを音楽の先生やあるいは専門家が利用したり勉強する中から、日本の文化、日本の物語、日本のメロディーに根差した、芸術水準の高い、すばらしいオペラができるとかドラマができるとか、そういう文化を育していく必要

聞いてみましたら、文化庁の方はそういう関係の予算は年額たった一千万。一千億かと聞いたら一千万。百万円ずつどこかに配つて資料整備をなさっている。百万円もつて、うちの神奈川県でもこういうのをつくりました。完全ではありません。しかし、調べてみますと、本当に、自分たちの住んでいる周りで昔こういう物語があり、こういう歌があり、こういうことだと書いてあります。すばらしい日本の文化をつくる意味でも、やはり今のようなズメの涙以下のことじやなくて、そういうことをなさつたらいいんじゃないだろうかというふうに実は私は思うわけあります。滝廉太郎が書いた本を前に読んだことがありますたけれども、日本の音楽、日本のメロディーと、それから西洋から大量に入ってくる文化との間で非常に悩むのですね、どういうふうに将来的文化があるのだろうかと。時間だからやめますが、非常に大事だろうと思うので、文化庁も大いにこういう部面について力を入れてほしいと私は思うのですね。

それから、文化の議論とかそういうのは余り国会でも、大蔵委員会でもしたことがないけれども、こういうものを大事にするという意味での対応姿勢があり、大蔵省の方でも、削るばかりが主計局の能じやないと思いますから、さつき言つたように、ほのかな明るさを国民に持つていただきよう御努力を含めてやつていただきたい。これらのことは何も一党一派の問題ではございませんから、超党派の立場でいろいろなことを、特に錢の問題にかかる大蔵委員会の人も含めてやつていただきたいと思っておりますが、ちょっと次官、恐縮ですが、一言だけお答えいただきたいと思うのです。

が出願しているから、部下がつくつていいかどうかという問題はそれはありますけれども、社員が明らかに代理行為はしてない。問題は、そこは代理行為とか手続行為を弁理士以外の人にやらしたらいけない。

問題は、さらに行きますと、会社の社長が判決を押すのが大変だから、社員が判こを押すということがあるわけです。そうすると、これは相当代理行為になるんじゃないのか。そうすると、これを社員代理と俗称しておるわけです。これは取り締まってほし、幾ら何でもひどいじゃないかといふのが弁理士の立場から当然あるわけでございまして、これにつきましては我々も会社の方に指導

いたしておりますと、会社の社長が出すのはこれ
はやむを得ないかもしない。しかし、他人を代
理人として介在さしてないわけですからやむを得
ないけれども、自分の社員で弁理士でない者を代
理行為として介在させるというのはよくないよと
いうことで指導しまして、今の段階では大体消え
ております。したがいまして、実際問題として
は、純粹法律的に言えばその段階で一応解決は見
るわけですが、実体問題としては、なおさつき言
いましたように、社員が事实上書類をつくってい
るじゃないかというような問題は、依然として残
ることは残るわけです。

しかし、これはここまで行きますと、いろんな
面に影響が出てまいります。そうすると、中小企
業の場合でも社員につくらしたらいけないとか、
いろんな問題が出てきまして、そこで、業としてと
か「利益ヲ得ル目的ヲ以テ」ということで制限を
加えているわけです。

によって特許法にこれがありましたから、弁理士法でなければ、そういうことになりますが、利益報酬を得ない者で、ただでお手伝いをしている人がいますよといふ官の答弁がありましたけれども、これが削除された。

者の代理行為。けれども、代理行為をしないで、その方が中小企業者なりの依頼を受けて、あるいは大企業でもいいんですが、書類を作成しちゃう。極論すれば、判こをつくだけのところまで書いていいちゃう。それで判こだけは代理はしない。だから、形式的には代理になつてないけれども、実質的に代理といいますか、書類の作成という過程、総合的に見ると、実質的にはかなり代理しているというような問題があるわけでございまます。しかもそれは報酬を目的としている。この辺になりますと、自分の会社の社員を使う以上にまた問題になつてきます。

うことになつて、それが黙認される格好になつてゐる、こういう状況ですね。これが特許法に挿入されれば、これは事が解決すると私は思うのです。会計士法だって、これは商法その他においていろいろ資格要件の一定の条件が入つている。そういうことで保護政策がとられていつてゐるわけですから、これはでき得れば抜本的改正をやりますと、今まで通商産業大臣も大蔵大臣も言つてこられた、いろいろ検討があつた、後で出しまするけれども、そういう経緯があるのですから、この挿入について私は検討していただきたいと思うのです。見解どうでしょ。

○若杉政府委員 問題の複雑さは、なかなか外形標準でわかりにくい、代理行為以外の書類の作成とかなんかが一体本人がやつたのか、業として報酬を受けた人がやつたのかといふのは、外形標準で窓口でわからないというのが最大の問題なんですね。それがレントゲンで見るようにはつきりわかれれば、我々はそれはだめだ、これはだめだというふうに区別できるけどございますが、そういうことがこの問題の実質的な解決を難しくしているゆえんだとは思うのです。しかし、そういう意味で特許法上削除したのもの、いろいろな意味もあると思いますけれども、当時の経緯は、ここはひとつ弁理士法でいこうということだったのだろうと思います。

しかし先ほど御答弁申しましたように、今度弁理士法についてはかなり時間をかけて、根底にまでさかのぼつて討議しようじゃないかということになりますので、その一環として十分先生のおっしゃりますので、今弁理士さんの方と連絡会を設けてやつてしまつます。

○田委員 それから法的な問題でもう二点ほ
ど。

その第一点は、私も深くアメリカのことを勉強しているわけじやございませんが、アメリカでは請求権の範囲が非常に拡大されている。例えば、丸い鉛筆を六角にして倒れないようにして発明を

卷之三

おつづいて見解をお願いいたします。

○若杉政府委員 弁理士法の問題については先生の御指摘のとおりの状況になつておられまして恐縮をいたしております。したがいまして、私は赴任以来、そういうことがあつてはならないという方針を立てております。したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、既に検討作業に入つておられますので、もちろん弁理士さんの方のコンセンサスあるいは関係者のコンセンサスというものは当然前提になりますけれども、私としてはやるつもりで進めておりますので御了解願いたいと思います。

そこでアーバンリガルの特許法あるいは、外國の特許法に比べて、日本ののはもう少し合理性を追求すべきではないかという御意見だらうと思ひます。私、実は不敏でありまして、アメリカの特許法のことについては詳しく存じ上げませんけれども、今先生おっしゃったのは多項性といふうな問題だらうと思います。しかし、日本でも多項制を導入しておりますと、制度的、理論的にはアメリカの特許法が広くとれて、日本の特許法が狭くしかとれないということは、建前上といいますが、法制的にはないと思います。ただし、私も時々そういう御指摘を聞くことがござります。

説明を補足させていただきますけれども、私の考えでは、多分從来のこういう特許制度というのには、出願人の方にも長い慣行みたいなものがありまして、そういう趣旨が必ずしも徹底していない、今までのようなり方の方が特許がとりやすいいのじゃないかというような誤解とか考え方もあるって、制度はあってもアメリカほど広い状況になつていなかつてもいい気がいたします。もしそういう点があれば改めなければならぬし、PRしなければなりません。

それから一方、工業所有権法については、私どもとしてはこういうような非常に難局にあるわけでございますから、非常に小さいことでもとにかく合理性のあること、はつきり言えば我々のロードが軽くなるようなこと、あるいは企業のロード

が軽くなるようなこと、こういふことはたゞえ小さいことでおろそかにせずに、外国の例も参考しながら絶えず改正についてゆくべきではないという方針をとつております。これはしかしながら歴史のある制度でござりますので、いろいろな関係機関もありまして時間はかかりますから、例えは来年の通常国会においてはひとつ特許法等につきまして一応改正をする、そうしてその後もいつでも必要なものがあれば直していくといふ態度といいますか基本方針でいきたい、かよううに思つております。

○戸田委員 長官の非常に誠意ある答弁で、ぜひ

が軽くなるようなこと、こういふことはたとえ小さいことでもおろそかにせずに、外国の例も参考しながら絶えず改正についてやうすべきではないという方針をとつております。これはしかしながら歴史のある制度でございますので、いろいろな関係機関もありまして時間はかかりますが、例えば来年の通常国会においてはひとつ特許法等につきまして一応改正をする。そうしてその後もいつでも必要なものがあれば直していくという態度といいますか基本方針でいきたい、かようと思つております。

○戸田委員 長官の非常に誠意ある答弁で、ぜひ大しているところでございます。例えば、特許で申しますと、十年前は十四万三千件余りだったのですが、五十八年に来ますと二十六万五千余りとさうことで、急増を見ています。特にこの三年ぐらいいの増加は大きいものがあります。伸び率で申しますと、五十六年は対前年比一三%、五十七年は対前年比七・五%、五十八年は対前年比一〇・一%というふうに伸びております。実用新案も長短的に見ればほぼ同様な傾向がありまして、かななり伸びております。ただ、特許に比べれば相対的伸び率は鈍化いたしております。そういうことで、四法合計で、現在の出願件数は約六十万をうちこを超えております。膨大な数になつておる

が軽くなるようなこと、こういふことはたとえ小さいことでもおろそかにせずに、外国の例も参考しながら絶えず改正についてちゅうちょすべきではないという方針をとつております。これはしかしながらなかなか歴史のある制度でございますので、いろいろな関係機関もありまして時間はかかります、例えれば来年の通常国会においてはひとつ特許法等につきまして一応改正をする、そうしてその後もいつでも必要なものがあれば直していくという態度といいますか基本方針でいきたい、かようと思つております。

○戸田委員 長官の非常に誠意ある答弁で、ぜひひとつ御検討願いたいと思うのです。

それで本論に入つてしまひたいと思いますが、まず最初に特許、工業所有権の現状についてお伺いをいたしたいと思うのです。

一つは、現在の出願件数、それと増加数。それから第二は、出願の内容が非常に高度化し、かつ複雑になつてゐると思いますが、審査機関を必要としている、その扱い方等々の問題について、現行は二年三ヶ月程度、こうなつておりますが、これは、十年後に向かいますとあと十年ぐらいかかる、こういうような状況にあるようですありますから、そういう問題の内容についてひとつお知らせを願いたい。

第三点は、審査官の定員ですね、現状はどうなつておるか。これは五十九年度の予算定員で結構ござります。

それから審査期間の状況、これは二と兼ね合いたいと思います。

がありますするから、その中で含めてひとつ御回答願いたいと思います。

それから次は、検索すべき資料の累増と審査体制、こういふものについて、現在の状況を教えていただきたい。今後の状況については、いろいろ計画がありまして、それは見ておりますから、現在の状況をひとつ教えていただきたい。

○若杉政府委員 お答え申し上げます。

工業所有権の現状というのはなかなか深刻な状況にあります。その第一は、出願件数が非常に増

大していることなどございます。例えば、特許で申しますと、十年前は十四万三千件余りだったのですが、五十八年に来ますと二十六万五千余りとうことで、急増を見て います。特にこの三年ぐらいの増加は大きいものがあります。伸び率で申しますと、五十六年は対前年比一三%、五十七年は対前年比七・五%、五十八年は対前年比一〇・%というふうに伸びております。そういうことで、四法合計で、現在の出願件数は約六十万を、伸びております。ただ、特許に比べれば相対的に伸び率は鈍化をいたしております。そういうことと、伸び率は鈍化をいたしております。実用新案も長期間で見ればほぼ同様な傾向がありまして、かなり伸びております。膨大な数になっておるかに超えております。そういう出願の絶対量が多いと、伸び伸びているということが非常に問題でございます。

それから、現在の審査の期間でございますが過去三十年ぐらいを見ますと、昭和四十五年あたりで約五年強という時代がありまして、このと相当大きな問題になつたわけでございます。こに定員の増あるいは制度改正で対応いたしまして、何とかこの審査期間の遅延を二年一ヵ月ぐらいまでに、実は二、三年前までに持つてきましたがござりますが、二、三年前から、定員の増とともにものが逆に減員になるとか、あるいは制度改のメリットといいますか、メリットが消えると傾向になりました。現在は二年三ヵ月ないし二四ヵ月という状況ですが、問題は、もう三年前やつたという方がいいと思いますが、とうとうなこととかありますて、再び審査期間が延び出ますので、急速にこれが拡大していくということになりますので、大変深刻な事態になるわけであります。それから、その悪化原因のいろいろな理由について、審査資料が累増をいたしております。専

に累増をしまして、現在では特許、実用新案だけに閑しまして約二千八百万点ぐらいの先行資料調査が要るわけでございますが、この急増ぶりどうのが審査を困難にいたしております。それからもう一つ、先生御指摘の中請の内容の高度化というのがありますて、例えて申しますれば、申請書類の厚さに端的にあらわれております。といいまして、別に繁文縟礼な書類をふやしているわけじゃありませんで、出願の技術の内容の説明の資料でございますが、それがどんどん厚くなつてしまつております。それは理解をするのに非常な時間がかかる。それからまた、技術の内容が、先生御指摘のように高度化するのもちろんですが、横断的になつて、いるわけです。例えば、昔はおもちゃの場合に实用新案とか特許といいましても、はつきり言えば三ページくらいの審査資料だったと思います。ところが、今おもちゃといえども御承知のようにコンピューター、マイコン内蔵というようなことになりまして、おもちゃと電子というのがドッキングするとか、同じことが、いろいろな分野でドッキングし始めました。そうなると、先行調査をやる場合でも、おもちゃはおもちゃのところだけ見ていいればいいというわけにはいかなくなつてくるわけでござります。関連しそうなところを幅広く見なければミスしてしまうということですから、サーチ範囲といふわけでございますが、それが急速に拡大をしてきている。これも審査を困難にして、いる状況で、いろいろな意味で審査の処理能力の維持、いわんやアップというものは非常に困難をきわめているというのが現状でございます。

○戸田委員 そこで、今回の特許特別会計法案の設置の経過について、一つは、第二次臨時行政調査会の答申があるわけですが、「一般会計と比較して、特定の事業についての事業収支や受益と負担の関係等をより」明示することができるという答申がなされている。

「委員長退席 中西(啓)委員長代理着席」
なおかつ、今日までの各般の審議の中で、大蔵大臣は

Digitized by srujanika@gmail.com

臣が、昭和三十九年三月二十七日ですが、衆議院大蔵委員会の我が党の議員の質問に対し、「ある特定の人の利益を守るために、一般財政を使うよりも、特定の人から料金等を徴収して特別会計をもつてまかなうほうが、より国民のために負担の軽減になる」という場合には、特別会計に移行するわけあります」と見解を述べております。すなわち、これは受益者負担の原則を盾にとつての御答弁だったと私は記憶しているわけあります。が、なおかつ、通産省も、五十七年九月三十日、臨時行政調査会に提出した文書で、「通産省の行政機構について」ということで提案をしているわけですね。その内容を見ますと、工業所有権行政に「適切な受益者負担原則を確立」することを明記しております。また、特別会計制度、こういったものは、今まで幾つかありますから、現状これが加わって一つ廢止になりますから三十六あるわけありますけれども、殊にこの特別会計制度といふものは、受益者負担、そしてなおかつ独立採算、この強化体制でいきますから、今回の特許特別会計もそういう趣旨でつくられて運用されるということになれば、特許法第一条の目的からも変質は免れない状況になるのではないかだろうか。

私は、これではいけないのじゃないかと思うのです。そういう点の心配があるものですから、その辺の見解をまず伺っておきたいと思います。

○若杉政府委員 基本的な特許に対する理念、考え方、あるいはさらに広く工業所有権に対する理念、考え方は、いささかも変わるべきでないし、変わっていないと私は確信をいたしております。これはやはり、国民の側の発明奨励の意欲を引き出す、そして同時にそれを公開をさせまして、独占権を与えるとともに公開制度というものをもちまして、そして技術内容を秘密にすることなくオープンしていく。そしてさらに関係者の刺激、あるいは発明というものの方向つけとか意欲をそなへおう、そして技術立国を目指そう、こういう特許制度の本理念はいささかも変わることはな

いと私は確信をしております。

そこで問題は、特別会計制度あるいは受益者負担といふものの考え方から何か変質するものがな

いだらうかという不安が一つはあるのだろうと私は思います。ただ、これを申しますと、明治百年の歴史が実はございます。そして諸外国の例を見ましても、同時にかなりの国で、極端に言えば今は先進国のはとんどど一貫して、大体収支相償うという原則でやつてきている

百年の歴史が実はございます。

来我々は工業所有権制度を維持するわけですが、これはどう

ますが、総合収支といふものはほとんど一貫しま

りますが、

は思

います。

た

いだ

らう

うか

は

思

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

うか、いろんなことをいろんな角度から検討いたしました、率直にいいますと、我々は、万、歳入不足になることはない。それから、もちろん我々はお金があるからといってむだ遣いは絶対にさせないと。合理的な使用方法をやっていくということですで、絶えず堅実な運営を考えていくという立場でございますので、私どもは、赤字になることはあり得ないという確信は持っているわけでございます。

らどういうことになるんだろうかということも、それは頭に入れておかなければいけません。私は、それはもちろんかなり長期的にある程度予測はできると思いますし、我々、ほかの事業会計と連して、市況の変動とかそういうことは全くありませんし、競争者の出現ということも全くありませんの。要は、日本の技術活動が赤帯してしまうかということにかかるでございまして、我々、余計な仕事——余計なと言つては遠慮いたしますが、特許、工業所有権四法以外に変動を事業をしようという気もさらさらないし、また法律上できませんので、余計な仕事をすることもありませんし、まあ変動要因というのは非常に少ないのであります。一にかかるで日本の工業技術といふわけですが、一方、この近代化時代で的確な制度といふものは、特許制度といふものの、何を査定するには一定の規模、一定の予算、陣容といいますか、国の基礎的なフレームワークとしての制度でございますので、いろんな努力をしておかれ——一方、この近代化時代で的確な制度でございますが、それを割り込んだらどういふことになるんだろうかということも、

もろ的確な審査ができるべきでございます。そういうような限界的な状況の中で、必要ならば一般会計からの支援を仰ぐというのは十分考えなければならないと思いますが、そういうことはあります。そういうことはないと思いませんが、そういうこともあります。そこもありまして、我々は、それは不測の事態と思っておりますが、制度的には、ごらんになりますように、法案上はいろいろな制度といいますか、仕組みが入つておりますので、対応できるのじゃないかと思つております。

○平澤政府委員 御質問の点につきましては今長官から御答弁があつたとおりでございますので、若干重複するかと思いますが、こちらからも考え方を述べさせていただきたいと思います。

先ほどお話をございましたように、本特別会計は受益と負担の関係を明確化するという点も、この設置の一つの目的であるわけでございます。したがいまして、たびたびお話をございますように、収支が相償うということを前提に今後運営されていくということでございますので、そういう意味では赤字が発生するということは考えられないわけでございます。かつまた、その運営に当たりましても、赤字を発生させないような方向で運営していくただくということになるかと思います。

しかし、万一赤字が発生するというような場合には、今まで申し述べましたような基本的な考え方には、まだ申しませんでした。それで、その料金水準をどう考えるか、あるいは歳出面でこれをどう見直していくかというようなことで、まずその収支のバランスを回復していくいただくということが適当であるらうと考えるわけでございまして、特別会計法の法案の中にございます一般会計からの財源補てんにつきましては、原則として依存しないでやつていただきたい、こういうふうに考えているわけであります。ちなみに、諸外国におきましても、大体各國ともそのような制度でやつておりますし、それから臨調答申におきましても、このような特別会計はそういうことでやつてくれというお話をござります。したがいまして、我々としてはそのよう

○戸田委員 確かに、先進資本主義国と言われるアメリカを始め、大勢としてはそういう状況にあるかと思います。いろいろ工夫をして手当てをしで運用しているようございます。しかし、万が一そういう状況が発生をしたら、これはやはり大蔵省、今答弁がありましたが、一貫して料金値上げその他のについて受益者負担方式をということで押しつけることは、私はもう少しそういう点は考えてもらいたい、こう思うわけです。

それで、時間も余りございませんので、あと三點ほどあるわけでございまして、スピード一にひとつ質問をしてまいりたいと思いますが、ペーパーレス構想に基づいて大体事務処理システムの機械化、あるいは審査、サーチにおける機械検索システムの開発、情報提供サービスの強化、あるいは国際協力推進等々、総合機械化等の総合的施策の展開が必要だということで、一定の計画をお持ちですね。具体的にありますが、時間がありませんから読み上げません。そういう中で、やはり最終的にはこの財政基盤の確立とそれから必要人員の確保、これが非常に大事な要素、ウエートを占めているのじゃないか、私はこう思うのです。殊に要員は、最近のこの目まぐるしい技術開発その他によつて高度な技術化、そして複雑多様にわたつてきている。こういったものを全部マークして審査官が全部業務を処理していくことになります。すると、それにはまず大ベテランがいなければいけないのでから、そういう点については大変な苦労をなさるのだろうと思うのです。したがつて、特許庁からいただいたこの資料の「米國の中長期計画のイメージ」ということで一連の計画が行われているわけです。この中では、やはり今言ったような財源の確保とそれから要員の整備、これに力を置かれているように私は理解するのですよ。

それによりますと、少なくともアメリカの場

レース構想等に基づいて、同じような改革案に対しましても、一九八二年から一九八五年の間に八百七十五名を新規採用する。その後も毎年八十名程度の新規採用を予定をいたしております。一九八一年から八三年の間には、毎年三十名程度を新規採用いたします。その後も二十名程度の新規採用を予定をいたしております。これは特許、商標ともにですね。こうしたことで、それぞれ対応策をとっているのですね。

ところが日本の場合は、残念ながら今日まで二十六名程度の純減ですね。今後このままいけば、この資料によりましても、おおむね九百何名ですか等々の要員が必要だという計画を出しておるようですが、それが幾ら機械化投資をやつても、そこまで要員を切り詰めるわけにはいかないんじゃないだろうかという気が私はするわけであります。ですから、その辺の見解をひとつ伺つておきたい。

それからもう一つは、現在の特許庁舎なんですが、これは非常に分散状況にありますね。そうしますと、行政上の低下は免れない。非常に各地に散らばっておりますから、そういう意味では業務の提携、連携その他も非常にスマーズにいかない、こういうような幾つかの欠陥があると思うのですよ。だから、確かにこの計画書の中にも、庁舎建設その他の構想もあって、それは二千億見当の対応資金も準備をするということになつておりますけれども、これは急がれて庁舎建設をやつたらしいのじゃないだろうかというような気が私はいたしておるわけありますが、この二点についてまず御答弁ください。

○若杉政府委員 ベーベース計画の目的はいろいろ多岐にわたっておりますが、その大きな一つは、我々としては従来のように人手依存だけでもついていたのではなく、いろいろな意味でもう限界があつち當たるということが発想の原点にあつたわけだと思います。したがいまして、我々としてはここのペーベース化、コンピュータ化について

七
著者　山田　義之

合には、そういう日本で今考えられているペーパー

は、人手は極力抑制する、何とかミニマイズして処理するというのが基本的な骨格にあることは確かでございます。それは同時に、現在の行政簡素化とか、国民の側の立場からいいますすれば、そういう立場というのはやはり十分考えていかなければならぬ、こういうふうに思つてゐるわけです。

ただ問題は、先生御指摘のように、コンピューター化といいましても限度があることも確かです。すべてコンピューター化でやれば人間にかわってしまふというわけではありません。先ほど来申しましたように非常に複雑化しておるし、最後は人間の頭で理解し、ジャッジし、そして処理していくしかなければならぬということも残るわけですが、いまして、そういう意味で人員の確保というものははある程度必要になつてくると私は思つております。ただ、そういう全体の精神が、できるだけマンパワーを減らしたいということですから、できるだけミニマイズする努力をしなければいけない。しかし、その努力にも限界がありますので、ある程度の人員の確保が必要である。

それで、その場合でも、できるだけ今度は民間活力といいますか、あるいは関係団体、新設も含めましてそういうものも動員いたしまして、できるだけやっていこうと思っております。しかし、それもやはり最後にいけばまた限界があつて、何でも民間活力でやれるというものでもあります。したがつて、そういうぎりぎりのところのものの人員確保については、関係方面に我々としても強力にお願いいたしたいと思っております。

アメリカのケースについては、私も一〇〇%知っているわけじやございませんけれども、確かに人間の増がありますが、あれは新規採用の面がありまして、リタイアというのも別にありますので、あれが純増になるとは私は思っていません。しかし、それにしてもかなりの純増になる計画でございます。アメリカはアメリカの行き方があると思いますが、私の方は人間の増大についてはアメリカよりはさらにミニマイズしていくたいと思

つてはますけれども、それにもおのづから限界があるのです。必要なものについては必ず確保するよう努力してまいりたいと思っております。

○戸田委員 これは私も舌足らずでしたけれども、日本の出願件数は非常に多いですね。アメリカは日本よりもはるかに少ないです。そういう状況の中で、日本のペーパーレス構想みたいなことをやりながら人員をふやしていく、こういうことで、日本の場合はもっと多いですから、そういう点については十分配慮していただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

主税局の審議官來てはいると思うのであります
が、今回の特別会計の収入の大半は特許印紙収入、これで大体二百四十三億何がし、こういうことになつておりますね。今五十九年度の印紙収入の総額はどのくらいありますか。それから登録税関係は、これは資料をいただいてわかつておりますので、よろしいです。ちょっとその点だけお伺いします。——じゃ、後でひとつ調べ終わったらやつてください。時間がなくなつてしまいりました。

これはざつと私の計算ですけれども、長官、出願件数の割合は大手企業が七〇%、中小企業が約三〇%ですね。それで特許で、拒絶があり、この資料を見ますと大体四〇%は拒絶体制に入っていますね。そうして再審判をやるということになりますると、費用がおおむね百万円見当つかかる、こう言われているんですね。そういうことになりますと、費用負担の面から中小の皆さんはとても耐えられないという状況になつているようですが、この辺の政策は一体どうお考えになつていらっか。

それから特許料及び登録料、これは政令確定になるわけでしょう。政令手数料は、これは国会議決ですね。從前どおりですね。そうですね。そういうことになりますと、例えば今回の値上げで、従前政令手数料は出願の場合に六千三百円、これは固定でかかります。それから二万二千円(ラス発明の数掛ける三千五百円、こういう計算で来

ましたね。ところが今度改定になりますと、六千三百円は九千五百円になる、とにかく五〇%上がるわけですから。そうしますと、審査に対してもは三万三千円、それに五千三百円、こうなりまするから、大体五万を超すことになりますね。これを十年以内に倍にもう一回やるというのですから、この値上げは少し過酷じゃないかという気がいたしますが、その辺の見解をひとつ聞かせていただきたい。

というのを聞いていたのでござりますが、先ほども申しましたように、中小企業の方は特にいろいろな特徴がありまして、割と事業化する目的を直接持っている発明が多い。そして同時に、特許情報管理、特許管理についてのスタッフがほとんどいないということもですので、今度のコンピューター化のいろいろなサービスの向上の利益については非常な関心があるのでございまして、そのためにはかなり声援をしていただいているのが現実でございます。さうなことを総合的に考えますと、確かに率的に大きなサービスの向上の利益については非常な関心があるでございまして、そのために何とか御理解願っていると我々は確信をいたしております。

それから、先ほどおっしゃいました、トラブルになつてくると百万円かかるのじやないかということでございますが、我々の方の料金はさきやかなものでございまして、多分、アバウトですけれどもせいぜい十万円ぐらいにしかならないと思います。九十万円というのは、はつきり言えば弁理士さんとか弁護士さんという費用になるのだろうと私は思います。それで、確かに特許庁の責任でそういうトラブルに巻き込むケースもないとは言えない。責任と言ふとちょっと語弊がありますけれども、ないとは言えないわけで、本来うまく審査すれば認めるものがうまく認められないとか、いろいろな問題がありますから、その審査の質を高めるについては、我々は全力を擧げて努力したいと思っております。そして、そういうことによつて、そういうトラブルの種がうちの方から出るのを極力小さくするのが我々の責任だと思います。そういうことで努力いたします。しかし、そうはいいながら、どうしてもいろいろな立場で係争になるわけございまして、そういう係争になるケースはもう多いわけじゃないのですけれども、確かに割と多額な金がいろいろな方面からかかるとともに我々は心苦しいのでござりますけれども、は

資されたり出資されたりして運用されているわけでござりますので、その金額を引き揚げて一般会計に納付させるということは、現段階では巨額な額にわたって行うことは困難ではないかと思うわけであります。したがいまして、先ほど申し上げましたように一応回収されたもの、収益として上がってきたものの等につきまして、さらに運用する資金を控除した後のものを一般会計に繰り入れているというのが現状でございます。

○矢追委員 今四つしか減っていないわけです。私はまだほかにも廃止できるものがあるような気がするわけですが、今年度はもうやむを得ないとして、財政再建の期間中にめどとしてかなり廃止を考えておられるのか。先ほど申し上げた民営化あるいは民間に対する委託を含めまして、アバウトの目標というのはできてるのですか。

○平澤政府委員 先ほど申し上げましたように、現在三十八の特会がございます。それらにつきましては、臨調答申でも指摘しておりますように不斷に見直す必要がございますので、その特会につきましては今後とも見直していくたいと思っておりますが、それでは現在具体的にこの特会、この特会が廃止できるかもしれないというようなものについては持つておらないわけでございます。

○矢追委員 今は持つておらない。それは、きょうう言ってあしたというのは無理でしようが、大体こういう問題については、財政再建の期間といいうのも区切られておるわけですから、そういうスケジュールもあわせて出さないと、ただ財政収支試算を出したというだけではだめなのではないか。大体半分ぐらいには減らせるのじゃないか。残すものがそれぐらいで、四つか五つくらいはまだ廃止できるのじゃないか。あとは民営化あるいは民間委託という形になるのじゃないか。具体的にやつてもいいのですけれども、私もまだ結論を出し合わけではありません。まだ勉強中の段階ですけれども、そこまで私としてもできるわけですか

ら、大蔵省としては、財政再建という大きなテーマを抱えておりながら、もう一つビジョンがはつきりしないような印象を受けるわけです。その点、これは大臣の問題だと思いますが、もう一度お考えをお聞きしたい。

○平澤政府委員　おっしゃるような御趣旨で今後とも見直していきたい、そういうふうに思つております。

○矢追委員　今の問題に関連しまして、見直しをしなければならぬ理由の一つに、一般会計からの繰り入れ、これが大きな問題だと思うわけとして、繰り入れについての見直しというのは、結局は一つはコスト意識の改善もしなければなりません。そういう点の意識のなさもありますが、繰り入れの主たるもののは、一セントージからいますと大体事務量だと思うのですよ。この事務量についてどうしていくべきか、事務量については、停止するという考えは非常に厳しいあれだけれども、そういうふうなものがいいのか。ところが、これは人件費という問題、給与が絡んできますから非常に難しいと思うのですが、要するに一般会計から特別会計等の他会計への繰り入れが問題になるわけですから、これの見直しをどうやつていくのか、この基本方針、特に特別会計への繰り入れ、今後どういうふうな形でこれを厳しくやっていくか、この点いかがですか。

○平澤政府委員　特別会計につきましては、いろいろな種類がございます。その中には、例えば事業を行つてゐる特別会計がございます。こういうものにつきましては、できるだけ独立採算的やるという方向でやつてゐるのが多いと思います。それ以外に、資金等を支出して、その資金の管理を明確にするという特別会計がございます。こういうものについては、資金を必要とする場合には一般会計から繰り入れるという必要がございますので、必要に応じて繰り入れるということは常に行われるわけでございます。三番目には、御存じのよう経理を区分する特別会計、今回の特許特別会計といふようなものがございます。これにつ

きましては、先ほど来御議論がございましたように、受益と負担との関係を明確にするというような種類のものもあるわけでございまして、その限りでは、一般会計から繰り入れることが必要になることは余りないのでないかと思うわけでござります。

したがいまして、御指摘の中で一番問題になるのは、最初に申し上げました、事業を行つてている特別会計で、経営のあり方が問題で赤字を生じる、それを安易に埋めるのは問題ではないかといふのはまさにそのとおりでございまして、こういうものについては、そういうようなことのないよううに不斷に厳しい目で見ていくということをやつてきておるということでございます。

○矢追委員 今回の特許特別会計、午前中も答弁されておりましたので大体の御趣旨はわかつておるわけです。今回許された理由とというのも一応明確にされているわけですけれども、もう一つ納得できないのは、これは特別会計にしなければならなかつたのか、あるいは一挙に民間委託というような形がとれたのではなかろうかとか、いろいろなことを考えるわけですけれども、いろいろなケースを想定した上でこの特会にされた最大の理由というものは、今言われた問題と理解していくわけですか。

○平澤政府委員 特許の行政につきまして、今お話をございましたようには、民間委託というのは、行政本来の趣旨からいいましてまず除かれると思います。したがいまして、これは行政として引き続き行うということになると思いますが、その場合に、従来と同様一般会計でやっていく問題、それから特別会計を設置してやっていくという方法があるわけでござりますけれども、後者の方法を今回とることにいたしました理由は幾つかあるわけでございます。

一つは、日本の特許行政のあり方が諸外国に比べて非常におくれてきている、したがいましてこれを諸外国並みに持っていくためにはかなりの資金が要るという点もあるわけでございます。それ

を一般会計でやつしていくのがいいのかどうかということをございまして、一般会計も財政上大変苦しいという点もあるわけでありますけれども、特許に伴う受益とそれに伴う負担との関係、その中でこういう大事業をやつしていくのがいいのではないかというふうに考えるということでございまして、そういう場合に、負担と受益との関係を明確化するには特別会計を設けた方がいいのではないかという観点が一つございます。

それから、このように大変大きな事業を行なうわけでござりますので、その事業を行な際にかなり機動的、弾力的にしていく必要もあるのではなかと思うわけであります。これも特別会計を設置してやつていくのがいいのではないかというふうに思われ、かつ考えて、今回ののような法案を出したということをございます。

○矢追委員 今まででは一般会計でやつてこれられて、今度変える。そういう意味では、受益者負担が非常に高くなってきたから特別会計に移行する。ということは、特別会計というのはだんだん受益者負担、受益者負担ということですべてがやられてくるような流れになつてくるのではない。そうすると税外負担が大変ふえてくる。そうでなくとも、今国民の間には増税感が非常に高まつてきているところへもつてきて、またいわゆる税外負担がどんどんきていく。これは一つの例です。もちろん形は違いますよ。一部の人でしょうから、国民全体の税とは全然違いますけれども、そういう意味で非常に受益者負担を強調されてしまうということについて、私は、特許料の値上げをする、これはお金がたくさん要る、そして受益者負担が今までより高くなる、だから特別会計でいった方がいいのじゃないかとなると、ほかのものもどんどんそういう形になつてくるのじやないかという危険性を感じるわけですが、その点はいかがですか。

特許権を取得した人たちが受益をすることになる、いろいろの利便も得ることが可能になるわけですがございます。先ほど特許庁長官からお話をございましたように、例えば特許を申請しまして、現在二年三ヵ月かかるておるわけでございますけれども、このままほっておきますと、十年ぐらいためには七年ぐらいかかるててしまうという問題があるわけでございます。したがいまして、今回のようなことをやることによって、特許を申請する人たちにとっては迅速に特許権が取得できるという大きな受益があるわけでございますから、その受益に応じて収入も国の方でいただくという関係もあるわけでございます。したがいまして、その収入と支出との間にはおのずから合理的な関係があるという前提で考えて いるということをございます。

○矢追委員 私が聞いているのは、要するに今まで一般会計で来られたのは、一つは公共性ということが重要視されてきたのではないか。ところが、今回からは、今言われた受益者負担が高くなるてくる。もちろん高くなるわけですね、十年間で倍くらいになるのですから。しかも特許庁をきちんとするために巨額の金がかかる、だから特会に移すのだ、そういうことが今後、わかりませぬけれどもまた出てくると、傾向として公共性のあるもの、受益者負担とのあり方という問題もきちんとしておかないとまずいのじやないか。

大体受益者負担というのも、どこまで負担すべきなのか、これは議論のあるところで、先ほど申し上げたように税と税外負担というものを考えた場合、そうでなくとも今国民の負担がだんだん上がってくる。今度の健保だってそうですし。そういうことになると、この問題はただこの特許行政をこうするからこれで特会にすればいいんだというような、これだけをとらまえて——これは私は賛成ですから、決してこれにけちをつけるわけじゃないのですけれども、今後の方針としてこういう問題をどうしようとしているのか。また何が

「あいが悪くなつたら特会をつくる、それでこつちはこつちで一応受益者負担でバランスさせとつておけばそれでいいんだ。そういうふうなことにほかのものも、今どういうものがどういうようになる可能性があるか、私も勉強してませんからわかりませんけれども、その点私はきちんとしておいていただきたい。どうも今の説明では、この問題については納得させられても、原則的な面としては、私勉強足りないのかもしませんけれども、ちょっと納得できないのです。いかがですか。

○平澤政府委員　今回の特許特会と類似するものといたしましてはいわゆる車検特会がございます。これも大体似たような考え方で設置したわけあります。

そこで、それでは今後似たようなもので次から次に同じように特会に移していくものがあるんじゃないかな、こういうお話かと思ひますけれども、この特許特会を検討する際に、それらについても我々としては検討してみました。登記関係事務が似たような点がございます。それから旅券関係事務も、そういうのがあると言えばあるわけでござります。しかし、いずれも一般会計と区分して経理する必要性が、今回の特許の場合ほど大きくなつたようだなとございます。それから御議論がございましてございまして、先ほど来御議論がございましたような協調答申との関係とかいろいろな問題も慎重に検討しまして、特許特会について設置するというふうにしたわけでございます。

○矢追委員　そういう意味で、これは特許局長官にお伺いしたいのですが、工業所有権制度の理念といふのは一体どういうものなのか。今回この受益者負担ということになつてきた場合と、この公益性との絡みですね。もちろん特許ですからその人のものです。しかし、これは広く国民全般も利益を受けるわけですから、かなり公共性の強いものもある。しかし、主体としてはやはり個人といいますか、そちらに置いておられるのだと思うのですけれども、今回の特会というのが、そういうものでもある。しかし、主体としてはやはり個人といふ本来の工業所有権制度の理念に反していないのか

○若杉政府委員 工業所有権制度の理念といいま
すのは、俗な言葉で申しますと、典型的なのは特
許、実用新案になるわけですが、やはり産業の發
展ということが基本にあるのだろうと思ひます。
そしてさらにそれをブレークダウンしますと、や
はり発明、創作活動に対する刺激、それに対して
独占権を一定期間与えることによつて刺激を与
え、そして同時に、独占権を与える反面、公開の
義務をつけまして公開させる、そういうことによ
つていろいろな進歩が社会的に全部公開される、
それに基づいてさらに新たな発明、改良が加えら
れる。そういう相乗作用によりまして、産業技術
といいますか国民生活といいますか、發展を図つ
ていきたいというのが特許、特に実用新案制度の
理念だと思います。この理念というのは、いささ
かも今度の特会によつて変わらないだらう、変わ
るべきではないし、変えるべきではないと私は思
います。

○矢追委員 それでは、今ちょっと収支のことをおつしやいましたけれども、特別会計が赤字に転落しているものが非常に多くて、先ほども申し上げたように、収支の問題についてきちんと監督指導あるいは見直ししなければいかぬのが非常に多い。半分くらいあるわけですから、今後、過去の例でいきますとそう赤字にならない、と思いますが、これから相当お金の要る仕事でもございますし、果たして赤字転落は絶対ないのかと私は心配をしているわけなんですが、その点はいかがですか。

○若杉政府委員 この点につきましては、我々がこの制度の検討を開始した段階から、最初にして最も根本的な検討の対象でございました。

一言で言いますと、赤字転落の心配はないとの断言できると私は思います。なぜかといいますと、まず基本ベースとして、幸いなことでございますけれども、世界各国の特許行政、事務処理の、一言で言えば能率でございます。これを見ますと抜群の好成績を上げておるわけでございます。これはもう紛れもない事実でございまして、二倍とかあるいは数倍という処理を上げておるわけでございます。そこで、我々はビジネスじゃありませんので、ちょっと誤解を与えると思いませんけれども、ビジネス的に物を考えれば抜群の国際競争力を持っている。この力は幸い相當維持できるし、また維持できなければならぬという自信がございます。それが根底にあることは確かでございます。

それからまた、この事業につきましてはかなり長期的に見通しがつきます。事業の範囲というのは我々は厳格に限定されておりまして、はつきり言つてお金があるから余計な仕事をするわけじゃございませんし、それからコンピューターにつきましても、経費についてはかなり予測可能でございます。長い目で見れば、コンピューターのレンタル費が主でございますけれども、かなり急速に

下がつてくる実情にござりますし、いろいろな収入面、支出面において、通常のビジネスと違います。もちろん市況の変動あるいは競争相手の出現ということはありません。したがつて、午前中にも御答弁申し上げましたけれども、唯一のファクターといふのは、日本の技術開発力、発明意欲というものが急速にしばむかどうか。これが急速にしばんで、極端に言えば半減してしまうというような事態になりますと、これは相当な問題になります。これは率直に言えます。これが率直に言えば、もし収支問題を議論するとすれば最大のボイントファクターになると思います。

しかし、先生御承知のように、日本全体が技術立国ということで、極端に言えば大企業から零細企業まで、非常な意気込みに燃えてやつております。我々は日本人の勤勉あるいは技術立国における熱意を日ごろ感じておるわけでございます。

これが衰えない限りは、また我々は運用上、

もちろん合理的な支出を非常にセンシティブに心

がけてまいる所存でございますので、我々、俗に

言う赤字になるということはない、またあっては

ならないという決心なり確信を持つておるわけ

でございます。

○矢追委員 二千億円の事業費が十年間で見込まれておりますが、今も少し言われましたけれども、コンピューターもかなり大型、小型、端末機、相当入れられる計画がここに出されております。これは全部レンタルでいかれる方針ですか。

○若杉政府委員 結論的に言えば、ほとんど全部

レンタルでまいります。それはもう先生恐らく私

より御存じだと思いますけれども、この分野の技

術開発、技術改善が非常に激しいわけでございま

して、一たん買いつた場合には、もしそれが長

くもてばレンタルより安いかもしれませんけれど

も、陳腐化した場合にはえらい損害が出ます。ま

た、そういうことでいいものができた場合には、

いいものをさらに追求していく、効果を上げて

いかなければなりません。さような意味で、我々

いたしましては、できるものはほとんど全部レ

ンタルでやつていきたい、かように考えておるわ

けでございます。

○矢追委員 機械の方は今の長官の方で問題ない

と私はいますが、問題は人間の問題でございま

して、現在でも非常にたまつておる、審査官の数も

少ない、増員が要求されておる。今度こういうふ

うないわゆるペーパーレスシステム、コンピュー

ター化になつてきますと、コンピューター化とい

うのは人が減るかどうかとかえつて減らな

いわけですね。特に自動車工場のような、ああい

うロボットを使う場合であればまた別ですがれど

も、特許の審査のようなものについてはむしろ人

間が要るのではないか。その点について、人員は

ふやしていかなければならぬ、その場合の人事費

との絡みで今後どうなつていくのか。私はその点

は計算されていると思ひますけれども……。

それと、午前中もいろいろやられておりました

けれども、コンピューターを使うというのはなが

なか大変なこととして、データを入れた後は楽で

すけれども、入れるまでの入力が大変ですし、ま

た、もちろん業者に頼んでソフトはつくられるの

で問題ないと思ひますけれども、それにしてもや

はり業者任せにはいかぬのじゃないか。特許庁の

中でどういうふうな審査をやるにしても、データ

の整理をするにしても、やはりソフトの開発もし

ていかなければならぬ、それなりに専門家が必要

になつてくる、こう思ひますので、コンピュータ

化イコール人減らしという考え方は間違いであ

る。その点はどう認識されていますか。

○若杉政府委員 コンピューター化が人減らしの

万能機械でないことは我々十分認識しております。

職場によりますし、当然職種にもよりま

で、非常な人減らしに役に立つ部門もないとは言

いませんし、人減らしが直ちに運動しない部面も

あるということ、総合的に見まして、コンピュ

ーター化が人減らし万能機械でないことは当然で

ござります。なかなかコンピューター化により

まして構築する間はむしろ人手がかかる傾向が、

先生おっしゃったとおりございます。もちろん我

うのがかなりあることは確かでございます。

この点は、残りの七割が、むだな出願とは言いません

けれども、ある程度事前調査を十分やれば、出願

をしなくてもいいもの、審査請求をしなくてもいい

ものがかなりあることは確かでございます。

この点は、残りの七割が、むだな出願とは言いません

けれども、ある程度事前調査を十分やれば、出願

をしなくていいもの、審査請求をしなくてもいい

ものがかなりあることは確かでございます。

この点は、残りの七割が、むだな出願とは言いません

うした中で今回特会になるという話が出来ましたときに、非常に厳しい財政状態でありますがあつたと、そうした逆の見方をまた出しているわけでございまして、極力赤字は出さないようにしていただきのと同時に、また極力節減をしていただいて、残るべきものは残していくだけで、言わなくても大蔵省はまた一般会計の方に取ると思いますけれども、できるだけその辺のところの整理をきちっとしていただきたいということが一つの願望でございますが、ひとつ御意見だけ先に承っておきたいと思います。

○若杉政府委員 もちろん我々は、極端な言い方をすれば一銭でも合理的にお金を使いたいということで、職員に徹底をいたしております。予算が取れたから全部使ってしまうというのではなくて、最も合理的に使って、残すものは残すという精神で貢献したいということで、職員に徹底させるようにいたしております。そういう意味で、経営と言うとちょっとビジネス的ですけれども事業の執行に当たり、かたじ決意をいたしております。できるだけ黒字にしてというお話をございますが、そういうことに持っていくべきだと思います。

ただ、特許関係につきましては、全体の料金設定の理念あるいは過去百年の歴史、各国の歴史を見ても、収支相償うバランスというのが、はつきり言えば歴史であり、伝統であり、かつ世界の常識になつていまして、大いに稼いでいるというふうな歴史はないわけでございます。したがいまして、もちろん黒字になりまして、そして長期的な展望に立つても余裕がある場合に、国庫に一部繰り入れるということもあり得ないことはないと思ひます。そしてまた、そのとき同時に、今度は出願人の立場からいいますと、料金を下げるという議論も当然並行して出てくるとは思います。しかし、特許庁といいたしましては、とにかく目的は迅速的確な審査をすることであり、特許情報その他の確に企業に届けるという任務遂行がボイントでございまして、我々は稼ぐ目的はございません

○坂口委員 もう一つお聞きををしておきたいと申しますが、大型コンピューター導入ということをございます。

特許等の関係は、諸外国との関係も非常に多い仕事でございます。したがつて、外国との間のいろいろの資料の提出、あるいはそれを求めることがあるでしようし、また外国から求められることもあるらうかと思ひますが、諸外国との間のそういういろいろの手続等をできるだけたやすくする上に、全部の国といふわけにはいかないのでしょうけれども、先進諸国との間には何らかの統一の基準というようなものをつくっていくとかといふようなお話をもあるのでしょうか。

○若杉政府委員 既に特許協力条約という条約が発効しておりまして、現実に日本も加入し、日本での出願人も随分利用しておりますが、これはまさにそういう先生のおっしゃった御趣旨に基づいているものでございまして、一定の統一されたもので、日本の特許庁に出すことによって各国に即ち願手続ができるシステムになつております。もちろんその利用度というのは、まだ必ずしもそう高いわけではありません。

それと同時に並行して、できるだけ各國の特許制度を合わせていこうというのも願望として持つています。ただ、これは各国歴史と主權がありまして、おいそれと一朝一夕にはできないわけでございます。ただ、幸いなことに、今度コンピューター化を通じまして日本とアメリカと歐州特許庁三者は緊密に連絡をとり合っております。つまりこれはお互に得をしよう、節約しようというとの発想でございまして、例えば日本でいえば、日本が独自でドイツの特許公報もアメリカの特許公報も全部データにインプットしますと大変な金額がかかるわけでございます。したがつて、そのデータインプットの金はみんなそれぞれの国がそれを持ち寄つてやるう、つまり自分の國のものは自分でやつて交換しよう。交換するただみたい

と金がかかるわけでございます。そうしますと非常に節約になる。そういう話がまとまりました。そのためにはいろいろなデータとか見出しが、極端に言えば順序とかいうのはできるだけ合はないといつて利用価値が少なくなるわけでございまして、そういうような、一言で言えば標準化というのがここのことろ急速に進んでもまいりました。

なお、法律とかそのほかの同一化というのは、理念としてはあるのですけれども、現実はなかなか難しいので、今言ったようにむしろ特許協力条約というような条約をつくって、そのルートで、各國違法制だけれども、手続的には非常に業界として出願ができるようになります、こういうことになつておるわけでございます。

○坂口委員 ありがとうございました。

それで特許局、ちょっとお休みをいただきまして、手数料の方を少しお聞きしたいと思ひます。

各種手数料等の改定の主な内容をお聞きをいたしましたが、この数字を拝見いたしますと、中にはアップ率のかなり高いものもございますし、中には案外低いものもございます。また、よく似た手数料でも、額がかなり高いものもございますし、低いものもある。各種手数料等の改定の主な内容というものを一覽表で見ますと、一見、かなり大きなばらつきを感じるわけであります。

お聞きをいたしますと、例えば受験手数料でありますと、受験なさる方が非常に多いようなものについては、したがつて必要経費が少ないから安くなる。そして受験の非常に少ないようなものにつきますと、必要経費が一人割にいたしますとかなり高くなるので手数料も高くなつてているといふ考へてみますと、もちろんそうした側面もあるかもしれませんけれども、それだけではなくて、一つの権利を与えられる、それに対する料金といふような側面もあるよう思えてならないわけでござります。

○坂口委員 そんなに重要なことはないと思うのですが、そのコスト主義というのは、今までとられていましたらうと思うのです。今回初めて取り入れられた考え方ではないと思うのです。薬剤師試験の方が一千円が四千円になつて、歯医師の方が三千円が六千円になつたんなら、ちょうど倍になつたということでわかりがいいわけですけれども、薬剤師さんは二千円が三千三百円になりますから、一方は三千円が六千円に上がる。上がり、そして一方は三千円が六千円に上がる。いずれも以前にコスト主義をとつており、現在もコスト主義をとつております。同じような手続の中でも、この歯医師の方だけがとりわけコストが高くなるようになつたとは、どうも考えにくく一面もあるし、そうした矛盾みたいなものは、この表を見ましてあちこちに考えられるものでございましょうから、私はお聞きをしたわけでございます。

したがつて、今後の問題でございますけれども、必要経費料というものだけで見るのはなくして、もう少し横との並びの関係も考えていただきたい。これは私個人の考え方でございません。それをひとつお考へいただきたいのと、それから——それでは、それをひとつお答えいただいて、次に進みましょうか。

○平澤政府委員 今のお話の点につきましては、手数料につきまして法律でどこまで決めるかという問題に結局絡んでくるお話だと思います。実費を勘案して決めるということになります。実費を勘案して決めるといふことになりますと、実費というものは一応一つしかないわけでございます。したがいまして、そのものが正確に出せれば、これはまさに一つのものが出来るわけですが、これがまさに一つのものが出来るわけでござりますが、その他の政策的要素をかなり加味して出す場合には、やはりその加味の仕方によっていろいろな行政的な判断で決めるところも可能になってくるわけございまして、その辺、その法律の決め方をどうするかという問題に結局絡んでくるということです。したがいまして、今回お願いしましたのは、いわゆるコストを考えて決める手数料につきましては、政令の委任をお願いしておるということで考えておるわけで

それから、最初の薬剤師と歯医師との違いという点は、おっしゃるようにアップ率等が違いますし、改定後の単価も違ってくるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、計算上は人件費と物件費に分けまして、おのの担当者から物件費につきましても、同じような算定方法で客観的に一つの答えが出るようなやり方でやつた結果、この三千三百円であり六千円というふうになつてあるわけでございます。

○坂口委員 そうしますと、薬剤師法の中の第三章、第十六条に「受験手数料」というのがございましょうが、これを見ますと、「試験を受けようとする者は、二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額の手数料を納めなければならない。」と書いてございます。そういたしますと、今度は天井が三千三百円になるということですか。必ずしも三千三百円になるということではなくて、その以内で納めるということですか。

○平澤政府委員 今回、これにつきましては、実費を勘案して政令で定める……(坂口委員)全部を直すわけですか」と呼ぶのはい、お願ひしております。

○坂口委員 若干、手数料の問題とはすれますが、この手数料に絡むわけでございますけれども、現在、日本の各地域におきましては、特に漁業におきまして、いわゆる漁業から養殖をする漁業へということに変わってまいりまして、ハマチ養殖その他の事業が非常に多くなってきたわけでございます。そういたしますと、魚の病気になりますために、ハマチの養殖等がなかなか

おられますし、また、これに保険が掛けられておりますけれども、それが病気で死んだものなのか、それともほかの二つないし三つの理由で死んだものなのかと、いろいろな判断を、だれが一体するかというような問題も実は出てきているわけでござります。

そこでお聞きをしますと、獣医師法の国家試験はことしから魚病学というものを加えたといふことでございますけれども、農林水産省の畜産局の方からお答えをいただきたいと思います。間違ひございませんか。

○今井説明員　ただいま先生のお話のとおり、最近は養殖漁業等、大変重要なになっておりますし、また公衆衛生上からも非常に大切になつておるということでございまして、本年の三月に実施いたしました国家試験から、魚病学もその試験科目の一つにいたしたということでございます。

○坂口委員　文部省の方にひとつお聞きしたいと思うのですが、獣医畜産科の科目の中に魚病に関する科目が必須としてあるのか、それともないのか、あるいは、もしなかつたら、今後それは必須にする予定はあるのかないのか、その辺ひとつお聞きをしたい。

○遠山説明員　お答えします。

昭和五十三年に、文部省におきましては、前年に獣医師法の一部が改正されたことに伴いまして、獣医学教育に関する基準を一応大学局長名にて各大学に通知したわけでござりますが、その際、魚病対策の重要性にかんがみまして、大学院の修士課程における応用獣医学の分野というのがあるわけですが、その授業科目の例としまして魚病学を掲げまして、その開設について各大学を指導してきましたわけでござります。その結果、現在では、獣医学関係の十六大学すべてに魚病学に関する授業科目を開設しております。そういうことで、獣医学関係の分野においても魚病学に関する教育、研究が行われている、こういう実態にございま

○坂口委員 そういたしますと、獣医師法の中に定められております畜産という項目の中には、「牛馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫及び鶏をいふ。」こうなつていて、この中には魚が含まれていないわけなんですけれども、現場におきましては、その対応は獣医さんが現在なさっている、そこにお願いをする以外にないという状況でございまして、また、たくさんの薬剤を頒布いたしましておるわけでござりますけれども、それに対しても獣医さんが現在指導をされていると、いう実情にあると思うわけですけれども、これから先魚病学なるものを大々的に獣医師の中に取り入れていこうということになりますと、この獣医師法なるものがこのままでいいのか、あるいはこれに対する改革を加えなければならないのか、その辺について、文部省にお聞きするよりも、これは農林水産省でしょうか、お聞きをしたいと思います。

○今井説明員 先生のお話のとおり、養殖漁業も盛んになりましたし、その衛生指導をどうするのかというお話をござりますけれども、現実問題といつたましい、現在では、先ほど先生からお話をございましたとおり、十七条の中には魚は入っておらないということをございますが、実際の対応といたしましては、先ほど文部省の方からも御説明がございましたけれども、学校教育の中では水産関係の大学、学部、あるいは最近になりまして獣医学科の方でも教育を始めた、こういう実情でございまして、こういった医学、獣医師の方で申しあげますと、これからそういう学校教育を受けてまいりました獣医師さんがますます多くなつてしまいるわけでござりますけれども、現段階においては、そういう獣医師さんたちが養殖の現場等に実際にはまだ十分じゃないという面もございまして、学校教育における魚病学教育といつ

たものも開始をして間もないという事情もござりますので、こういった問題が将来積み上げられてまいりまして、そしてそういうことに対応し得るというような段階で検討すべき問題ではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○坂口委員 しかし、現在そうした必要性といふものはかなり続いているわけでございますし、何とか解決をしなければならない問題になつてゐるわけでございますので、遠い将来、こうしたことの積み重ねによって決めていい問題ではないよう、と思うわけです。私はどちらかと申しますと、もともと獣医さんがこの仕事をなさるのにいささか範囲を超えているのではないのだろうか、大変お忙しいお仕事の中でそこまで手が回らないのではないかだろうかと考えていた一人でございまして、別枠魚のお医者さんをつくるべきであるというのが私の持論で、前にも一度取り上げたことがあつたわけでございます。きょうは平数科の論議の中での問題を取り上げるのはいささか気が引けたわけでございますけれども、少し取り上げさせていただいたわけでございます。

水産庁の方は、いろいろの水産学を学ばれた人の中において、その資格を持つ人々を育てていて、こう、こういうお考えもあつたようになっておりますけれども、その後どうなつておりますのか、水産庁の方のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○田邊説明員 水産庁におきましては、魚病問題

は養殖管理の一環として総合的に対応することが肝要であるといふふうに考えております。人間の

病気になつたら治すということだけではなくて、適正な養殖管理を通じまして、日常の魚類の健康維持といったことによつて魚病の発生を防止する

ことが重要であるといふふうに考えておるわけ

ございます。また、養殖といふふうの、水の

中で千尾万尾といった単位で群飼育をするもので

ござりますから、陸上の場合と違いまして、どう

しても対応が個体対応でなくて群対応という形に

ござりますから、現在の獣医師法の範囲内で

獣医師を対象とした必要な知識を持つつてい

ると同時に、魚類の生理生態についての専門知識

とか解決をしなければならない問題になつて

いるわけでございます。

○坂口委員 しかしながら、現在そうした必要性といふものはかなり続いているわけでございますし、何

とか解決をしなければならない問題になつて

いるわけでございますので、遠い将来、こうしたことの積み重ねによって決めていい問題ではないよう

、と思うわけです。私はどちらかと申しますと、も

ともと獣医さんがこの仕事をなさるのにいささ

か範囲を超えているのではないのだろうか、大変

お忙しいお仕事の中でそこまで手が回らないのでは

ないだろうかと考えていた一人でございまして、別枠魚のお医者さんをつくるべきであるといふふうのが私の持論で、前にも一度取り上げたことがあつたわけでございます。きょうは平数科の論議の中での問題を取り上げるのはいささか気が引けたわけでございますけれども、少し取り上げさせていただいたわけでございます。

水産庁の方は、いろいろの水産学を学ばれた人

の中において、その資格を持つ人々を育てていて、こう、こういうお考えもあつたようになっておりますけれども、その後どうなつておりますのか、水産庁の方のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○坂口委員 水産庁と畜産局と大分意見が違いま

すので困るわけですが、いずれにいたしましても

現場はそれに対応してもらえる人ができればいい

わけでございまして、一つは獣医師の皆さんの方の

方からの手を差し伸べていただきとも大事かと思

いますが、それだけではなかなか間に合わな

い、そういう面もありますので、水産学の立場か

ら、先ほどお話をありましたように、養殖管理の

範囲からの専門家もここに参加できる、両方から

参加ができるという形が一番いいのではないか

と私は最近思つてゐるわけでございます。そうし

ませんと、畜産局と水産庁と仲が悪くて困るわけ

でございますので、中に入った考え方私にも立つ

ているわけでございます。しかし、そうしようと

思ひますと獣医師法の内容と絡んでまいりますの

で、現在の獣医師法の範囲内で獣医師さんがあれ

が得られるか、学問として、そしてまた国家試

ならざるを得ないといふ性格を持つておるわけでございます。そういうようなことから、魚病対策の指導に当たる専門家といたしましては、魚病とか薬理とかいった点について十分知識を持つついては、魚類の生理生態についての専門知識を持つた人が必要であろうというふうに考えておると同時に、魚類の生理生態についての専門知識を持つた人が必要であるというふうに考えておられます。

こうした見地から、魚病対策に当たる専門家といたしましては、魚類の専門家である水産技術者であつて、魚病とか薬理について習熟した人あるいは獣医、これは薬とか病気の専門家でございまが、こういう獣医師の中で魚類の生理生態について習熟した人が適当であろうかというふうに考えております。

水産庁といつましても、こういう点を背景といたしまして、現在都道府県の水産試験場等の増

養殖の技術者を対象といたしまして、病理とか薬理、公衆衛生といったよだな内容の魚病研修を実

施してまいりまして、現在までに約二百名ほどこ

の研修を修了しております。五十九年度以降さら

にその内容の充実を図ることとしたいと思っておりま

ります。

○今井説明員 獣医師法の中では、先ほど先生から

お話をございました十七条で定めておる家畜でございませんけれども、これは、この定められており

ます家畜につきましては獣医師以外の者は行つて

はならないといふ規定でございまして、魚でござ

いませんとか鳥類でござりますとか、そういうも

のをやることについては何らの制限がございませ

んので、実際に獣医師でございましてそういう

お話のございました十七条で定めておる家畜でございませんけれども、これは、この定められており

ます家畜につきましては獣医師以外の者は行つて

はならないといふ規定でございまして、魚でござ

いませんとか鳥類でござりますとか、そういうも

のをやることについては何らの制限がございませ

んので、実際に獣医師でございましてそういう

技術を持っておる方が魚病対策に取り組んでまい

るといふことにつきましては、何ら差し支えない

問題でございます。

○坂口委員 そうしますと、獣医師さんがやって

もらいいし、ほかの人もやってもいいしということになります。

○坂口委員 そうしますと、獣医師さんがやって

</

四万件と非常に多く、全世界の出願件数の四割強にも達している。」これは大変なことでございま
す。

そこで、このように我が国では出願件数が多いといふその要因の中に、例えば「活発な技術開発意欲」を持つておるとか、あるいは「激しい市場競争と結びついた商品開発指向、改良開発指向」が強いとかいうような原因の指摘がありますけれども、その中で、「未発達な特許管理」というのが出願件数を多くさしておる要因である、こういうような指摘がなされておるわけであります。が、「未発達な特許管理」というのは一体どういうことを指すのか。

例えれば五十七年度の例をとつてみますと、特許、実用新案に関しては出願件数は四十四万件で、方式審査を終えて出願公開される。そのうちの七〇%が審査請求に回されて、審査を行つた結果約五〇%，約十万件が拒絶、約五〇%が公告に回つて、最終的に登録されるのはわずか十万件である。四十四万件の出願に対し四分の一ぐらいたしか登録されない。また、意匠登録にいたしましたくても、出願件数が六万件、最終的に登録されるのがわずか三万件で、約半分。商標登録も出願が十萬件で、最終的に登録されるのが九万件等々、特許、実用新案、意匠、商標すべて合わせて出願件数に対して最終的に登録される数は三四%しかない。このあたりが非常に未発達な特許管理のゆえだというふうになつておるのか。例えば、ちょっと問題があるにもかかわらず、もう何でもかんでも出願に持つてくる、そういう傾向を指して未発達な特許管理のゆえだというふうに指しておられるのか。これをまず最初にはつきりさせていたい

○若杉政府委員 お答えいたします。
両方が関連し合っていると思います。おっしゃる
とおり、一〇〇の出願のうち三〇強が登録にな
つていて、七〇がむだだというわけでは必ずし
もございません。というのは、企業としては出願を
して請求しないものが、今先生のお話しのようう

三〇%あるわけです。これは目的があります。といふことは、出願をいたしますと公開されますから、そういうものは人が取ることができないということで、自分は権利は取得しなくてもよろしいけれども、人には取られたくないケースがそういうケースでございますから、残り七〇%全部がむだ弾というわけではございません。しかし、請求して登録にならないものは、ある意味ではむだ弾だと思います。

これは一言で言えば企業のすぎんとばかりは言っておれないでございまして、的確な情報、データがないわけでございます。というのは、これだけ世界じゅうで特許出願が多いし、過去の登録も多いのですから、それを全部当たってやつてくると大変なお金がかかるわけで、俗に言うと出願をしてチェックしてもらった方が安いやというようなことにもなりかねない。そういう意味で、我々の特許情報の提供というものは重要な問題になってくるわけです。だから、私、企業を責めるわけじゃありませんけれども、それを称して特許管理がもうちょっときちんとすればこういうことが言えるわけでございます。

それから第二は、同時に、これも企業を非難するわけじゃありませんけれども、やはり出願競争という面がないことはありません。これは単に同業者との競争ということもあります、同時に職員の鼓舞激励ということもあるようでございまして、日本では御承知のように工員さんまで実用新案なり考えろという気風が会社ぐるみで非常に厳しいわけでございまして、その場合にせっかく工員さんたちが出していく、技術者でもいいのです。邊になると、企業は知っていてやつておるわけですが、それをどんどん会社がチェックして、だめであるといってはねると、ディスカレッジするといふようなムードも実はあるようでございます。そだらしがないとか言いにくい面もあると私は思っています。したがつて、全部がそういうわけじゃない

○米沢委員 ちょっと話がそれるかもしませんが、「特許・実用新案の各国別出願件数」というのを見ますと、昭和五十六年で全世界で約百萬件、日本がそのうち四割、その次にソ連が約一五%、これはアメリカの一〇%よりも西ドイツの八%よりもイギリスの四%よりも高い比率を持つておるのであります、このソ連の一五%の出願件数の中身等がわかれれば、大変興味があるものですから教えていただきたい。

○齋田政府委員 お答えいたします。

ソ連の特許出願十五万件と書いてございますけれども、ソ連は発明者証制度というのがございまして、内容は大体変わませんけれども、権利が国家に帰属するというようなことでやや形が違うものではございます。しかし内容についてはほとんど変わりません。

ソ連の中で出願されております最も多い技術を順番に申し上げますと、一番最初は測定とか試験とかあるいは光学技術等、こういうものが最も多くございます。その次に金属加工技術が二番目であります。三番目は電気、電子回路部品あるいは発電とか変電技術、そういうものがございまして、これらは、第四番目より手巻機械、プラスチック

す。それから、第四番目に「ハイテク化」
ハイテク化といふことですが、そこで
次に混合・分離技術といふことですが、
す。

それから、外国人の我が國への特許出願件数、昭和五十七年度の科学技術白書によりますと、アメリカから一万一千百五十九件、西ドイツからは五千七百九十四件。今度は日本人の主要国への特許出願件数は、同じくこれは昭和五十六年度と書いてあります。これも大体でいいのですが、出願案件の件数、西ドイツに対しても一千九百四十五件、こうあります。これも大体でいいのですが、出願案件の件数等について、わかれれば教えてもらいたい。

○森田政府委員 お手を貸か国へハーベンから上臈されるものについてお答えいたします。

大体一万件以上ござりますけれども、その中の一番多いものは半導体、電気通信技術でございます。二番目は有機化学関係の発明でござります。それから三番目が測定、光学関係、四番目が工作機械、五番目が医療関係の発明でござります。それから西ドイツでござりますけれども、西ドイツから我が國へ出願されるものの中でも最も多いものは有機化学関係でござります。それから次が半導体、通信技術、三番目が測定、光学関係、四番目は工作機械、五番目はエンジン、ポンプ等、そういうものでございます。

それから、逆に日本から米国、西独にどういうものがでござっているかということについてお答えいたします。

まず米国でございますが、米国に対しましてはやはり半導体、電気通信技術等の弱電分野が最も多いわけでござります。第一番目が測定、光学分野、第三番目は工作機械分野、第四番目はエンジン、ポンプ分野、第五番目が有機化学分野ということになつております。

引き続きまして、西ドイツに対しても、どういうものがでござるかといいますと、最も多いのが測定、光学分野でございます。二番目が半導体、電気通信技術等の弱電分野になつております。三番目は録音・録画装置の分野でござります。引き続きまして四番目が工作機械分野、五番目がエンジン、ポンプ分野というところでございます。総額一千九百八十九億技術輸出を行つております。

今度は輸入はどうかといいますと、北アメリカからの輸入額が千八百八十五億

○米沢委員 ところで「我が国の地域別技術貿易額の推移」という表を見ますと、昭和五十七年で北アメリカに向けて四百八億、南アメリカに向けて百八億、アメリカだけでトータルで五百十六億の技術輸出を行っております。ヨーロッパに対しては三百八十九億技術輸出を行っております。

今度は輸入はどうかといいますと、北アメリカからの輸入額が千八百八十五億、それからヨーロ

二
二

ツバかららは九百二十六億、南アメリカがちょと
わかりませんが、総括して言いますと、まあ日本
は技術立国あるいは技術大国だ、こう言つて長年
やつてきたわけでありますが、この技術の輸出入
の関係を見ますと、いまだに外から買う方がかな
り多い。

○米沢委員 世間で一般に言われる日本の技術大問題とか契約上の問題等で少々の数字のそこはありますから買いませんが、どうもまだ技術というものは外から買う方が多いという結果を見てみますと、今おしゃったように、もつともっと科学・技術分野の保護で力を加えてもらわねばならぬ、そんな結果のような感じがしてなりません。特に、このごろ、技術なんかでもクロスライセンスという方式ですね、こちらでいいものがないと、あちらからいいものが買えない、こういう状況ですかね、こちらの方がいいものがないということになると、逆に欲しくても、今までこれは輸入過剰になってしまいますが、欲しい欲しいと思いつながらも、こちらの方にいいものがないと交換条件にならないというようなことになりますと、こういう状況の中になりながらも、何か日本という国が技術的には寂しい感じで推移しておるというふうに見えるのでございまして、その意味におきましても、これは産業界の努力も必要でありますし、政府サイドといたしましても、今後、これが逆転するぐらいのものになるよう、「ぜひ御努力いただきたい」ということをお願いしておきたいと思います。

それから次は「長期化する審査期間」という問題でございますが、資料を読ませてもらいますと、「現状のまま放置すれば現在の二年三月から十年後には七年程度にまで長期化することが予想される。さらに、審査の際に検索すべき資料の大幅な累増により、現在のマニュアル処理の審査体制では対応できないこととなり、ひいては特許制度の根幹が揺らぐことにもなりかねない。」という意識のもとに、今度のようなペーパーレス計画等を導入しようという議論になつたのだと思います。そこで、今から取り組もうとされておりますことのペーパーレスシステムの推進によって、中長期的には審査期間はどういうようになつたのだと思います。か。いただいた資料から読みますと、大体二年台

に推移する、こう書いてあります。これは、現状の二年三ヶ月の前後ぐらい、ペーパーレンシステムを入れてもそれぐらいの審査期間であって、それより短縮しないということに読めるのでござりますが、世界の各国の審査期間というのは一体どれくらいなのか。それとの見合いで、今後、ペーパーレンシステムを導入した場合の審査期間の変化について具体的に教えてもらいたい。同時に、審査官の定数が、ペーパーレンシステムの推進によってどういうふうに変わっていくのか、この二点について、ちょっと詳しく述べてもらいたいと思います。

○若杉政府委員 お答え申し上げます。

世界の特許の審査期間の状況は、おおむねでございますが、やはり二年一、三ヶ月かかっていると思います。具体的にアメリカについて申しますと、アメリカは、やはりたしか二年をちょっとと超えていると思います。それで、アメリカも三年前に長期計画を立てまして、これを十八ヶ月ぐらいいを持っていこうじゃないかというビジョンを立てておるわけでございます。

ところで、日本の状況でございますが、今先生おっしゃつたように、現在は二年三ヶ月ないし二年四ヶ月でございます。これが、放置すると七年を超える。これはいろいろなデータで積み上げて確実にしております。

ところで、今度コンピュータ化をやるということはどういうふうに動くのかという御質問だと思います。これにつきましては、いろいろな前提条件がもちろんございます。ございますが、我々としては、いろいろな現実可能な前提条件を置きながらやってみますと、率直に言いまして、この三、四年はむしろ若干延びると思います。三年ぐらいあるいは三年を超えるという状況が一時的に出てまいります。そうして、十年ぐらいになりますと、現状程度にまた戻っていく。我々としては、現在は、ビジョンはそこまででして、が、決してそれに満足しておりませんで、結論的に言えば、我々の目標は、特許、実用新案につい

では、一年程度にしたいと思っています。したがつて、さらに一層の努力を諸般の面で加えまして、二年ぐらいまでに落としていきたい。おおむねの推移を申しますと、そういうような感じでございます。

〔委員長退席、中西(盛)委員長代理着席〕

それでは、途中でなぜ伸びてしまうのかといふわけなんですが、これはある意味ではやむを得ない面があります。というのは、やはりいろいろな施策の効果というのは時間がかかるのに対して、やはり能力と受け入れ態勢のギャップは既に発生しておりますし、どうしてもそれがこの三、四年は広がってくる傾向にやむを得不得不なると思います。できるだけ早く現状維持程度に戻すというのが一応の十年ビジョンでございますが、さるにその先、何とか二年ぐらいまでは目標にして持つていただきたい、こういうふうに考へているわけでございます。

定員、定数の問題でございますが、午前中も御説明いたしましたように、実際問題として、審査官の定員は、この三年ほど減つておるわけでございまして、非常に苦慮しておるわけでございます。非常に厳しい国全体の定員管理は先生御承知のとおりでございまして、我々の非常に大きな問題点の一つでございます。それで、我々のコンピューターの発想もいろいろな理由がありますけれども、その中の一つは、このままいくとえらいことになるけれども定員をどんどんそれにスライドしてふやしていくのは、現実論としてなかなか難しいのじゃないかということで、もちろんかなりのショッキングな八年とか七年とかいう状況になれば、世間も考えてくれるかもしれないけれども、そこまで行ってからでは遅いということでございまして、それをできるだけ定員に大きく依存しないで、何とかできないかという発想が一つはあったわけでございます。

そういう意味で、コンピューター化の問題を今やつておるわけでございますが、もちろん、コンピューター化が万能ではございません。コンピュ

一ターナ化をやつていきますと、途中ではむしろ人手を余計使ふ面もあるわけでございますし、それから最後のジャッジメントは、人の頭と起案力からいうことがどうしても働くわけでございまして、コンピューターだけですべて片づくわけではございませんから、必要な人員の確保というのを同時に、並行的に考えておいます。

本からなつてゐるわけで、その基本は一切変わらないわけでございます。ですから、仕事の質といいますか、骨格というものは変わらないわけでございます。

ただ、非常に変わっていますのは、一つは検索について、マニュアル検索から機械検索へで、きるだけ持っていくと、いうことが第一点でございます。それから第二点は、そういうことに伴いましてVDTと申しますが、ビデオターミナルですね、画像でかなり処理することになります。です、いろいろアドバイスを頂いて、

ド処理その他から考えると、画像で処理する問題

が出てきます。そういう点が現象的に違ってくる
と思います。それから、全部というわけにはいき
ませんけれども、いろんな起案があるわけです。

それもできるだけ自動起案ということはもちろんです。しかしそれも、全部というわけに考えておきたいと思います。

はいきませんけれども。
そういうように、仕事の基本的な本質は私は変わらないと思うのですけれども、現象として変わらぬことはない

つてまいります。そういうものについて、いろんな問題が当然出てきます。端的に言えば、画像を対象としてしまったうえで、目の健康とかある人はよほどのことではないかとおもいます。

いろんな意味のそれに伴う精神的の負担とか、そういう問題が出てくると思いますし、いろいろな問題

が出来ます。こういうものについては、我々としては今後職員の健康を守るという立場を第一に考えざるを得ませんので、そういう点について十分

分に配慮しつつ、かつこれは一遍にくるわけではございませんで、逐次試行を重ねながら持ってきてまいります。ところが、そこの過程で、ら、ら研究と、こ、こ

して、円滑に最後のゴールに到達したい、かよろしくお手伝いください。

○米沢委員 それから、特許情報が年々累増して予想では現在の二千八百万件から十年後には約一千万件に到達するであろうと言われておりますが、余りにも量が大きいために、現在の提供体制では必要な情報への的確なアクセス 자체が困難な状況

なりつある。したがつてこの総合施策の導入と
いうことになるのでありますから、ちよつと聞
かしてはしいのは、増大する工業所有権の情報と
いうものも、時代とともに技術が変化、進展して
おるわけでありますから、中には陳腐化したり時
代おくれになつたりするものがたくさん出てく
る。したがつて、累計で二千八百三十五万件から五
千万件になるだろうという件数の中には、そちら
をみんなカットして、必要量としてここまであ
てくるという数字なのか、それとも陳腐化したや
つまですべてためて、こんなに大きくなるんです
よという見せかけの数字なのか、そこらをどう処
理されておるのですか。

古くまで探ししまして、それに基づいて二重の権利が起らぬないように、あるいは新しいものでないものを許さないように努力してきておるわけでございます。

ちなみに、私ども特許協力協定と申しますけれども、世界全体でお互いに出願がしやすくなるような協定を持つておりますが、その中にミニマムドキュメントーションというのがございまして、つまり最低限どこまでお互いにサーチをしなければならぬかという期間が決めてあります。それが最低限一九二〇年までさかのぼれということになつておりますて、世界全体、かなり古いところまで持つていなければならぬというものが現状でございます。

○米沢委員 それから、累増する特許情報をうまく利用して出願、審査請求の適正化を図るのを今特許庁に与えられた大きな課題である、こういうふうに言われておりますが、出願、審査請求の適正化という問題は、例えば特許庁が総合庁舎になつたりあるいはペーパーレス計画を推進してもまだ、今なお残る部分が大分あるんじゃないかと思うのです。先ほどの質問とちょっとダブるのでございますが、いわゆる出願、審査請求の適正化といふのは一体どういうことをねらっておられるのか。ペーパーレスシステムや総合庁舎ができるごとだけでは改善できない大部分のものがあるような気がするのですが、そこらはどういうふうに理解したらいんですか。

○若杉政府委員 審査請求あるいは出願の適正化という問題は、昭和五十一年ぐらいから実はやっております。それで、具体的にどういうことかといいますと、出願なり審査請求を合理精神のもとでやつてください。一言で言えばそういう指導でございますが、かなり効いてまいりまして、歴然と出しております。具体的に申しますと、そういう指導をしたグループの企業とそうでない企業とを

数字で比較しますと、かなり頗るな請求率のダウンとかいうのが出てきますから、それなりの効果は上げておるわけです。そこで、そういう問題にさらに今後一步も二歩も踏み出すのが、コンピューター化と連動した審査請求の適正化なんあります。

それで、もちろん特許庁のいろいろな自動検索とか事務の合理化にコンピューターを使おうわけですねけれども、同時に、それを企業の方に特許情報として提供いたします。理想的な最後の姿はオンラインで提供いたします。それによりまして企業の方は、先ほど申しましたように自分の事前サーチができやすくなるわけであります。しかも格安でできるわけであります。そういうことを通じて、まだな出願、むだな請求がかなり落ちてくると我が判断をいたします。そういうものも両々含めまして、特許管理の問題の指導ベース——指導というおこがましいですけれども、俗に言えば指導ベース、そして同時にオンラインのデータ提供によるふるい分けで、企業の飛躍的な増大というものが通じまして出願の適正化を図ってまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○米沢委員 次は特許制度の問題でございます。この提案の趣旨にもありますように、今後、世界各との特許情報交換を積極的に推進していく必要はない。これが要請されておる重要な課題でございますが、聞かしていただきたいことは、当面、我が国が国際化という観点から重点を置いて取り組んでおられる問題はどういうものがあるのか。それから、国際的な流通を促進しているのか。それから、協力なしでは向こうも特許審査ができないってことだ。それが非常に強い。

一方、日本も、経費の節約を図る上では、相手のデータファイルをバーチャルでもらう、交換するということをしますと、我々もデータインプットの経費が大幅に下がるわけでございます、外國のものまで我々データインプットする必要がなくなるわけございますから。そういうことで、合理性ということもありまして、特に日本と欧州とアメリカの特許庁は完全に一致いたしまして、昨年來緊密な会談を続け、さらに事務レベルの会談を続け、そのデータ交換の合理性についての現実的な処理、どういうふうにやるかという処理に当たっております。既に我々はもう一部、ことしの末あたりから実行段階に入ろうとしておるわけですね。そういう意味合いで、先進国間協力というの

欧米の特許庁は、日本の特許データについて非常に必要性を感じているわけでございます。それはもう日本の技術力が上がり、日本の特許出願が

ふえ、日本の特許出願情報を見ないでは自分の国

の特許チェックができないような状況になつてきただわけでございます。一方、その件数は、御承知のように、日本の場合非常に多いわけでございます。

しかも、それが日本語ときていてるわけです。しかも、それを心得ておりますので、要約

これを検索するなんというのは、はつきり言えば至難のわざになつておるわけでございます。したがつて、我々はそれは心得ておりますので、要約の英語版というのをサービスで提供しております。

日本語ではどうにもならないと思いまして、相当なお金がかかるのですけれども、国際的な義務として、日本語を英語に翻訳いたしまして各国に提供しております。

しかし、それはレジュメ、要約版でございまして、フルテキストではありません。そこで、フルテキストについては、やはりどうしても、場合によつては向こうは細部に当たらなければならぬ場合もあるわけでございまして、そこまで全部翻訳するのは物すごい国費がかかりますからでございませんが、せめてそれを我々のコンピューター化したデータファイルで送つてほしいという要請が非常に強いわけでございます。それは無理からぬことでございます。そういうようなことで、我々の協力なしでは向こうも特許審査ができないってことだ。それが非常に強い。

一方、日本も、経費の節約を図る上では、相手のデータファイルをバーチャルでもらう、交換するということをしますと、我々もデータインプット

の経費が大幅に下がるわけでございます、外國のものまで我々データインプットする必要がなくなるわけございますから。そういうことで、合理性ということもありまして、特に日本と欧州とアメリカの特許庁は完全に一致いたしまして、昨年

来緊密な会談を続け、さらに事務レベルの会談を続け、そのデータ交換の合理性についての現実的な処理、どういうふうにやるかという処理に当たっております。既に我々はもう一部、ことしの末あたりから実行段階に入ろうとしておるわけですね。そういう意味合いで、先進国間協力というの

が今一番脚光を浴びておるわけでございます。もちろんそれだけにとどまらないで、さらにいろいろな発展が行われると思います。

それから次に後進国の問題でございますが、これがはっきり言って非常に重要な問題でございます。

しかも、それが日本語ときていてるわけです。しかも、それが日本語ときていてるわけです。これがはっきり言って非常に重要な問題でございます。

これで、今一番問題になつておるのが中国の問題でございます。中国が特許法を来年から施行する、

ことし公布するという段階に入りました。中国が、あれだけの国土があつて、あれだけ全国に広がりあって、そして特許制度を施行する。そ

うのは至難のわざでございます。お金さえあればある程度早くできますが、そこがまたお金が、失礼ですけれども余りない、こうきてるわけでござりますので、はつきり言つて、いろいろな意味で日本への協力を求められています。

それで、我々としては、現在の段階では向こうのトレーニング、それから、こちらから行って情報構築のための具体的なセセスチョンというものに取り組んでおりますが、日本政府全体としては、場合によつてはデータ構築についての援助と

いうことも、我々の範囲をちょっと超えますけれども、必要になつてくるかもしれません。そういう

特許権として確立した場合に、現地でなかなか実施されない、技術移転が行われない、これについてどういう措置をとるか、特許を実施しない場合に、特許権とどめをどうするか。それから第二番目といふのは、場合によつてはデータ構築についての援助と

いうことも、韓国に我々はかなり協力いたしましたけれども、現在は、一番クローズアップしておこと、後進国の問題についてはまず中国――

実はその前には、韓国に我々はかなり協力いたしましたけれども、現在は、一番クローズアップしておこと、後進国の問題についてはまず中国――

それから第三には、国際連帯ということで、実

は国連の中に世界的の所有権機関というのがありまして、ジュネーブに大きな組織があります。そ

して、アフリカから南米、いろいろな後進国に対

して、先ほど言いましたように、中国ほど大がかりな協力は我々はなかなかできませんけれども、

情報提供とかその他のいろいろなサービスをしておりますが、そういうもののへの協力が第三のジャンルでございます。

ですが、このあたりはどう動いているのですか。

○小野(眞)政府委員 お答えいたします。

私どもの工業所有権関係の条約の中では、パリ条約というのが一番基本の条約になつております。

これは、それが日本語ときていてるわけです。これがはっきり言って非常に重要な問題でございます。

しかも、それが日本語ときていてるわけです。これがはっきり言って非常に重要な問題でございます。

これで、今一番問題になつておるのが中国の問題でございます。中国が特許法を来年から施行する、

ことし公布するという段階に入りました。中国が、あれだけの国土があつて、あれだけ全国に広

がりあって、そして特許制度を施行する。そ

うのは至難のわざでございます。お金さえあればある程度早くできますが、そこがまたお金が、失

礼ですけれども余りない、こうきてるわけでござりますので、はつきり言つて、いろいろな意味で日本への協力を求められています。

それで、我々としては、現在の段階では向こうのトレーニング、それから、こちらから行って情報構築のための具体的なセセスチョンというものに取り組んでおりますが、日本政府全体としては、場合によつてはデータ構築についての援助と

いうことも、韓国に我々はかなり協力いたしましたけれども、現在は、一番クローズアップしておこと、後進国の問題についてはまず中国――

実はその前には、韓国に我々はかなり協力いたしましたけれども、現在は、一番クローズアップしておこと、後進国の問題についてはまず中国――

それから第三には、国際連帯ということで、実

は国連の中に世界的の所有権機関というのがありまして、ジュネーブに大きな組織があります。そ

して、アフリカから南米、いろいろな後進国に対

して、先ほど言いましたように、中国ほど大がかりな協力は我々はなかなかできませんけれども、

情報提供とかその他のいろいろなサービスをしておりますが、そういうもののへの協力が第三のジャンルでございます。

二九

ございます。それからニース協定につきましては、商標登録に当たりましての分類を各国統一しようとということで提案されておるわけで、一部の国が入ることによりまして既に発効はしておるわけでございますが、我が国としましては、これだけに対する対応策等を検討しております。と同時に、歐米各国の動き等を慎重に見きわめまして、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○米沢委員 次は、総合的施策の展開に関連いたしまして、究極的には業務全般にわたって電子フイル化システムを目指す、こういうことになつております。これは先ほどもちょっと議論があつておりましたが、このコンピューター化等はほど

んどレンタルでやられるというふうに理解してよろしいのですね。

それから、この計画を推進されるに当たりまして、十年間で二千億ぐらいの追加資金が必要だ、こういうことになります。そこで、ことし約五〇%ぐらい、商標については約一割ぐらい値上げをするという提案でございますが、先ほど長官もおっしゃっておりましたように、この二、三年は逆に審査期間がちょっと延びる、そしていつときましてから定着していく、こういうお話をございます。しかし、値上げは五十九年の八月一日から実施するということをございますから、今出願する皆さんにとって、値上げはされるわ、審査期間が短くなるというメリットは受けられないわ、こういう期間的にはちょっと不満感が出てくるような感じがするのでござります。したがって、一挙に五割というのではなくて、年々通増方式で値上げをする方が、そういう皆さんに対する理解は深まるのではないか、こう私は思うのです。一個人提案になつたら、そんなことはできないといふ返事はもう決まっておりますが、本当ならば、値上げはされたわ、この二、三年は逆に審査期間は長くなるというのはちょっと矛盾だ、こう思うのです。本来ならば通増方式での値上げというのが、実情に応じた値上げ方式ではないかと思うのですが、いかがお考えでしようか。

○若杉政府委員 大変苦しい御質問でございまして、そういう側面があることは否むことはできません。ただ、特許関係につきましては、極論すると九割の方という方は常連でございまして、必ず出願をされておるわけでございます。そして、その方たちの非常に強い希望に我々は沿つて、やっているわけでございまして、率直に言えば中小企業の常連の方も含めて我々は励ましを受け、遅いぐらいだという強い希望と期待を持つて、ある意味ではハッパをかけられながらやつておる方も実はございまして、基本的には許してもらっていると私どもは思っております。といいますのは、どうしても先行投資をしませんとコンピューター化というのは完成しないわけでございまして、確かにもう少し、少しづつ小分にして値上げをしたらという御意見も傾聴に値する御意見だと私は思いますけれども、従来、特許の場合に、毎年値上げということになるいろいろな事務量の問題が実はありますので、三年とかそういう一定のインターバルを置いてやるというのが慣例化しているという面もございます。さような意味で、大変厳しい御質問でござりますけれども、全般的な状況からかような結論に達したわけでございます。

○米沢委員 あとこの特許制度に関連しまして、今問題になつておりますいわゆるソフトウェアの保護について若干質問をさせていただきたいと思ひます。

御案内のとおり、このソフトウェアの保護につきましては、権利保護の関係がまだ確立されておりません。特許権で保護するとか著作権で保護するとかいろいろな議論がなされておりますが、いずれにしても一長一短が出てきておりまして、それゆえに保護について混乱が生じる、あるいはまたさまざま紛争が生じておることは御案内のとおりでございます。特許権の方は、ソフトウェアの保護につきましてはまだ明確な判断を示していないという感じがしております。しかし、マイクロコンピューターの応用プログラム等については保護の可能性があるのかな、一部は保護されるけ

アの保護については、一応は適用し得る判断はで
きておりましますし、あるいはまた裁判等での判断も
そこらに落ちついておるようでございます。しか
し、ソフトウエア等はこれから日進月歩どんどん
変化していくものでありますから、そういうもの
が本当に著作権になじむのかどうかというのは、
これまで疑問なしとしない。そういうことで、か
なり混乱があることは事実でございます。
そこで、新しい酒には新しい革袋をというよう
な発想でございましょうが、通産省の方がいわゆ
るソフトウエアというものをそれ自体の特徴に即
して保護しよう、こういう動きがあり、今国会に
おいて通産省がプログラム権法案というものを出
そうとされておるととまではよく存じ上げておる
のでございますが、まず最初に、このプログラム
権法案がねらっておるもの、いわゆる著作権ある
いは特許権ではカバーできないものをカバーしよ
うというところでございますから、そこらを整理
してちょっと御説明いただきたいと思うのです。
○柴崎説明員 通産省の情報処理振興課長でござ
います。

コンピュータープログラムの権利保護の問題に
つきましては、米沢先生今おっしゃいましたよう
なことでございます。通産省におきましては、御
指摘のようなプログラム権法を制定する必要があ
るのでないかということで現在検討を進めてい
るわけでございます。昨年一年間かけまして、い
いろいろな角度から、このコンピュータープログラ
ムの権利保護の問題につきまして検討いたしまし
た。その結果、既存のいろいろな法体系だけでは
必ずしも適当ではない、不十分な部分もあるとい
ふことで、新しい法律をつくる必要があるのではないか
といふ、そのような結論に達したわけでございま
す。

それでは、この新しい法律というのは一体どう
いうことをねらいにしておるかということでござ
います。一つは、もちろんコンピュータープログ

テムを開発する権利者の保護を図ることでござります。それとともに、コンピュータープログラムというものは転々と流通するわけでございます。そういった意味で取引流通面も促進する、そういうものでなければいけない、こういった観点から考えております。

それで、まずその権利者の保護という点からは、コンピュータープログラムの取引、これは使用権を設定するというのが契約で一番大宗をなすところでございます。そういった意味で、プログラム権法におきましては使用権という概念を中心的な概念として据えたい、このように考えております。

それから、取引の流通を促進するという観点を入れなければいけないわけでございまして、そういった意味で登録、公示あるいはユーザー保護、こういった規定も盛り込む必要がある、このようになっております。

〔中西（啓）委員長代理退席、委員長着席〕

○米沢委員 このプログラム権法という法案の内容を要約しますと、今少々触れられましたが、保護するものはソフトウエアのうちプログラムのみに対する、フローチャート等は著作権法にゆだねる。それから、権利として認めるものはプログラムの使用権である。これはプログラムの使用を専有する権利でございますから、貸しソフトウエア業は規制できる。それから、権利の保護期間は約十五年とする。それから、公共の利益のために必要なプログラムに対しては、プログラム権所有者に対してもその実施許諾を強制する制度を設ける。こういうような内容だというふうに漏れ承つておるのでございます。

私は、もしこういう法案ができると、それなりにソフトウエアの保護に関して我々の考え方が大体まとまる、まとまった考え方ができる、そう評価するものでございます。例えば、今までのよううにソフトのプログラムに対して特許法の言う自然法則の利用というのも、著作権法による文化への寄与というようなものも求めなくていい。

また、新規性とか進歩性といった特許要件やいわゆるコピー、複製という著作物の定義に悩まされることもなくなるであろう。また、特許権が強制する内容の公開につきましても、著作権法が保護する著作者の人格権にも惑わされることがない等、いわゆるソフトウエアに情熱を燃やしている技術者の皆さんにとっては、非常に楽しみやすい発想だというふうに、我々は評価するにやさかではないでございます。ところが、文化庁とか、あるいは外国あたりからのいろんないやもんもついておるようでございまして、今度の国会までに間に合うかどうかということが危惧されておりますが、そのあたりはどのように今整理をつけようとされておるのか。そしてまた、今度の国會に間に合うのかどうか、そこらをまず最初に聞かしてもらいたい。

○柴崎説明員 文化庁におきましては、著作権法を所掌する立場から、コンピュータープログラムにつきましては著作権法の一部改正で対処しよ、このようなお考えであるということを承知しております。いずれにいたしましても、コンピュータープログラムの権利保護を図らなければいけない、これが解決すべき喫緊の課題であるということにつきましては、通産省、文化庁とも全く認識は共通しているわけでございます。そういった観点に立ちまして、文化庁との間で鋭意調整を進めたいきたい、このように考えております。特にアメリカでございますけれども、アメリカにおきましては、アメリカのソフトウエア企業、ソフトウエア開発者の権利保護が、私どもの考え方では権利保護を図ることが必ずしも十分に行われないのではないかという懸念を持つっているようございます。具体的には保護期間、プログラム権法では十五年と考えておりますけれども、アメリカの著作権法では七十五年の保護を与えております。そういった保護期間の問題。それから、先生おっしゃられました裁判制度でございますけれども、この辺につきまして懸念を持つてることは事実でござ

ざいます。従来からハイテク・ワーキング・グループなどの公式の協議の場を通じまして協議をしております。今後も引き続き鋭意、この辺につきましてアメリカ側とも調整をしていきたいと思つております。

こういった事柄の調整を済ませまして、ぜひとも今国会にプログラム権法というのを提出させていただきたい、このように考へておる次第でござります。

〔米沢義賀〕三月十四日の新聞の記事を読みますと、今触られましたように、アメリカの政府が、今通産省が検討されておるこの法案に対して強い懸念を表明する文書を、日本の政府関係者らに配布したことがわかつた、こういうふうに書かれております。この文書は「コンピューター・ソフトウエアに関する米国政府の立場」というタイト

トルだそうでございますが、まず、通産省が持つておられるこの新法案に対し、「万国著作権条約などであつたわれている国際法の精神を侵害する」、「一番目に、「日本両国のソフト創作者に利益を与える、ソフト産業の発展を阻害する」、三番目に、「ソフト保護についての新しい特別な制度の創設は、日米両国だけでなく世界中の取引相手の長期的利益に反する」と厳しく批判した上で、通産省案に深い懸念を持つといったような内容であるというふうに報道されておるわけですが、このアメリカの言い分に対し、通産省はどう

○柴崎説明員　コンピュータープログラムは非常に国際的に取引をされるものでございます。そういった意味で、国際的な調和のとれた権利保護体系を考えなければならない、こういうことでござりますけれども、アメリカ側が幾つか言つております中には、かなり誤解ではないかというふうに考えざるを得ない部分もあるわけでござります。国際的な条約体系につきまして、いづれにいたしましても、既存の条約体系では、コンピューター・ソフトウェアというものを想定をしておらなかつたわけでございます。そういうった意味で、例えば

著作権条約でコンピュータープログラムが保護される、そういうコンセンサスができるわけではありません。それから、いずれにいたしましても、日本の企業であればあるいはアメリカの企業であれ、法律上全く対等に権利を保護するということでございまして、アメリカのコンピューターソフトウェアについて著しく不利になるというようなことは全くない、このように考えております。

○米沢委員 世界知的所有権機構、W I P O でコンピューターソフトのためのモデル条約草案が昨年六月提出された、こう記録してあるのでございますが、この動きは今どうなつておられますか。

同時に、今おっしゃいましたように、ソフト保護は著作権でという国際的な合意は全く存在しないというようなお話をございますが、これはそのとおり考えてよろしいですか、本当に。

○柴崎説明員 世界知的所有権機構、W I P O と言つておりますけれども、昨年の六月に専門家の会合が開かれまして、そこでモデル条約草案が一つの参考として提出をされております。これにつきましては、例えば保護期間二十年あるいは無断複製、無断使用、無断貸与あるいは無断公開を禁止する、こういった内容になつております。この条約草案は一つの参考ということでございまして、W I P O におきましては、今後とも引き続き各国相集まって、このコンピュータープログラムにつきましての国際的な保護のあり方について検討を進めていく、こういうことになつております。

それから、著作権条約のこととござりますけれども、確かにアメリカにおきましては、著作権法を改正することによりまして、著作権法の中にコンピュータープログラムというのを明定をしております。しかしながら、ほかの国におきましては、まだ法律上措置をした国はございません。ヨーロッパにおきましては、著作権法でいいるのでないかという意見が多いことは間違はないわけでございますけれども、むしろコンピューター

プログラムがますますこれから取引が多くなる、そういうふた場合にどういった保護が一番いいのだろうか、その辺につきまして世界各国の実務家たちが、何が一体一番いいのだろうかということを摸索をしている、こういう段階であろうと思います。

ては、少なくとも一昨年来、曲がりなりにも著作権を認めるという判断が裁判で出ておりますよ。そういうものがあつて議論を逆に混乱させね。そういうもののがあります。おのれのではなくとも、著作権でいくのか、新規立法でいくのか等々の議論が余りにも長くだらだらとやられまして、結局、問題が先送りされますと、逆に関係者にとっては迷惑だということもあるわけですね。したがつて、早くけりをつけてしまいたい、これが切なれる我々の希望でもあります。

それからもう一つは、アメリカあたりが著作権でいったらどうだと言ひ、ほかの海外諸国も大体著作権で処理しているという現状があるならば、日本が新しい概念を持ち出していくと、やはり海外に通用しないだろうという部分が出てくるだろう。逆に海外からは、また非関税障壁を設けたとかなんとか、いろいろ非難されることになるきっかけをつくるかもしれない。これもやはり懸念しなければならない問題です。

それから、特にプログラム権所有者の権利を制限する強制許諾制度といふものは、著作権保護に関する国際条約はないし、したがつて、国際的な紛争の原因になつていくかもしれないという懸念もございます。また、権利を宣言される国は、もうプログラムを輸出しないという動きになるかもしない。こうした事態が出現いたしますと、日本はソフトウエアに関しては鎖国的な状態になる危険性もあるというふうに我々は考えるのですが、そのあたりをどういうふうに理解されて、どう対応されようとしておるのか、聞かしていただきたい。

○篠崎説明員 著作権法によります判決が既に三件出ております。それ以外にも係争事件は非常に多くなっております。そういった点から、この問題につきまして一刻も早く解決を図らなければいけない、これは先生の御指摘のとおりでございます。

それから、各国との関係でございます。確かに私どもはプログラム権法という名前の法律案を提出しようとしたしておるわけでございますけれども、必ずしもこれはほかの世界各国と全く違った形の法体系をつくるうといふようなことを考えておるわけではございません。私どもの念頭にありますのは、まさに国際的な調和を図らなければいけない。コンピュータープログラムといふものは非常に新しいものでございます。そういうことで、新しい発想で考えなければいけないという観点から考へておるわけでございます。そういう意味で、今後各國の理解を求めていく、これが非常に必要なことであろうと思われます。

裁定の制度でございますけれども、これにつきましては、これを置くことによって何が非常に鎮国的な状態になるのではないかという御指摘でございましたけれども、いろいろな誤解があるようございます。ただ、実際にこのような規定を発動するというケースはほとんどないであろうと思われますし、もちろん非常に厳格な運用を行わなければいけない規定でございます。こういった点につきましても理解を求めていきたいと思っておる次第でございます。

○米沢委員 終わります。

○正森委員 特許庁に伺いますが、特許、実用新案の全世界の出願件数は、資料を見ましたから約百万件、うち日本が四〇%と言われております。これは特許庁のパンフにたしかに書いてございました。内国人出願で見ますと七十六万件中四十四万、つまり五〇%以上が日本で、この五年間の増加の七割が日本で、あとの三割はソ連だということが、「特許管理」という本に

書いてございます座談会に出でるようあります

ですが、そういう傾向は事実でございますか。

○若杉政府委員 事実でございます。

ば第二小委員長の篠崎さんという方がおられます。日本の出願は世界の中であつて確かに異常に多いと思います。この現象をどうとらえるべきかまことに迷うところです。日本の研究費、研究者の数と質から考へて、日本の出願の異常な多さをリーズナブルとするにはきわめて抵抗を感じます。」こういう表現をしておられます。

あるいは「出願増というのは、一見、発明がたくさん見られていいように思ひますが、過去のもので、新しく発明で考へなければいけないという観点から考へておるわけでございます。そういう意味で、今後各國の理解を求めていく、これが非常に必要なことであると思われます。

裁判所の出願が多いというものは問題として有効に使えないものがかなりあるといった意味で、日本特許の出願が多いといふのは問題として感じてもいいのではないかと思ひます。」というような表現とか、あるいは「どうしても理解できないのが、常識外れの出願量なんですね。イギリスは四万件で、約半分が外人出願ですから、内国人出願は二万件。フランスが二万件あるうち、内国人出願が一万件です。日本というのは一社でもつて一万、二万超えるところ、あるいはそれに匹敵するぐらいの相当な出願が出るところがありましませんけれども、先進国の中では、出願が一社で超えるという出願が出るのはどうしても理解できません。」云々というような表現があるわけあります。

そこで特許庁は、こういう出願増の現状やら原因、またその利害得失についてどう評価しておられるか、詳しく述べたいと思います。

○若杉政府委員 出願が非常に多いという分析はいろいろなところから言えると思います。

簡単に言いましても、競争が激しいとか、新規格安で提供しなければならないということがあ

品がじんじん出てくるとか、フォアマンまで

発明奨励に従事しているとか、いろいろな理由がありますが、どうもそれだけでも割り切れない

ほど多いようになります。批判する立場にあります。どうもそれだけでも割り切れない

ながら農機具会社であり、農家の台所改善を理由に電化製品やミシンがこれに次いだ。農機具会社は大体が中小企業であり、かつ地域ごとに土質も異なるので、云々とあります。

方が簡単である。戦後の出願増については、経済復興とともにうなう当然の増加があるのは勿論であるが、それを超えて異常に出願が増加したのにはこのような背景があつたと考えられる。云々というように書きまして、

このような製造・販売システムの下では、ト ラクターにせよ、脱穀機にせよ、すべての機種 が、それぞれ、農機具メーカーの会社数だけで きることになる。メーカーが一〇社ならば、同 じ性能の脱穀機も一〇種類、脱穀機の回転速度 計も一〇種類あることになる。
（略）

方が簡単である。戦後の出願増については、は、経済復興にともなう当然の増加があるのは勿論であるが、それを超えて異常に出願が増加したのはこのような背景があつたと考えられる。云々というように書きまして、

最近、日本が技術開発競争の先端に立ったことや、貿易摩擦が議論される中で、日本企業の特許出願の数が異常に多いことが指摘されてい る。この異常な出願増が企業努力の結果であることは疑いの余地がない。それではこの出願増に結びつく企業努力がどうしてなされてきたかといえば、基本的に過剰な市場競争のためのものだったとしか考えられない。工業所有権は、本来、市場の製品に関する権利である。だから企業内での研究が特許出願に直接結びつくということは、逆にいえば基礎研究が軽視され ているにはならない。

家庭骨骼の健全 販売店の不景気時代には更に顧客端なものがあつた。だから、各社は、自分の系列店に電気釜もカラー・テレビもすべてを供給しなければ、顧客はその系列の販売店から離れ、会社はその販売店を失うことになる。だから各

方が簡単である。戦後の出願増については、経済復興にともなう当然の増加があるのは勿論であるが、それを超えて異常に出願が増加したのにはこのような背景があったと考えられる。

云々といふように書きまして、

最近、日本が技術開発競争の先端に立ったことや、貿易摩擦が議論される中で、日本企業の特許出願の数が異常に多いことが指摘されている。この異常な出願増が企業努力の結果であることは疑いの余地がない。それではこの出願増に結びつく企業努力がどうしてなされてきたかといえば、基本的に過剰な市場競争のためのものだったとしか考えられない。工業所有権は、本来、市場の製品に関する権利である。だから企業内での研究が特許出願に直接結びつくということは、逆にいえば基礎研究が軽視されているにほかならない。

云々ということです。

特許制度よりもむしろ日本の企業における研究開発のあり方について問い合わせ時がきているのではないかと思われるのですね。私は

をすべて供給しなければならない。われわれは、現在、店頭でソニー、東芝、日立、三菱、シャープ、松下、サンヨーのカラー・テレビを比較することができる。電子ノンジル電気光星幾

方が簡単である。戦後の出願増については、経済復興とともにうなう当然の増加があるのは勿論であるが、それを超えて異常に出願が増加したのにはこのような背景があったと考えられる。云々というように書きまして、

最近、日本が技術開発競争の先端に立ったことや、貿易摩擦が議論される中で、日本企業の特許出願の数が異常に多いことが指摘されている。この異常な出願増が企業努力の結果であることは疑いの余地がない。それではこの出願増に結びつく企業努力がどうしてなされてきたかといえば、基本的には過剰な市場競争のためのものだったとしか考えられない。工業所有権は、本来、市場の製品に関する権利である。だから企業内での研究が特許出願に直接結びつくということは、逆にいえば基礎研究が軽視されているにほかならない。

云々ということで、

特許制度よりもむしろ日本の企業における研究開発のあり方について問い合わせ時がきて、いるのではないかと思われる所以である。私は云々というように書いておられるのですね。私はこの指摘は「私の推定」であるが、一というような前書きをしておられますけれども、非常に正鶴を得た点があるのでござないかと思われるのですね。これは特許庁だけにお聞きすることじやなし

方が簡単である。戦後の出願増については、は経済復興にともなう当然の増加があるのは勿論であるが、それを超えて異常に出願が増加したのにはこのような背景があつたと考えられる。

云々というように書きまして、

最近、日本が技術開発競争の先端に立ったことや、貿易摩擦が議論される中で、日本企業の特許出願の数が異常に多いことが指摘されている。この異常な出願増が企業努力の結果であることは疑いの余地がない。それではこの出願増に結びつく企業努力がどうしてなされたのかといえば、基本的に過剰な市場競争のためのものだったとしか考えられない。工業所有権は、本来、市場の製品に関する権利である。だから企業内での研究が特許出願に直接結びつくということは、逆にいえば基礎研究が軽視されているにほかならない。

云々ということで、

特許制度よりもむしろ日本の企業における研究開発のあり方について問い合わせるべき時がきているのではないかと思われる所以である。

云々というよう書いておられるのですね。私はこの指摘は、「私の推定であるが」というような前書きをしておられますけれども、非常に正鵠を得た点があるのぢやないかと思われるのですね。これは特許庁だけにお聞きすることじやなくしておられるのですね。私はむしろ科学技術行政とともに広い面でお聞きしなければならないことであるかもわかりませんが、若杉さんはこういう点での非常な権威で御勉強家でございますから、忌憚のない御意見を承りておきたいと思います。

事実と言うと変ですが、一つの指摘として、理論として十分納得できるということは当然でござります。

ただ私、感じるのは、そういう過当競争が、今日の日本のバイタリティーといいますか、日本の技術レベルをアップしたという事実も見逃せないような気がします。ですから、理論と実際の差

そういうことと、それから、いろんなことを話しますけれども、むだな、どうでもいい出願もあらんじやないですかと言いますと、いや最近クロスライセンス時代でございまして、何とかかんとか言つたって、外国とやるときでも量ではかるんですよ。一件一件これは価値が幾らかなんてできません、一万も二万もあるのに、ある程度量といふのも大事なんですよという答えも返ってきます。ですから、あながち広い意味の合理性が全くないわけではないようございます。

そういうことで、我々は今先生おっしゃったような赤字になつたり、極端に言えば収入を確保するためには上げと件数が悪循環といいますか、反比例するような、そんなことになつたんじゃたまりませんので、この制度を最初から、一年半前に検討した段階から、これは一体どういう影響が出るのかというところについては最もセンシティブなアイテムでございました。したがいまして、いろいろな聞き込み、それから外国の例、日本の上げた例、いろいろな調査をいたしまして、我々としてはどちらかと言えば内輪に見ているつもりでございます。はつきり言いますと、ことしの八月一日ですから半年以内に勝負が決まります、もし私たちの見込みが大幅に狂うならば、我々は重大な変更を考えざるを得ませんけれども、私はそういうことは万ないと思います。

○正森委員 それとの関係で承つておきたいと思います。この特許関係法は、万一の赤字の場合に備えて一般会計からの繰り入れを決めておりますね。同様にあなたの方で余裕があつた場合は、これも一般会計への繰り入れというのですか、規定があるようです。これは総合的に当然のことであるのですが、何か私の聞き違ひかもしれません、私の耳に入ってきた情報では、それはまあ総合的なものだから、余った場合は一般会計へ繰り入れるという規定はあるけれども、それいんだ、そんなことはしないんだ、もうただけで出さないんだということを内部で言われておるや

に聞くのですが、それは本当でしょうか。○若杉政府委員 少なくともこういう一点ははつきり断言できると思します。一点は、そもそも黒字運営といいますか、もちろん若干の黒字運営は基調とせざるを得ませんけれども、大幅な黒字を計算した料金設定は行わない。それから第二に、今後十年間は非常に大きな建設投資をいたしますので、その期間についてはある程度繰り越しが大きくなても、後の仕事が待つてますから、そういうことでいきたいということは言わざるを得ないと、いうところでございます。

ただ、さらに超長期的になりまして、どういう事態になりますか、非常な予想以上の黒字が出来るともございましょう、いろいろな事態があります。その場合に値下げをするのか、国庫に納めるのか、いろいろな議論があります。まあ国庫に納めるのも悪くはないと私は思いますけれども、値下げるという要請もあるうし、そのときの情勢で、それは余裕があつたら、どちらかといふは余り言ひ人はいないとおっしゃっていますが、少なくも今名前を挙げた方は、私は聞いておる、こう言っておるわけですね。いずれにせよ、調整をすることができるわけですね。しかし、個人や中小企業は、自分がこれは価値のある特許だとつか用したということは事実でございます。

○正森委員 特許料その他について中身で伺いたいと思うのですが、大きな企業は、さきに触れた座談会発言のように、長官は、出願を減らして予算を抑えるというようなことを少なくも私の前では余り言ひ人はいないとおっしゃっていますが、少くとも今名前を挙げた方は、私は聞いておる、アメリカにおきましては極めて大幅な値上げをいたしました。出願から公告までの段階で、具体的な数字を申しますと、今まで四万三千円だったものを十九万八千円というふうに五倍弱にいたしました。もつとすごいのは、今まで年金を取つてなかつたのでございますが、新たに導入いたしました。それでよくまあ上げたのだと思つたけれども、今まで安過ぎたと言えども、それからこれを年金を放棄してどうこうとか、そこで、そういう年金部分まで考えますと二十倍以上あげたわけでございます。なぞ中小企業や個人に配慮した料金体系がとれないものであろうかということがあります。なぜ中小企業や個人に配慮した料金体系がとれないものであろうかというのが、私のお伺いしたいところであります。

例えばアメリカでは、料金値上げの際に中小企業や個人から非常に強い不満が出て、大企業と中

小企業、個人、非営利団体と分けた二段階の料金制度が導入をされたというように聞き及んでいます。アメリカではこれらの団体は大企業の二分の一で、そのことによる減収については一般会計から繰り入れるというような制度もあるやに聞いておりますし、中小企業の基準としては従業員が五百人以下であるとかいうような規定がありますが、五百人以下の申訴手続については宣誓と自己表明といいますか、自分が間違いなく中小企業であるというようなのが必要で、不適切な申請をした場合は特許を取り消すほか、親企業を考慮するので、大企業が子会社に代理で申請させるというようなことはできない、あるいは大企業とライセンス契約をしている個人も排除されるというようなことで、不正が行われないように担保しているということは、している個人も排除されるというようなことで、それは余裕があつたら、どちらかといふは余り言ひ人はいないとおっしゃっていますが、少し方でございますので、広く皆さんの意見を聞いて方針を決めたらいいんじゃないかといふうに考えております。

○正森委員 特許料その他について中身で伺いたいと思うのですが、大きな企業は、さきに触れた座談会発言のように、長官は、出願を減らして予算を抑えるというようなことを少なくも私の前では余り言ひ人はいないとおっしゃっていますが、少くとも今名前を挙げた方は、私は聞いておる、アメリカにおきましては極めて大幅な値上げをいたしました。出願から公告までの段階で、具体的な数字を申しますと、今まで四万三千円だったものを十九万八千円というふうに五倍弱にいたしました。もつとすごいのは、今まで年金を取つてなかつたのでございますが、新たに導入いたしました。それでよくまあ上げたのだと思つたけれども、今まで安過ぎたと言えども、それからこれを年金を放棄してどうこうとか、そこで、そういう年金部分まで考えますと二十倍以上あげたわけでございます。なぞ中小企業や個人に配慮した料金体系があつたろうと思います。趣旨は、皆そういう大きな影響が中小企業に来ちゃ困るということだつたろうと当然思います。

それからもう一つは、今度は日本の方を申しま

よつと語弊がありますから誤解がないようにしていただきたいと思いますが、そういうようないろいろなことを判断しなければならない。

それから、中小企業の申請でございますけれども、七十万くらいの人がいまして、中小企業製造業を見まして大体常連が四五五人、その方が年に実用新案を中心にして二・七件くらいの出願をやめるという感じは少ないと思います。なぜならば、わりかし企業化に結びつく、直ちに事業にしたいというものが多いでございます。したがって、多分私は大企業も余りやめないとと思うのですがけれども、中小企業の場合ももと本質的にやめにくいことはもうはつきりいたしております。そういう意味では、確かに先生御指摘のとおりなんですがれども、逆に言えば、私たちも中小企業の人に随分会いましたけれども、この問題について非常に真剣でございます。つまり、早くやってほしい、それから特許情報を的確に送つてほしい、非常なニーズがありまして、そういう強い期待もあります。

以上を総合いたしまして、まことに大幅な値上げで申しわけないのでござりますけれども、私の方は中小企業者も御理解いただけるもの、こう考えておるわけでございます。

○正森委員 次に、ペーパーレス計画について伺いたいと思うのです。

コンピューターの開発は、ハードだけでなしにソフトの面也非常に大事で、これは一部の新聞に出ておるのですけれども、「情報検索用のソフトウェアを整備しておきさえすれば、何千万件もある過去の資料の中からも、必要なものだけを選びすぐつて短時間に参照できる仕組みだ。」一方ではこう言っているのですが、同時に、「だが情報の電子化時代を迎えたとはいえ、特許のペーパーレス化は並大抵ではない。なにせ情報量が多い。必要なデータをさぐり出すためのソフトウェアの開

いる程度のことは問題なくできると思います。それは断言できます。

ただ問題は、ではないかと言わると、ないことはありません。というのは、情報検索の質と内容については問題がないとは言えません。つまり自分の欲しい物が的確に必ず出てくるかどうかというところでござります。これについては、我々現在考えているのはFT-TERM方式と言いまして二万何千、私正確じゃないですが四万ぐらいの国際分類の、縱に割っているわけですが、それさらに横に三百とか四百に割る。今までにはこの分類でしか出てこないわけですが、今度はこれらの分類が出てきますから一挙に三百倍の細分類ができるわけですね。しかも横断的にできる。そういうものを考えておりますが、それで的確に審査能率が上がるような、ヒットするものがなかなか出てくるかどうかかというのに、問題が全然ないわけではありません。これは十分試行錯誤を重ねながら、テストしながらやっていきたいと思います。これが今完成したとは言えません。しかしこそこそもテストして、よりよいものを持っていくという過程を踏みたいと思います。

それから、最後になりましたけれども、人間の問題は確かにおっしゃるとおりあります。そこで我々の考えているのも、もちろん今の時代でございまますから、人手いうものの、定員化というものについては大きくて許されないだらうということは私よく知っておりますが、ミニマムなものについては当然なければいけないということで、そういうマンパワーについてももちろん入っておりま

す。その大きな原因が、財政難のあおりで必要な予算が取れないためで、という報道があるわけです。「たとえば、五十六年度から十年計画で進められている次世代産業基盤技術研究開発計画で

○正森真貴 今度は大蔵省の方になるかもしませんが、「國の研究機関などが研究・開発した国に特許の多くが、外國では申請さえもされずに放置されている。」という問題があるようであります。その大きな原因が、財政難のあおりで必要な予算が取れないためで、という報道があるわけです。

は、すでに三百七十八件の国内特許を出願しているのに、海外での特許出願は数件。通産省・工業技術院は、このままで、「海外企業が追いかけた特許のカベに国内企業の活動が阻まれたり、國の研究者の意欲が鈍るなどの悪影響が深刻になりかねない」という懸念を表明している。こう報道されているわけであります。

大体見ますと、「政府がわが國の特許庁に出願した件数は、五十三年度の六百二十七件から昨年度の千二百四十九件にまで急増している。これに対して、外國への特許出願は五十年度以降、六十件前後で頭打ちの状態だ。昨年度は、國內で特許を出願したもののうち、米国を中心とする外國へ特許出願したのはわずか六十三件で、その割合は五%程度にとどまっている。」こう言われているのですね。それはなぜかというと、「國內では、政府の申請に限って、審査料と特許料金（特許を維持するための費用）が不要なのに、外國では有料なため。」こういふように言われていいのですね。

そこで、主計局ですかどこですかわかりませんが、海外申請費用としてここ三年ないし五年間でれくらいい予算をつけたのか、あるいは本年度予算ではそれが幾らになっているのか、答えていただきたいと思います。その金額は、五十九年度におきまして総計で六千六百万円。省庁別に申し上げますと、通産省が五千五百万円、科学技術庁が六百万円、農林水産省が五百万円。こういうふうになつております。対前年で比較いたしますと、五十八年度が六千九百万円でございましたので、トータルで三百万円の減ということです。

○平澤政府委員　いわゆる国有特許外国出願費といふ費用で出しておられますのは、通産省、科学技術庁、農林水産省の三省庁にわたっているわけでございます。その金額は、五十九年度におきまして総計で六千六百万円。省庁別に申し上げますと、通産省が五千五百万円、科学技術庁が六百万円、農林水産省が五百万円。こういうふうになつております。対前年で比較いたしますと、五十八年度が六千九百万円でございましたので、トータルで三百万円の減ということです。

○正森委員　お聞きのとおりなんですね。それで、こういう予算要求ではまさに焼け石に水であるということで、こういう報道があるのですね。日本の国有特許を適用して内閣府に提出する文

設定の出願をする者

三 第三十六条第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者

四 第四十二条第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

五 第四十二条第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

六 第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者

七 第五十一条第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者

八 第六十六条第四項の規定により決定の申請をする者

九 第六十七条の規定による届出をする者

十 第七十六条第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者

十一 第七十七条第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者

十二 第七十八条第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者

十三 第九十条の規定により決定の申請をする者

十四 第百一条第一項の規定により土地の立ち入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者

十五 第百六条第一項の規定により土地の使用又は取用の許可の申請をする者

十六 第百八十六条第一項の規定により実地調査を依頼する者

(採石法の一部改正)

第十八条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「次の表の上欄に」を「次に内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第九条第一項の規定による許可の申請をする者

二 第十九条高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第九十三条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内に政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第五条第一項の許可を受けようとする者

二 第六条の許可を受けようとする者

三 第十四条第一項の許可を受けようとする者

四 第十四条の二第一項の許可を受けようとする者

五 第十六条第一項の許可を受けようとする者

六 第十九条第一項の許可を受けようとする者

七 第二十条の完成検査を受けようとする者

八 第二十二条第一項の許可を受けようとする者

九 製造保安責任者試験を受けようとする者

十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者

(計量法の一部改正)

第十九条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二十条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 特定設備検査(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

第二十二条 計量器登録(協会又は指定検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

第二十三条 第二項中「前項の表第十七号」を「前項第十七号」に改める。

(計量法の一部改正)

第二十四条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 第百八十二条第一項中「別表の上欄に」を「次に」、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第九十五条、第九十六条の二第一項の承認を受けようとする者

二 製造の事業の登録を受けようとする者

三 製造の事業の再登録を受けようとする者

四 修理の事業の登録を受けようとする者

五 修理の事業の再登録を受けようとする者

六 販売等の事業の登録を受けようとする者

七 計量証明の事業の登録を受けようとする者

八 計量証明の事業の再登録を受けようとする者

九 第百五十五条の二第四項(第三百三十八条の二第二項において準用する場合を含む。)の第一号及び第十二号において同じ。の登録を受けようとする者

十 計量士の登録を受けようとする者

十一 製造、修理、販売等若しくは計量証明の事業の登録証、第二百五十五条の二第四項の登録に係る登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者

十二 製造、修理、販売等若しくは計量証明の登録に係る登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者

十三 計量士国家試験を受けようとする者

十四 計量器使用事業場の指定を受けようとする者

十五 第百八十二条の二の指定を受けようとする者

十六 第百八十二条第一項の八ただし書の再指定を受けようとする者

十七 第百八十二条第一項の十の二第一項において准用する第二百八十二条第一項の八ただし書の再指定を受けようとする者

十八 第百八十二条第一項の十の二第一項において准用する第二百八十二条第一項の八ただし書の再指定を受けようとする者

十九 第百八十二条第一項の十の二第一項の承認を受けようとする者

二十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者

第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第四十一条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第七十二条の規定により証明を請求する者

四 第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「一万五千円」を「一万四千円」に改め、同表第一号中「二万三千円」を「二万八千円」に改め、同表第一号を削り、同表第三号中「三千八百円」を「五千八百円」に改め、同号を同表第一号とし、同表第四号中「一万四千円」を「二万千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削る。

前記の規定により書類の交付を請求する者

抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「一万五千円」を「一万四千円」に改め、同表第一号を削り、同表第三号中「三千八百円」を「五千八百円」に改め、同号を同表第一号とし、同表第八号から第十一号までを削る。

前記の規定により書類の交付を請求する者

抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「一万五千円」を「一万四千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削り、同表第六号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第八号から第十一号までを削る。

前記の規定により書類の交付を請求する者

抄本の交付を請求する者

五 第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

六 第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

別表第一号中「一万五千円」を「一万四千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号を削り、同表第六号中「一万九千円」を「二万九千円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第八号から第十一号までを削る。

前記の規定により書類の交付を請求する者

第二百三十四号の一部を次のよう改正する。

第五十三条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条の登録を受けようとする者

二 第十七条の二の登録を受けようとする者

三 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは第二十五条の三第一項の承認又は第二十四条第一項の承認の更新若しくは第二十五条の三第二項において準用する第二十四条第一項の承認の更新を受けようとする者（指定試験機関の行う試験に合格した甲種電気用品の型式について、これらの認可若しくは承認又は認可の更新若しくは承認の更新を受けようとする者を除く。）

四 指定試験機関の行う試験を受けようとする者

五 第二十三条の二第一項の確認を受けようとする者（次号に規定する指定試験機関の証明がされた甲種電気用品についてその確認を受けようとする者を除く。）

六 第二十三条の二第三項の確認を受けようとする者

七 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

八 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十 液化石油ガス設備士免状の書換えを受けようとする者

十一 第一種液化石油ガス器具等について検定を受けようとする者

十二 第四十三条第一項の登録を受けようとする者

十三 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者

十四 第五十八条第一項若しくは第六十七条の一部改正する者

（手数料）第十八条 第七条の規定による表示をすることを通産業大臣に求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八十六条第一項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の許可を受けようとする者

二 第八条第一項の許可を受けようとする者

三 第十二条の検査を受けようとする者

四 第十三条の指定を受けようとする者

五 第三十七条第一項の認定を受けようとする者

六 第三十七条の四第一項の認可を受けようとする者

七 液化石油ガス設備士試験を受けようとする者

八 液化石油ガス設備士免状の交付を受けようとする者

九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十 液化石油ガス設備士免状の書換えを受けようとする者

十一 第一種液化石油ガス器具等について検定を受けようとする者

十二 第四十三条第一項の登録を受けようとする者

十三 第六十七条の二第一項の登録を受けようとする者

十四 第五十八条第一項若しくは第六十七条の一部改正する者

（四）第一項の承認又は第六十一条第一項（第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の承認の更新を受けようとする者（協会又は指定試験機関の行う試験に合格した第一種液化石油ガス器具等の型式について、承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。）

十五 協会又は指定試験機関の行う試験を受けようとする者

十六 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十七 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

十八 登録簿の閲覧を請求しようとする者

十九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

二十 砂利採取法（一部改正）

二十一 第三十一条砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のよう改正する。

第三十五条第二項中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額」を「実費を勘案して政令で定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の許可を受けようとする者

二 第十三条の都道府県知事の登録を受けようとする者

三 第六条第一項第五号ロの規定による認定を受けようとする者

四 第十六条の認可を受けようとする者

五 第二十一条第一項の規定による変更の認可を受けようとする者

六 第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の規定による決定の申請を受けようとする者

七 電気工事業の業務の適正化に関する法律（一部改正）

八 電気工事業の業務の適正化に関する法律（一部改正）

九 家庭用品品質表示法（一部改正）

十 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十三条家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十四条家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十五条家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十六条家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十七条家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）の一部を次のよう改正する。

第十九条電気用品取締法（昭和三十六年法律第二十九条）

い金額を限り、一時借入金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借

入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十三条 第十一条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による

一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び

利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他そ

とができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で工業所有権に関する事務に係るもの

は、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と

一般会計との間ににおいて無償として整理するこ

とができる。

一 前項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産での会計において使用す

る事務は、大蔵大臣が行う。

3 第二項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産での会計において使用す

る事務は、大蔵大臣が行う。

る必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

二 一般会計に所屬する国有財産のうち、この会計の事務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この

会計に所管換又は所属替をする場合

三 この会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一百七条に次の二項を加える。

3 第二項の特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百六十七条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五十四条中第五項を第六項とし、第四項を次に定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)

第五条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百七条に次の二項を加える。

3 第二項の特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次に定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第五十八条第三項中「第五項」を「第六項」に改めること。

三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)

第八条 附則第三条から前条までの規定による改正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から二週間以内に特許料、割増特許料、手数料、登録料又は割増登録料を納付するときは、収入印紙又は特許印紙をもつてすることができる。

(特許印紙による納付に伴う経過措置)

第五条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百七条に次の二項を加える。

3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

第一百九十五条中第五項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を又はそ

第三条第一項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改める。
（郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正）

第四十一条中「国税収納金整理資金に」の下に「、特許印紙に係るものは特許特別会計に」を加える。
〔退職職員に支給する退職手当支給の財源にかかるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正〕

特許等工業所有権に関する事務の遂行に資する
とともに、その経理を明確にするため、特別会計
を設置し、一般会計と区分して経理することとす
る必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

の他工業所有権に關する事務に係る手数料
を納付するとき。
第二条第一項中「及び自動車重量税法に規定
する自動車重量税印紙」を、自動車重量税法に規定
する自動車重量税印紙並びに特許法、実用
新案法、意匠法及び商標法に規定する特許印
紙」に改める。

第十条 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び自動車重量税印紙」を「自動車重量税印紙及び特許印紙」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
「第一条中「機械類信用保険特別会計」の下に「特許特別会計」を加える。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

区	分	当へ一日につき)						宿泊料(一夜につき)			食卓料 (二夜につき)
		指定都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方		
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等及び特命大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官等及び特命大臣等	一三、二〇〇円	一一、一〇〇円	八、九〇〇円	八、一〇〇円	四〇、一〇〇円	三三、五〇〇円	二六、九〇〇円	二四、二〇〇円	一〇、一〇〇円	
その他	その他	一〇、五〇〇円	八、七〇〇円	七、〇〇円	六、三〇〇円	三二、一〇〇円	二六、八〇〇円	二一、五〇〇円	一九、三〇〇円	八、六〇〇円	
指定職務にある者	指定職務にある者	九、四〇〇円	七、九〇〇円	六、三〇〇円	五、七〇〇円	二九、〇〇円	二四、二〇〇円	一九、四〇〇円	一七、四〇〇円	八、〇〇円	
二等級以上の職務にある者	二等級以上の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二二、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	七、七〇〇円	
二等級以下五等級以上の職務にある者	二等級以下五等級以上の職務にある者	七、二〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇円	四、五〇〇円	二三、五〇〇円	一八、八〇〇円	一五、一〇〇円	一三、五〇〇円	六、七〇〇円	
六等級以下の職務にある者	六等級以下の職務にある者	六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円	五、八〇〇円	
六等級以下の職務にある者	六等級以下の職務にある者	五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、一〇〇円	一六、一〇〇円	一三、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九、七〇〇円	四、八〇〇円	

別表第一の一の備考中二を次のように改める。

二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、歐州地域及び中近東地域として大蔵省令で定め

指定期の職務にあ る者	一四一、〇〇〇円	一八八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円	六一八、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円
三等級又は四 等級の職務に ある者	一一六、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	二七六、〇〇〇円	三四八、〇〇〇円	四二八、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	五一四、〇〇〇円	五六六、〇〇〇円	六〇一、〇〇〇円
五等級以下 の職務に ある者	九五、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二二六、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	三八六、〇〇〇円	四二一、〇〇〇円	四五六、〇〇〇円	四九三、〇〇〇円
上又は二等級以 下の職務にあ る者	一四一、〇〇〇円	一八八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円	五二一、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円	六一八、〇〇〇円	六八〇、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

改正後の国家公務員等の旅費に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

新法別表第一の一の規定(着手手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に對応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、外國旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員等

共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のよう改止する。

第一条の七第二項中「第一条の十五」を「第一条の十六」に改める。

第一条の十五の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十六 前条第一項の規定の適用を受けたる年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十八の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項第一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に對応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限に達して

いる年金限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者は旧法の規定による退族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年以内までの年数については、三百分の二)に相当する年金については、三百分の

一) に相当する金額

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十萬五千百円

三 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六十萬五千百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金(イ及びロに掲げる年金を除く。)四十八万四千百円

二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数について)は、六百分の二」とあるのは「六百分の一」とする。

次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる

額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十萬五千百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 八十万六千八百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金限に達しているものに係る年金 六十萬五千百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金(イ及びロに掲げる年金を除く。)四十八万四千百円

二 イからハまでに掲げる年金以外の年金
四十万三千四百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 五十三万九百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が旧法の規定による遺族年金に相当する年
金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に
該当する場合には、昭和五十九年三月分以
後、前各項の規定により算定した額に当該各
号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金
の額とする。この場合においては、第一条の
第九項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万
円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二
十一万円

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当す
る場合を除く) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金を受ける者に
ついて準用する。この場合において、同条第
九項中「前項各号の一」とあるのは、「第一条の
十六第五項各号の一」と、「第一項から第三項
まで及び第六項」とあるのは、「第一条の十六第
一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八
項」とあるのは、「第一条の十六第五項」と読み
替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定
された年金のうち旧法の規定による遺族年金
に相当する年金の額(その額から
同項の規定により加算されるべき額に相当す
る額を控除した額)が五十三万三千五百円に
満たないときは、昭和五十九年八月分以後、
その額を、五十三万三千五百円に改定する。
8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の
適用を受ける者が妻である場合について準用す
る。

9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定
について準用する。

10 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定
について準用する。

による退職年金、障害年金又は遺族年金に相
当する年金とあるのは「殉職年金又は公務
傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあ
るのは「第二条の十六第一項の規定により読
み替えた前項」と読み替えるものとする。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二
条の十五」を「第二条の十六」に改める。

第二条の十五の次に次の二条を加える。

(昭和五十九年度における特別措置法による
公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十六 前条第一項の規定の適用を受け
る年金については、昭和五十九年三月分以
後、その額を、その算定の基礎となつている
別表第一の十八の仮定俸給(同条第七項の規
定又は同条第十二項において準用する第一条
第六項の規定により前条第七項各号に掲げる
金額又は従前の年金額をもつて改定年金額と
した年金については、同条第一項の規定によ
り年金額を改定したものとした場合にその改
定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)
に対応する別表第一の十九の仮定俸給を俸給
とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定
した額に改定する。この場合において、同項
中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十九」
と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九
年三月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十五に定め
る障害の等級に對応する年金額(障害の等
級が一級又は二級に該当するものにあつて
は、二十万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十五万円

三 公務傷病遺族年金 九十七万千円

4 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける
権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病
遺族年金を受ける権利を有する者について
は、これらの規定により算定した額に九万六
千円を加えた額をもつて、これらの年金の額
とする。この場合においては、第二条の九第
五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶
養親族がある場合には、第三項第一号に掲げ
る額に、配偶者である扶養親族については十
四万七千六百円、配偶者以外の扶養親族につ
いては一人につき一万二千円(そのうち二人
までについては、一人につき四万五千六百円
(配偶者である扶養親族がない場合にあって
は、そのうち一人に限り九万九千六百円))を
加えた額を同号に掲げる額として、同項の規
定を適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権
利を有する者に扶養親族がある場合には、第
三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を
加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号
に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第一

同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相
当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務
傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあ
るのは「第二条の十六第一項の規定により読
み替えた前項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定
された年金の額(第四項の規定の適用があつ
た場合には、同項の規定により加算されるべ
き額に相当する額を控除した額)が、次の各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十九
年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲
げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十六に定め
る障害の等級に對応する年金額(障害の等
級が一級又は二級に該当するものにあつて
は、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十七万四千円

三 公務傷病遺族年金 九十九万円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の
規定の適用を受ける年金を受ける権利を有す
る者について準用する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十六に定め
る障害の等級に對応する年金額(障害の等
級が一級又は二級に該当するものにあつて
は、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十七万四千円

三 公務傷病遺族年金 九十九万円

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権
利を有する者に扶養親族を有するもの当該
年金の額につき第七項の規定を適用する場合
について準用する。この場合において、第五
項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第
一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺
族年金を受ける権利を有する者に扶養親族を
有するもののこれらの年金の額につき第七項
の規定を適用する場合について準用する。こ
の場合において、第六項中「第三項第一号」と
あるのは、「第七項第一号」と読み替えるもの
とする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年
金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける
者に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第一
号又は第三号に掲げる額として、同項の規定
を適用する。

一 扶養親族一人につき一万二千円(そのうち
二人までについては、一人につき四万五千
六百円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当
する金額

三 一扶養親族一人につき一万二千円(そのうち
二人までについては、一人につき四万五千
六百円)

者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条第一項中「旧法の規定による」を「國家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）第三条第一項に規定する組合（以下「組合」という。）のうち公共企業体の組合（新法第一百六十六条第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下同じ。）に規定する組合（以下「組合」という。）のうち外の組合（以下「國の組合」という。）が支給する組合（以下「組合」という。）のうち「國の組合による旧法の規定による」に改め、同条第二項中「旧法第九十条の規定による」を「國の組合が支給する旧法第九十条の規定による」に改め。

第三条の十五の次に次の二条を加える。

（昭和五十九年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十六 第一条の十六の規定は前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十六の規定は前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

2 第一条の十六の規定は公共企業体の組合が支給する旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定による規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。）

3 前項の規定（同項において準用する第一条の十六第一項から第三項までの規定に係る部分並びに前項において準用する第二条の十六

第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合（新法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。以下同じ。）が支給する年金については、適用しない。

第四条第一項中「國家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）」を「新法」に、「第十条の六」を「第十条の八」に改め、同条第五項中「及び第十条の六第四项」を「第十条の六第四項及び第十条の七第三項」に改める。

第五条の五第六項中「施行法」を「國の組合が支給する施行法」に改める。

第十条の六第一項中「含む。」の下に「以下「給与法令」という。」を、「遺族年金」の下に「（次条において「昭和五十六年三月三十一日以前等の年金」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十九年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の七 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員をいい、施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び組合員を含む。以下この項において同じ。）（第三項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした更新組合員（施行法第二条第一項各号に掲げる者及び組合員を含む。以下この項において同じ。）

一 昭和五十六年三月三十一日以前等の年金改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた施行法第二条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされれた額を当該年金に係る新法第四十二条第一項又は同号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定においては、第十条の二第二項後段の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第二項後段の規定を準用する。

2 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限る。）のとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第一項第十七号又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされれた額をそれぞれ当該年金に係る同項

この条及び第十五条の七において「俸給調整期間」という。がある者（以下この条及び第二号において同じ。）の算定の基礎となつている施行法第二条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額。

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金、俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき施行法第二条第一項第十七号又は第十八号に規定する恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額を加えて得た額。

2 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（俸給調整適用者に限る。）のとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額年金、障害年金又は遺族年金で、昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされれた額をそれぞれ当該年金に係る同項

給年額又は旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額の中のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金（前号に掲げる年金に該当するものを除く。）当該年金の額の算定の基礎となつてゐる新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給額又は新法の俸給年額にその額が別表第三の上欄に掲げる俸給年額のいずれかに属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額。

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎ととなるべき新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額

十八条の四に規定する者を含む)である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係るこれらの年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

4 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

5 第一項の規定は公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第一号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの中金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十九年度における移行退職年金等の額の改定)

第十条の八 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法(施行法第五十一条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。)の退職をした旧公企体長期組合員(同条第一号に規定する旧公企体長期組合員を除く。以下同じ。)及び同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十七年度の旧公企体長期組合員であった期

十八条の四に規定する者を含む。)である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職した衛視等に係るこれら年の年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

4 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日ににおいて現に支給されているものについて、それ準用する。

十八条の四に規定する者を含む。)である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係るこれらの年金で昭和五十九年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十一日ににおいて現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

第一項の規定は公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第一号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの中の年金で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用す

十八条の四に規定する者を含む。)である衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係るこれらの年金で昭和五十九年三月三十日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

4 第一項の規定は前条第五項の規定の適用を受ける年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定は当該年金で同年三月三十日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

5 第一項の規定は公共企業体の組合が支給する施行法第五十一条の四第一号に規定する沖縄の共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項の規定はこれらの中の年金で同年三月三十日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。(昭和五十九年度における移行退職年金等の額の改定)

間及び昭和五十六年度の旧公企体長期組合員であつた期間（昭和五十七年四月一日に引き続く期間に限る）内において、旧公企体共済法に規定する俸給による給与還則（日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）、第四十三条の二十一、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十二条に規定する給与準則をいう。以下同じ）の規定で昭和五十七年一度における改正が行われなかつたものの適用を受けた期間又は当該俸給に係る給与準則の規定で同年度における改正が行われたものの当該改正前の規定の適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十六年度内期間で大蔵大臣が定めるもの（以下この条及び第十五条の八において「俸給調整期間」という。）がある者（以下この条及び第十五条の八において「俸給調整適用者」という。）に限り、第十五条の八に係る国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）附則第十八条第一項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第五項第二号に規定する施行法第一条第一項第七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第一項第二号に規定する施行法第一条第一項第七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給額とみなし、統合法附則の規定を適用して算定した額に改定する。

年金の額（その額について年金額の最低保
障又は従前額保障に関する統合法附則の規
定の適用があつた場合には、その適用がな
いものとした場合の額）の算定の基礎とな
つている統合法附則第十八条第三項に規定
する公企体基準俸給年額又は統合法附則第
二十四条第二項第一号に規定する施行法第
二条第一項第十七号若しくは第十八号に規
定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸
給年額とみなされた額にその額が別表第十
三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分
に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を
乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下
欄に掲げる金額を加えて得た額

一 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年
三月三十一日までの間に旧公企体共済法の
退職した俸給調整適用者に係る年金俸
給調整期間に係る旧公企体共済法に規定す
る俸給について昭和五十八年度における改
正後の給与準則の規定の適用を受けていた
としたならば当該年金の額の算定の基礎と
なるべき統合法附則第十八条第三項に規定
する公企体基準俸給年額又は統合法附則第
二十四条第二項第二号に規定する施行法第
二条第一項第十七号若しくは第十八号に規
定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸
給年額とみなされた額

2 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用
を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する
年金については、適用しない。

第十五条の六第一項中「第三項」の下に「及び
次条第一項」を加え、「以前の通算退職年金等」
中「以前の通算退職年金等」を「以前等の通算退
職年金」に改め、同条第三項
三項中「支給される」を「國の組合から支給され
る」に改める。

(昭和五十九年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定)

第十五条の七 昭和五十七年三月三十一日以前
に新法の退職をした組合員(第四項の規定の
適用を受ける者を除く)及び同年四月一日
から昭和五十八年三月三十一日までの間に新
法の退職をした組合員(俸給調整適用者に限
る)に係る新法の規定による通算退職年金
(第三項において「昭和五十七年三月三十一日
以前等の通算退職年金」という)で、昭和五
十九年三月三十一日において現に支給されて
いるものについては、同年四月分以後、その
額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又
はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応
じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をい
う)の千分の十に相当する金額に二百四十
を乗じて得た額

イ 昭和五十六年三月三十一日以前等の通
算退職年金 当該通算退職年金に係る前
条第一項第一号に規定する通算退職年金
の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその
額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年額
のいずれの区分に属するかに応じ同表の
中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分
に応じ同表の下欄に掲げる通算退職年金
(イに掲げる
通算退職年金に該当するものを除く)
ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七
年三月三十一日までの間に新法の退職を
した者に係る通算退職年金(イに掲げる
通算退職年金に該当するものを除く)
当該通算退職年金の額の算定の基礎とな
つている俸給に十二を乗じて得た額にそ
の額が別表第十三の上欄に掲げる俸給年
額のいずれの区分に属するかに応じ同表
の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区
分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加え
て得た額を十二で除して得た額

分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加え
て得た額を十二で除して得た額

ものについて準用する。

(昭和五十九年度における移行通算退職年金
及び移行通算遺族年金の額の改定)

第五条の八 昭和五十七年三月三十一日以前
に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期
組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三
月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職
をした旧公企体長期組合員(俸給調整適用者
に限る)に係る移行通算退職年金(統合法附
則第二十条第三項に規定する移行通算退職年
金をいう。以下同じ。)については、昭和五十
九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げ
る額の合算額を二百四十で除し、これに当該
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
第五条の五第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
第五条の五第二項中「前項の」とあるのは「第十
五条の七第一項の」と、「次項第一号」とある
のは「次項の規定により読み替えた第十
五条の五第二項第一号」と、「前項第一号」と
あるのは「第十五条の七第一項第一号」と、同
条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の
七第一項の規定及び同条第二項において読み
替えた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十七年三月三十一日以前等の通算退
職年金に係る通算退職年金で、昭和五十九年
三月三十一日において現に支給されているも
のについては、同年四月分以後、その額を、
当該通算退職年金を通算退職年金とみなして
前二項の規定によりその額を改定するものと
した場合の改定年金額の百分の五十に相当す
る額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 移行通算退職年金の仮定俸給(次のイ又
はハに掲げる当該移行通算退職年金の区分
に応じそれぞれイ又はハに掲げる額をい
う)の千分の十に相当する金額に二百四十
を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公
企体共済法の退職をした者に係る移行通
算退職年金 当該移行通算退職年金の額
の算定の基礎となつてゐる統合法附則第
十八条第三項に規定する公企体基礎俸給
額にその額が別表第十三の上欄に掲げ
る俸給年額のいずれの区分に属するかに
応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これ
に当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金
額を加えて得た額を十二で除して得た額
を乗じて得た額

4 第二項から第三項までの規定は、公共企業
体の組合が支給する施行法第五十一条の四第
二号に規定する沖縄の共済法の規定による通
算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九
年三月三十一日において現に支給されている
年金額の改定に適用する。

5 第二項から第三項までの規定は、公共企業
体の組合が支給する施行法第五十一条の四第
二号に規定する沖縄の共済法の規定による通
算退職年金又は通算遺族年金で、昭和五十九
年三月三十一日までの間に旧公企体共済
法の退職をした俸給調整適用者に係る移
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

公企体共済法に規定する俸給について昭
和五十九年度における改正後の給与準則
の規定の適用を受けていたとしたならば
当該年金の額の算定の基礎となるべき統
合法附則第十八条第三項に規定する公企
体基礎俸給年額を十二で除して得た額

及び移行通算退職年金の額の改定)

第五条の八 昭和五十七年三月三十一日以前
に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期
組合員及び同年四月一日から昭和五十八年三
月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職
をした旧公企体長期組合員(俸給調整適用者
に限る)に係る移行通算退職年金(統合法附
則第二十条第三項に規定する移行通算退職年
金をいう。以下同じ。)については、昭和五十
九年四月分以後、その額を、次の各号に掲げ
る額の合算額を二百四十で除し、これに当該
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
第五条の五第二項中「前項の」とあるのは「第十
五条の七第一項の」と、「次項第一号」とある
のは「次項の規定により読み替えた第十
五条の五第二項第一号」と、「前項第一号」と
あるのは「第十五条の七第一項第一号」と、同
条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の
七第一項の規定及び同条第二項において読み
替えた前項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりその額を改定すべき移行
通算退職年金を受けた者が昭和五十四年十二
月三十日以前に旧公企体共済法の退職をし
た者である場合においては、その者につき計
算した第一号に掲げる金額が第一号に掲げる
金額を超えることとなるときは、その者に係
る移行通算退職年金の額は、同項中「月数を
乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得
た額を次項第一号に掲げる金額を同項第二号
に掲げる金額で除して得た割合(その割合が
百分の八十より少ないとときは、百分の八十)
を乗じて得た額」として、同項の規定を適用
する。

1 前項第二号に規定する移行通算退職年金
の仮定俸給を三十で除して得た額に、旧公
企体組合員期間に応じ旧公企体共済法別表
第三に定める日数を乗じて得た額

2 前項の規定により改定された移行通算退
職年金の額に、旧公企体共済法の退職の日
における年齢に応じ旧公企体共済法別表第
三の二(当該退職の日が昭和五十一年九月
三十日以前の日であるときは、昭和四十二
年度以後における公共企業体職員等共済組
合法に規定する共済組合が支給する年金の
額の改定に関する法律及び公共企業体職員
等共済組合法の一部を改正する法律(昭和
五一年法律第五十五号)第二条の規定に
よる改正前の公共企業体職員等共済組合法
(昭和三十一年法律第百三十四号)別表第三
の二)に定める率を乗じて得た額

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す

4
統合法附則第二十条第三項の規定によりそ
の例によることとされる新法第七十九条の二
第五項の規定に該当する移行通算退職年金に
ついては、同項の合算額のうちの一の額に保
る年金ごとに前三項の規定の例により算定し
た額の合算額をもつて、当該移行通算退職年
金の額とする。

昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体
共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び
同年四月一日から昭和五十八年三月三十一日
までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企
体長期組合員（俸給調整適用者に限る。）に

「第六」を「第十五条の八」に改め、同条第一号中「第三条の十五」を「第三条の十六第一項」に、「負担する」を「負担し、同条第一項の規定による年金額の改定により増加する費用は、公共企業体（新法第二条第一項第七号に規定する公共企業体をいう。以下同じ）が負担する」に改め、同条第二号中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を、「第一百一十六条第一項の規定」の下に「（第四号において「費用負担規定」という。）」を加え、同条第三号中「第十五条の六」を「第十一条の七」に改め、同条に次の一号を加える。

第六条 第四項に規定する移行通算遺族年金をいう。以下同じ。)については、昭和五十九年四月分以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十六条中「第一条の十五」を「第一条の十六」に、「第二条の十五」を「第二条の十六」に、「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第十条の六」を「第十条の八」に改める。

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の

6 前各項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十六条中「第一条の十五」を「第一条の十六」に、「第二条の十五」を「第二条の十六」に、「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第十条の六」を「第十条の八」に改める。

企体長期間組合員であつた期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、費用負担規定の例による。

第十八条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改める。

別表第一の十八の次に次の一表を加える。

第十八条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改める。
別表第一の十八の次に次の一表を加える。

別表第一の十八の次に次の一表を加える。

別表第一の十九(第一条の十六、第二条の十六関係)

仮定俸

九	九	九	八	八	八	七
五	二	○	六	四	二	○
三	八	八	一	九	七	五
八	六	六	二	六	三	○
○	○	○	○	○	○	○

一〇九八
一〇八七
一〇七六
一〇六五
一〇五四
一〇四三
一〇三二
一〇二一
一〇一〇
一〇〇九
一〇〇八
一〇〇七
一〇〇六
一〇〇五
一〇〇四
一〇〇三
一〇〇二
一〇〇一
一〇〇〇

八〇、八〇〇円を超える八、七五〇円以下のもの	三三・〇割
七七、六五〇円を超える八〇、八〇〇円以下のもの	三四・五割

別表第四の二十六（第二条の十六関係）

障害の等級	年金額
一	四、〇三八、〇〇〇円
二	三、三五五、〇〇〇円
三	二、七五四、〇〇〇円
四	二、一七五、〇〇〇円
五	一、七五六、〇〇〇円
六	一、四五、〇〇〇円

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十三（第十条の七、第十条の八、第十五条の七、第十五条の八関係）

障害の等級	年金額
一	四、〇六八、〇〇〇円
二	三、三八五、〇〇〇円
三	二、七八四、〇〇〇円
四	二、二〇〇、〇〇〇円
五	一、七七六、〇〇〇円
六	一、四三五、〇〇〇円

別表第十二の次に次の二表を加える。
別表第十四の備考一の規定及び別表第十四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十二（第二条の十六関係）

俸給年額	率	金額
一、一〇〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇一二	〇円
一、一〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三円未満のもの	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三円以上のもの	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

別表第三の十九（第二条の十六関係）

別表第一の十九の下欄に掲げる仮定俸給	率	
三二、八三〇円以上のもの	一三・〇割	
二九七、二三〇円を超える三二、八三〇円未満のもの	二三・八割	
二八四、八四〇円を超える九七、二三〇円以下のもの	二四・五割	
二七五、〇一〇円を超える一八四、八四〇円以下のもの	二四・八割	
一九三、八六〇円を超える七五、〇一〇円以下のもの	二五・〇割	
一八四、八四〇円を超える一九三、八六〇円以下のもの	二五・五割	
一六六、六一〇円を超える一八四、八四〇円以下のもの	二六・一割	
一三六、〇五〇円を超える一六六、六一〇円以下のもの	二六・九割	
一三〇、八五〇円を超える一三六、〇五〇円以下のもの	二七・八割	
一二三、三〇〇円を超える一三〇、八五〇円以下のもの	二七・八割	
一一八、九一〇円を超える一二二、三〇〇円以下のもの	二九・一割	
一一五、四二〇円を超える一八、九一〇円以下のもの	二九・三割	
一一一、五九〇円を超える一五、四二〇円以下のもの	二九・八割	
九〇、一二〇円を超える一〇、五九〇円以下のもの	二九・九割	
八六、九六〇円を超える九〇、一二〇円以下のもの	三一・九割	
八四、七三〇円を超える八六、九六〇円以下のもの	八一、七五〇円を超える八四、七三〇円以下のもの	三二・七割

別表第三の十八の次に次の二表を加える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一百条第三項中「四十四万円」を「四十五万円」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十九万二百円」を「八十万六千八百円」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。)

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十九万二百円」を「八十万六千八百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後施行法」という。)の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第一条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十九年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(六十五歳以上の者の退職年金の最低保障等に関する経過措置)

第一条 改正後の施行法の規定は、昭和五十九年一月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

(第三条 改正後の施行法の規定は、昭和五十九年一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年三月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、同条第二項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百一十七万四千円」である。

第六条、四〇〇円」を「一、七四一、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万四千円」を「十四万七千六百円」に、「四万一千円」を「四万五千六百円」に、「九万六千円」を「九万九千六百円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者たる特別措置法の一部改正する。

(昭和五十九年三月分の旧公企体共済法による退職年金等の額の改定の特例)

第一条 旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の十一第一号に規定する。

する旧公企体共済法をいう。以下同じ。)の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下次条までにおいて同じ。)をした旧公企体更新組合員(旧公企体共済法附則第四条第一項に規定する更新組合員をいい。旧公企体共済法附則第十七条の二に規定する者を含む。)に係る國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。)附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の昭和五十九年三月分の額について改定する法律(昭和五十九年法律第八十二号。以下「改定法」という。)別表第十三の上欄に掲げて適用する。この場合における改定後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定(以下「額改定法」という。)別表第十三の上欄に掲げて適用する。

第三条 第二条の規定による改定後施行法の規定は、昭和五十九年二月一日から適用する。

(旧公企体共済法附則第六条第二項の規定による改定後施行法の規定は、昭和五十九年二月一日から適用する。

第三条 第二条の規定による改定後施行法の規定は、昭和五十九年二月一日から適用する。

じに、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額をえた額。

イ 旧公企体年金額改定法第三条の十五第一項から第三項までの規定により改定された

当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企

体共済法第十七条第一項に規定する俸給年

額とみなされた額にその額が第一条の規定

による改定後の昭和四十二年度以後における

国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定

の改定に関する法律(以下「改定後年金額」とい

う。)別表第十三の上欄に掲げて適用する。

同表の上欄に掲げて適用する。

て同じ。に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した額をえた額

イ 当該年金の額の算定の基礎となつた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定（附則第六条の三の規定を除く）の例により算定した金額から、その金額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

ロ 当該年金の額からその額に係る旧公企体共済法附則第十四条の三第一項第一号に定める金額を控除した金額

2 前項第一号又は第二号の規定の適用がある場合においては、改正後の年金額改定法第十条の八第一項第一号中「統合法附則の規定」とあるのは「統合法附則の規定及び昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項第一号又は第二号の規定」として、同項の規定を適用する。

3 統合法附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧公企体共済法附則第六条の八の規定は、改正後の施行法第十二条の二及び第二十四条の二の規定と同様に改正されたものとし、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付の同年三月分の額について適用されるものとする。

4 第一項の規定は、国家公務員等共済組合附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。（昭和五十七年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例）

三 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者（改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整適用者に限る。）に係る年金 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定又は旧公企体共済法附則第六条の三の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額。ロにおいて同じ。）に、当該年金についてそれぞれ算定した次のイに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した額をえた額

イ 改正後の年金額改定法第十条の八第一項に規定する俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者（統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金（以下この条にお

いて「移行年金」という。）の額（改正後の年金額改定法第十条の八の規定の適用があつた場合には、同条による改定後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改定後の年金額改定法別表第十三の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額）を同項に規定する俸給年額にその額に五百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする）に満たないときは、統合法附則の規定にかかわらず、昭和五十九年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。

（費用の負担）
第六条 改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前二条の規定の適用により増加する长期給付に要する費用の負担について準用する。（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に要する経過措置その他この法律の施行に必要な事項は、政令で定める。

理由
国家公務員等共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容を勘酌してその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由には、同条による改定後の年金額が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金の額改定法第十条の八の規定の適用があつた場合に

昭和五十九年四月十九日印刷

昭和五十九年四月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C